

[栃木県権限移譲基本方針・参考]

移譲対象事務の概要調書

(移譲事務調書)

令和 2 (2020) 年 3 月

まちづくり・土地利用規制分野（18 法令）

- （１） 都市計画法（開発行為の許可等に関する事務）
- （２） 公有地の拡大の推進に関する法律（土地譲渡の届出受理等に関する事務）
- （３） 土地区画整理法（事業認可等に関する事務）
- （４） 都市緑地法（保全計画・特別緑地保全地区に関する事務）
- （５） 都市再開発法（第一種市街地再開発事業の認可等に関する事務）
- （６） 都市再開発法（建築行為の許可等に関する事務）
- （７） 森林法（林地開発行為の許可等に関する事務）
- （８） 農地法（転用許可等に関する事務）
- （９） 租税特別措置法（所轄税務署長への通知等に関する事務）
- （10） 農業振興地域の整備に関する法律（開発行為の許可等に関する事務）
- （11） 高齢者の居住の安定確保に関する法律（終身建物賃貸借事業の認可等に関する事務）
- （12） 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（特定施設に係る新築等の許可等に関する事務）
- （13） 建築基準法（建築統計の作成に関する事務）
- （14） 栃木県建築基準条例（避難及び通行の安全上支障がない旨の認定等に関する事務）
- （15） 栃木県景観条例（大規模行為の届出受理等に関する事務）
- （16） 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（特定事業の許可等に関する事務）
- （17） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（区域内における行為の許可等に関する事務）
- （18） 地すべり等防止法（区域内における行為の許可に関する事務）

福祉分野（15 法令）

- （19） 民生委員法（民生委員協議会を組織する区域の設定に関する事務）
- （20） 社会福祉法（社会福祉法人の定款認可等に関する事務（こども政策課所管分を除く））
- （21） 社会福祉法（軽費老人ホーム事業の許可等に関する事務）
- （22） 社会福祉法（老人福祉センターの開始届出受理等に関する事務）
- （23） 老人福祉法（有料老人ホームの設置届出受理等に関する事務）

- (24) 老人福祉法（養護老人ホームの設置認可等に関する事務）
- (25) 介護保険法（事業者等の指定等に関する事務）
- (26) 障害者総合支援法（事業者等の指定等に関する事務）
- (27) 身体障害者福祉法（身体障害者手帳の交付等に関する事務）
- (28) 児童福祉法（障害児通所支援事業の指定等に関する事務）
- (29) 社会福祉法（社会福祉法人の定款認可等に関する事務（こども政策課所管分に限る））
- (30) 児童福祉法（児童福祉施設の設置認可等に関する事務）
- (31) 児童福祉法（認可外保育施設の届出受理等に関する事務）
- (32) 児童福祉法（一時預かり事業の開始届出受理等に関する事務）
- (33) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（幼保連携型以外の認定こども園の認定等に関する事務）

保健分野（5 法令）

- (34) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（施術所の開設の届出の受理等に関する事務）
- (35) 柔道整復師法（施術所の開設の届出の受理等に関する事務）
- (36) 障害者総合支援法（自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請の所得審査）
- (37) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神障害者の診察・措置入院等に関する事務）
- (38) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（卸売販売業の許可等に関する事務）

衛生分野（13 法令）

- (39) 水道法（専用水道の施設基準適合の認可等に関する事務）
- (40) 栃木県小規模水道条例（小規模水道の敷設の確認等に関する事務）
- (41) 温泉法（温泉の利用許可に関する事務）
- (42) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（特定建築物の届出の受理に関する事務）
- (43) 旅館業法（旅館業の経営の許可等に関する事務）
- (44) 興行場法（興行場の営業許可等に関する事務）
- (45) 公衆浴場法（公衆浴場の経営の許可等に関する事務）

- (46) 美容師法（美容所の開設の届出の受理等に関する事務）
- (47) 理容師法（理容所の開設の届出の受理等に関する事務）
- (48) クリーニング業法（クリーニング所の開設の届出の受理等に関する事務）
- (49) 住宅宿泊事業法（住宅宿泊事業の届出の受理等に関する事務）
- (50) 動物の愛護及び管理に関する法律（動物取扱事業者の登録等に関する事務）
- (51) 食品表示法（食品等の品質表示の指示等に関する事務）

環境分野（14 法令）

- (52) 自然環境の保全及び緑化に関する条例（行為の許可等に関する事務）
- (53) 環境基本法（騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する事務）
- (54) 騒音規制法（規制地域の指定等に関する事務）
- (55) 振動規制法（規制地域の指定等に関する事務）
- (56) 悪臭防止法（規制地域の指定等に関する事務）
- (57) 大気汚染防止法（ばい煙発生施設の設置届出受理等に関する事務）
- (58) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止統括責任者の選任等に関する事務）
- (59) ダイオキシン類対策特別措置法（特定施設の設置届出受理等に関する事務）
- (60) 栃木県生活環境の保全等に関する条例（深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定に関する事務）
- (61) 栃木県生活環境の保全等に関する条例（特定施設の届出受理等に関する事務）
- (62) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出量等に関する事項の届出等に関する事務）
- (63) 水質汚濁防止法（特定施設の設置届出受理等に関する事務）
- (64) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（立入検査等に関する事務）
- (65) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物再生事業者の登録に関する事務）

産業分野（5 法令）

- (66) 砂利採取法（砂利採取計画の認可等に関する事務）
- (67) 採石法（岩石採取計画の認可等に関する事務）

- (68) 中小企業団体の組織に関する法律（協業組合の設立の認可等に関する事務）
- (69) 中小企業等協同組合法（組合の設立の認可等に関する事務）
- (70) 中心市街地の活性化に関する法律（大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理に関する事務）

農業分野（11 法令）

- (71) 農業協同組合法（農事組合法人に関する事務）
- (72) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（導入計画の認定等に関する事務）
- (73) 農薬取締法（販売者の届出の受理等に関する事務）
- (74) 肥料取締法（販売者の届出の受理等に関する事務）
- (75) 野菜生産出荷安定法（野菜指定産地の指定の申出等に関する事務）
- (76) 獣医師法（診療簿及び検案簿の検査に関する事務）
- (77) 獣医療法（診療施設の開設の届出の受理等に関する事務）
- (78) 土地改良法（土地改良区に関する事務）
- (79) 土地改良法（土地改良区を行う土地改良事業に関する事務）
- (80) 土地改良法（第3条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業に関する事務）
- (81) 土地改良法（市町村の行う土地改良事業に関する事務）

安全・安心分野（3 法令）

- (82) ガス事業法（販売事業者からの報告徴収等に関する事務）
- (83) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（販売事業者からの報告徴収等に関する事務）
- (84) 計量法（立入検査等に関する事務）

教育分野（1 法令）

- (85) 社会教育法（社会教育主事の資格の認定に関する事務）

移譲事務調書

事務No.	1	法令名	都市計画法	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	開発行為の許可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為の許可、変更許可 ・ 開発行為の完了検査、検査済証の交付、公告 ・ 開発許可済の区域における建築物の建築等の許可 ・ 市街化調整区域における建築物の建築等の許可 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりの主体である市町が開発許可事務を行うことによって、より整合が図られたまちづくりに資することができる。 ・ 建築確認業務を行っている特定行政庁においては、開発許可業務と建築確認業務とで密接に連携を図り、良好なまちづくりに資することができる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発登録簿の閲覧場所を設ける必要がある。 ・ 開発許可業務は建築確認業務と密接に関連しているため、一体的な移譲が望ましい。 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	9	町	0
県担当課	本庁	都市計画課開発指導担当	出先機関	土木事務所 (宇都宮、真岡、栃木、大田原)			

2. 移譲項目

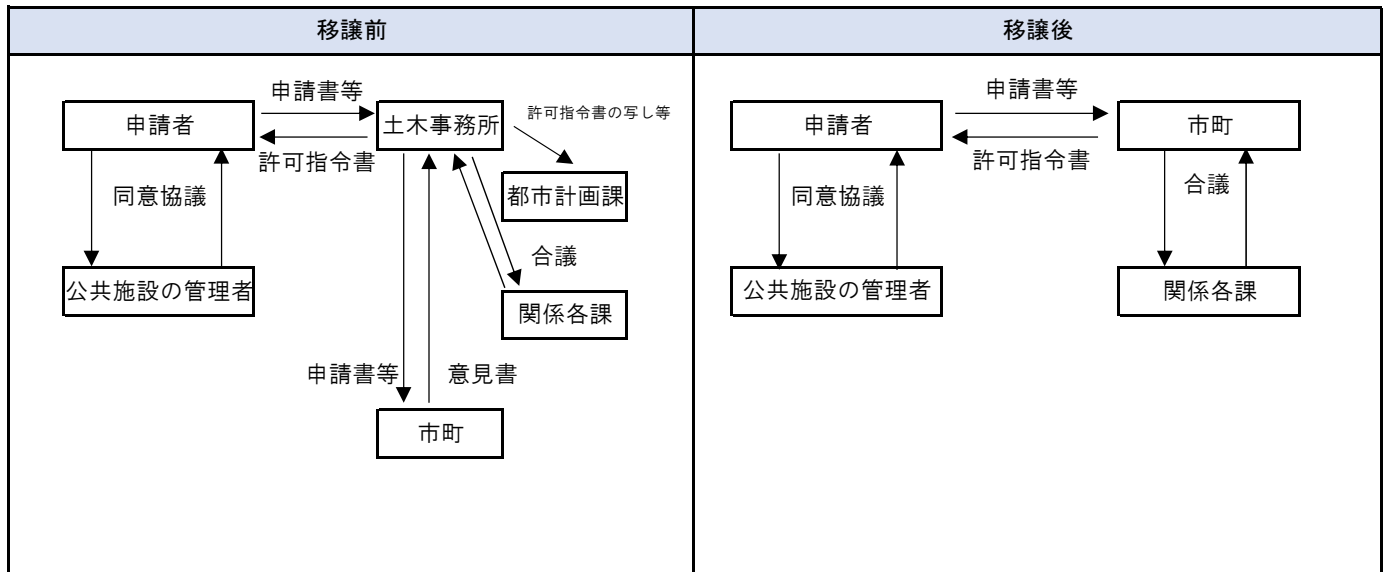
(項目数： 45)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
開発行為の許可等に関する事務	第29条第1項	都市計画区域又は準都市計画区域内の開発行為の許可	194	12.50
	第29条第2項	都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内の開発行為の許可		
	第34条第13号	市街化調整区域における開発行為の許可に係る権利の届出の受理	0	1.50
	第34条第14号	開発審査会への付議等	3	18.00
	第34条第14号(第35条の2第4項において準用)	変更許可の場合の開発審査会への付議	0	2.00
	第34条の2第1項	国、都道府県又は事務処理市町村等が行う開発行為に係る協議	0	12.50
	第34条の2第1項(第35条の2第4項において準用)	変更許可の場合の国、都道府県又は事務処理市町村等が行う開発行為に係る協議	1	12.50
	第35条の2第1項	開発行為の変更の許可	28	6.50
	第35条の2第3項	開発行為の変更の届出の受理	0	2.00
	第36条第1項	工事が完了した旨の届出の受理	0	1.00
	第36条第2項	工事の完了の検査及び検査済証の交付	0	6.00
	第36条第3項	工事が完了した旨の公告	27	1.00
	第37条第1号	開発行為の許可を受けた区域内の土地における建築物等の建築の承認	29	7.00
	第38条	工事の廃止の届出の受理	0	6.00
	第41条第1項	建築物の敷地面積に対する建築面積の割合の制限	0	2.00
	第41条第1項(第34条の2第2項において準用)	国、都道府県又は事務処理市町村等が行う開発行為に係る協議の際の建ぺい率等の指定		
	第41条第1項(第35条の2第4項において準用)	変更許可に係る建ぺい率等の指定		

第41条第2項ただし書	制限が定められた土地の区域内における建築物の建築の許可		
第41条第2項ただし書 (第34条の2第2項において準用)	国、都道府県又は事務処理市町村等が行う開発行為に係る協議後に指定した建ぺい率等の制限の適用除外の建築許可	0	4.00
第41条第2項ただし書 (第35条の2第4項において準用)	変更許可時に指定した建ぺい率等の制限の適用除外の建築許可		
第42条第1項ただし書	開発許可を受けた開発区域内における建築物の建築の許可	14	4.50
第42条第2項	開発許可を受けた開発区域内において国が行う建築等に係る協議	0	5.00
第43条第1項	開発許可を受けた開発区域以外の市街化調整区域における建築等の許可	129	9.50
第43条第3項	市街化調整区域のうち開発許可を受けた区域以外の区域内における国、都道府県又は事務処理市町村等が行う建築物の新築等に係る協議	0	12.50
第45条	開発許可に基づく地位の承継の承認	0	3.00
第46条	開発登録簿の調製及び保管	0	3.00
第47条第1項	開発許可をしたときの開発登録簿への登録	169	0.10
第47条第1項(第34条の2第2項において準用)	開発登録簿への登録	0	0.10
第47条第1項(第35条の2第4項において準用)	変更許可後の開発登録簿への登録	28	0.10
第47条第2項	完了検査に係る開発登録簿への附記	0	0.10
第47条第3項	第42条第1項ただし書きによる許可等の開発登録簿への附記	0	0.10
第47条第4項	開発登録簿の修正	0	0.10
第47条第5項	開発登録簿の閲覧及び写しの交付	219	0.60
第50条第1項後段	開発許可等の処分の不作為に係る審査請求に関する事務	0	※
第80条第1項	報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言	0	3.50
第81条第1項	開発許可を受けた者に対する許可等の取り消し又は工事の停止若しくは違反是正措置の命令	0	23.00
第81条第2項	代執行及び公告	0	34.00
第81条第3項	監督処分の公示	0	0.00
第82条第1項	監督処分に係る立入検査	0	10.00
政令第36条第1項第3号ホ	開発審査会への付議等	0	2.00
省令第37条	開発登録簿の閉鎖	0	0.10
省令第38条第1項	開発登録簿閲覧所の設置	0	17.50
省令第38条第2項	閲覧規則の制定及び告示	0	0.00
規則第12条	開発行為の工事着手届の受理	0	0.20
規則第21条第1項	開発許可に基づく地位継承届の受理	0	0.20

※処理時間は事案によって異なる。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法施行細則 ・栃木県開発許可等審査基準
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・市町において、手数料条例の改正が必要となる。 ・市町において、開発許可等審査基準の制定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・市町における審議会等の設置は不要だが、開発許可等の適用条項によっては、栃木県開発審査会に付議する必要がある。
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町職員の実務研修の受入 ・移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	2	法令名	公有地の拡大の推進に関する法律	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	土地譲渡の届出受理等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設の区域内等で土地を譲渡する場合の届出の受理 ・土地買取り希望の申出の受理 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・町が届出の受理等を行うことにより、県への進達等が不要となり、事務処理の迅速化が図られる。 						
包括移譲	・該当なし						
特記事項	・該当なし						
移譲の状況	法令移譲	市	特例条例	市	—	町	2
県担当課	本庁	都市計画課景観づくり担当	出先機関	・該当なし			

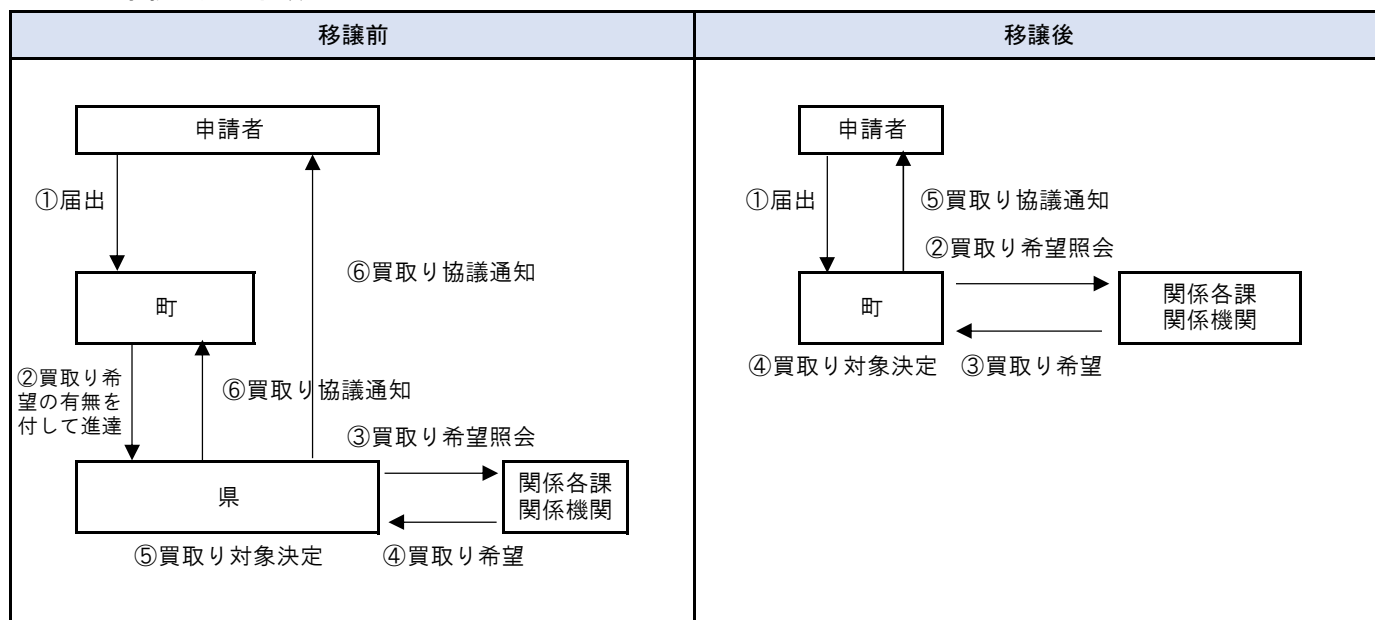
2. 移譲項目

(項目数：5)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
都市計画施設の区域内等における土地譲渡の届出、土地買取りに関する事務	第4条第1項	都市計画施設の区域内等で土地を譲渡する場合の届出の受理	10	1.0
	第5条第1項	土地買取り希望の申出の受理	4	1.0
	第6条第1項	土地買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及びその旨の通知	2	1.0
	第6条第3項	土地買取りの協議を行う地方公共団体等のない旨の通知	12	1.0
	政令第2条第1項第1号	届出対象となる史跡等の文化財に係る土地の指定及び公告	0	※

※処理時間は事案によって異なる。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規定に基づく規模を定める規則・ 公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る栃木県事務処理要領
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・ 事務処理マニュアルの配布・ 研修会の開催・ 移譲町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	3	法令名	土地区画整理法	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	事業認可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	・個人又は組合が施行する土地区画整理事業の認可、指導監督等						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が届出の受理等を行うことにより、県への進達等が不要となり、事務処理の迅速化が図られる。 ・住民に身近で、まちづくりの主体である市町が認可等の窓口となることで、地域の創意工夫と自主裁量が十分に活かされることにより、中心市街地の活性化や防災性向上等のまちづくり課題について、より円滑かつ効率的・効果的に対応がなされ、魅力ある安全・安心な市街地形成が促進される。 						
包括移譲	・該当なし						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・移譲の範囲は、施行地区面積が10ha未満のものに限る。 ・国や他の都道府県に対する窓口は、移譲後も県に一本化する。 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	8	町	2
県担当課	本庁	都市計画課まちづくり支援担当	出先機関	・該当なし			

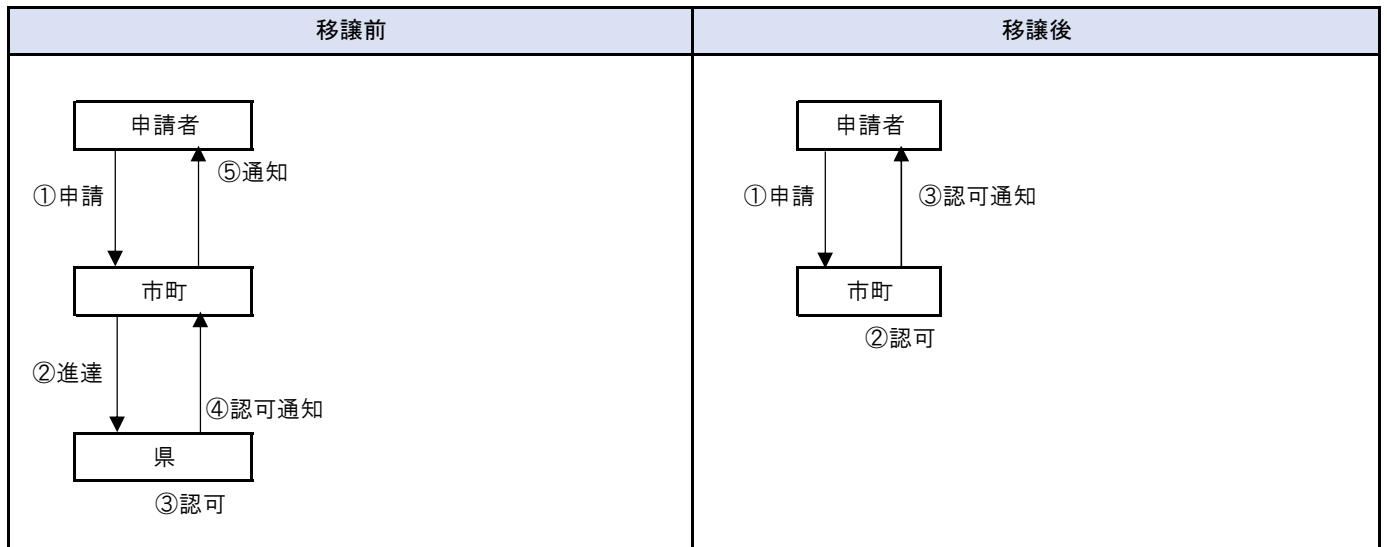
2. 移譲項目

(項目数：48)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
個人が施行する土地区画整理事業の認可等に関する事務（施行地区の面積が10ha未満のものに限る）	第4条第1項	事業の認可	0	24.00
	第9条第3項	施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	0	2.00
	第9条第3項（第10条第3項において準用）	第10条第1項の変更認可に係る公告及び図書の送付	0	2.00
	第9条第3項（第13条第4項において準用）	第13条第1項の廃止又は終了に係る公告	0	2.00
	第10条第1項	規準又は規約及び事業計画変更の認可	0	24.00
	第11条第4項	施行者の変動による規約の認可	0	4.00
	第11条第7項	施行者の変動の届出の受理	0	0.50
	第11条第8項	規約の認可又は施行者の変動の届出を受理した場合の公告	0	2.00
	第13条第1項	事業の廃止又は終了の認可	0	16.00
土地区画整理組合の設立認可に関する事務（施行地区の面積が10ha未満のものに限る）	第14条第1項	土地区画整理組合の設立の認可	0	40.00
	第14条第2項	先立って設立する土地区画整理組合の設立の認可	0	16.00
	第14条第3項	先立って設立された組合に係る事業計画の認可	0	24.00
	第20条第1項	事業計画認可申請時における計画の縦覧手続	0	2.00
	第20条第1項（第39条第2項において準用）	事業計画の縦覧の指示	0	2.00
	第20条第2項	事業計画に係る意見書の処理の手続	0	0.00
	第20条第2項（第39条第2項において準用）	意見書の受理	0	0.00
	第20条第3項	法第20条第2項に係る命令又は通知	0	0.00
第20条第3項（第39条第2項において準用）	法第39条第2項にかかる命令又は通知	0	0.00	

	第20条第5項	修正申告の受理	0	0.00
	第20条第5項（第39条第2項において準用）	法第39条第2項に係る修正申告の受理	0	0.00
	第21条第3項	組合等の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	0	2.00
	第21条第4項	先立って設立を認可した組合の名称等の公告	0	2.00
	第28条第8項	事業報告書等の提出の受理	0	2.00
	第29条第1項	土地区画整理組合の理事の氏名等の届出の受理	1	0.50
	第29条第2項	土地区画整理組合の理事の氏名等の届出の公告	1	2.00
	第39条第1項	定款又は事業計画若しくは基本方針の変更の認可	1	24.00
	第39条第4項	定款又は事業計画の変更認可した場合の公告, 図書の送付	1	2.00
	第39条第5項	定款又は事業基本方針の変更認可した場合の公告	0	4.00
	第45条第2項	土地区画整理組合の解散（組合施行）の認可	0	12.00
	第45条第5項	土地区画整理組合の設立認可の取消又は解散の認可の公告	0	2.00
	第48条の2第3項	裁判所への意見の陳述等	0	5.00
	第48条の2第4項	裁判所への意見の陳述	0	3.00
	第49条	土地区画整理組合の清算に係る決算報告書の承認	1	2.00
換地計画の認可に関する事務（施行地区の面積が10ha未満のものに限る）	第86条第1項	換地計画の認可	0	40.00
	第97条第1項	換地計画の変更の認可	0	8.00
	第103条第3項	換地処分をした旨の届出の受理	0	2.00
	第103条第4項	換地処分をした旨の公告	0	2.00
施行者に対する監督に関する事務（施行地区の面積が10ha未満のものに限る。）	第124条第1項	個人施行者に係る事業又は会計の状況の検査、取消等の措置命令	0	12.00
	第124条第2項	個人施行者の事業の施行の認可の取消	0	0.00
	第124条第3項	取消の公告	0	0.00
	第125条第1項	組合施行に係る事業又は会計の状況の検査	0	8.00
	第125条第2項	事業又は会計の検査	0	8.00
	第125条第3項	組合がした処分の取消等の措置命令	0	4.00
	第125条第4項	組合の設立の認可の取消	0	4.00
	第125条第5項	組合員からの招集の請求があった場合の総会等の招集	0	6.00
	第125条第6項	理事等の解任請求があった場合に投票に付さないときの解任の投票の実施	0	6.00
	第125条第7項	組合に係る議決、選挙、当選又は解任の投票の取消	0	6.00
	第136条	事業計画決定や変更等をする場合の関係土地改良等からの意見聴衆	0	0.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理法施行令 ・ 土地区画整理法施行規則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町職員の実務研修の受入 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	4	法令名	都市緑地法	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	保全計画・特別緑地保全地区等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全地域における行為の届出の受理 ・ 緑地保全地域における行為の禁止及び制限並びに命令 ・ 緑地保全地域における原状回復命令 ・ 特別緑地保全地区における行為の許可 ・ 特別緑地保全地区における原状回復命令 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が行為の届出や許可を行うことにより、県への送達が不要となり、申請から処分までの期間短縮が図られる。 ・ 町が独自の計画に基づき緑地の管理を行うことにより、地域の実情に応じた主体的なまちづくりを推進することができる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	・ 保全計画・特別緑地保全地区に関する事務は、これまで県内での処理実績はない。						
移譲の状況	法令移譲	市	特例条例	市	—	町	1
県担当課	本庁	都市整備課公園緑地担当	出先機関	・ 該当なし			

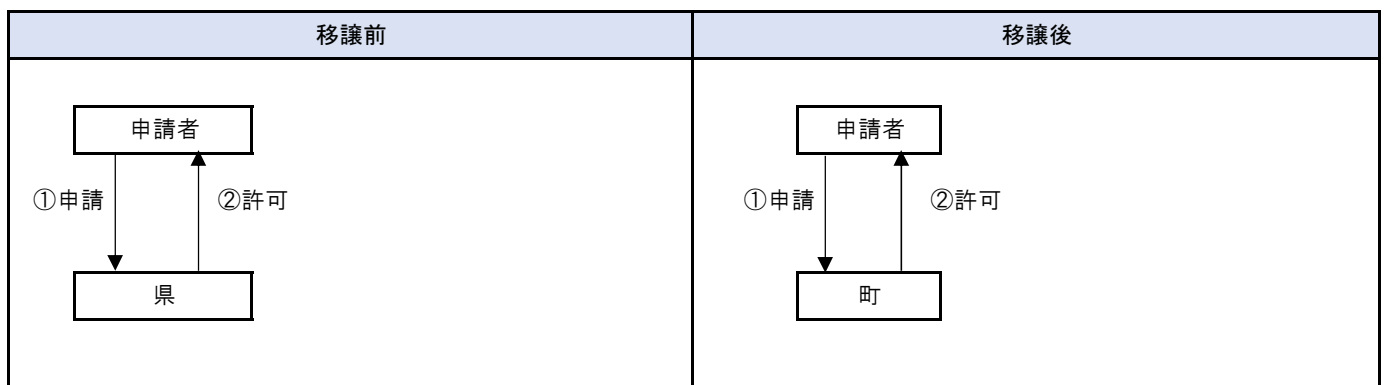
2. 移譲項目

(項目数：41)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
緑地保全地域に関する事務	第6条第1項	緑地保全計画の策定	0	40.00
	第6条第6項	緑地保全計画の公表及び関係市町村への通知	0	1.00
	第7条第1項	緑地保全地域である旨を示した標識の設置	0	5.00
	第7条第4項	標識の設置に係る損失補償	0	3.00
	第7条第5項	標識の設置に係る損失補償における協議	0	2.00
	第7条第6項	標識の設置に係る損失補償における裁決の申請	0	5.00
	第8条第1項	緑地保全地域における行為の届出の受理	0	1.00
	第8条第2項	緑地保全地域における行為の禁止及び制限並びに命令	0	1.50
	第8条第4項	緑地保全地域における行為の届出に対する処分期間の延長及び通知	0	1.50
	第8条第6項	緑地保全地域における行為の届出に対する処分期間の短縮	0	1.50
	第8条第7項	緑地保全地域における国の機関等の行為に関する通知の受理	0	0.50
	第8条第8項	緑地保全地域における緑地保全のためとるべき措置についての協議要求	0	1.50
	第9条第1項	緑地保全地域における原状回復命令	0	1.50
	第9条第2項	緑地保全地域における原状回復の代執行及び公告	0	1.00
	第10条第1項	緑地保全地域における損失補償	0	3.00
	第10条第2項（第7条第5項準用）	第8条第2項の処分による損失補償の協議	0	2.00
	第10条第2項（第7条第6項準用）	第8条第2項の処分による損失補償における裁決の申請	0	5.00
	第11条第1項	緑地保全地域における行為の実施状況等の報告徴収	0	0.50
	第11条第2項	緑地保全地域における立入検査等	0	2.00

特別緑地保全地区に関する事務	第13条（第7条第1項準用）	特別緑地保全地区である旨を示した標識の設置	0	5.00
	第13条（第7条第4項準用）	標識の設置に係る損失補償	0	3.00
	第13条（第7条第5項準用）	標識の設置に係る損失補償における協議	0	2.00
	第13条（第7条第6項準用）	標識の設置に係る損失補償における裁決の申請	0	5.00
	第14条第1項	特別緑地保全地区における行為の許可	0	2.00
	第14条第4項	特別緑地保全地区における行為に関する通知の受理	0	0.50
	第14条第5項	特別緑地保全地区における行為の着手の届出の受理	0	0.50
	第14条第6項	特別緑地保全地区における非常災害のための必要な応急措置行為の届出の受理	0	0.50
	第14条第7項	特別緑地保全地区における助言及び勧告	0	1.50
	第14条第8項	特別緑地保全地区における国の機関等が行う行為の協議	0	1.00
	第15条（第9条第1項準用）	特別緑地保全地区における原状回復命令	0	1.50
	第15条（第9条第2項準用）	特別緑地保全地区における原状回復の代執行及び公告	0	1.00
	第16条（第10条第1項準用）	特別緑地保全地区における損失補償	0	3.00
	第16条（第10条第2項準用（第7条第5項準用））	第14条第1項の許可が受けることができないことによる損失補償の協議	0	2.00
	第16条（第10条第2項準用（第7条第6項準用））	第14条第1項の許可が受けることができないことによる損失補償における裁決の申請	0	5.00
	第17条第1項	特別緑地保全地区における土地の買入れ	0	1.50
	第17条第2項	特別緑地保全地区における土地の買入れの相手方の指定	0	0.50
	第18条	特別緑地保全地区における土地の管理	0	0.00
	第19条（第11条第1項準用）	特別緑地保全地区における行為の実施状況等の報告徴収	0	0.50
	第19条（第11条第2項準用）	特別緑地保全地区における立入検査等	0	2.00
緑地保全・緑化推進法人に関する事務	第24条第4項	管理協定内容の協議及び同意	0	1.00
	第24条第4項（第28条において準用）	管理協定内容変更の協議及び同意	0	1.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・都市緑地法施行令 ・都市緑地法施行規則 ・都市緑地法運用指針
関係機関・団体	・該当なし
市町条例等の制定改廃	・該当なし
審議会等の設置	・該当なし
必要な設備・備品等	・該当なし
移譲に当たっての支援等	・移譲町からの相談に対する随時対応
財源措置	・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	5	法令名	都市再開発法	分野	都市計画		
事務名	第一種市街地再開発事業の認可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人施行の第一種市街地再開発事業の施行に関する認可等の事務 ・ 組合施行の第一種市街地再開発事業の施行に関する認可等の事務 ・ 再開発会社施行の第一種市街地再開発事業の施行に関する認可等の事務 ・ 第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画認可、特定建築者の決定、事業代行等に関する事務 ・ 再開発事業促進のための措置命令、個人施行者、組合、再開発会社に対する検査、処分等の取消し等の命令、認可の取消し等 ・ 建物の区分所有等に係る管理規約等の認可に関する事務 ・ 第一種市街地再開発事業に係る審査委員の解任等に関する事務 								
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が認可等を行うことにより、県への進達及び市町への意見聴取等が不要となり、事務処理の迅速化が図られる。 ・ まちづくりの主体である市町が認可等を行うことにより、地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。 								
包括移譲	・ 該当なし								
特記事項	・ 該当なし								
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし			特例条例	市	4	町	0
県担当課	本庁	県土整備部建築課建築指導班			出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

(項目数： 92)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
第一種市街地再開発事業の認可等に関する事務	第7条の9第1項	事業の施行の認可	0	19.00
	第7条の9第3項	意見の聴取	0	1.00
	第7条の15第1項	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	0	3.00
	第7条の16第1項	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	0	9.00
	第7条の16第2項において準用する第7条の9第3項	意見の聴取	0	1.00
	第7条の16第2項において準用する第7条の15第1項	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	0	3.00
	第7条の17第4項	施行者の変動による規約の認可	0	5.00
	第7条の17第7項	施行者の変動の届出の受理	0	1.00
	第7条の17第8項	規約の認可又は施行者の変動の届出に係る公告	0	2.50
	第7条の19第1項	審査委員の選任に係る承認	0	3.50
	第7条の20第1項	事業の終了の認可	0	9.00
	第7条の20第2項において準用する第7条の15第1項	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	0	3.00
	市街地再開発組合の設立認可等に関する事務	第11条第1項	市街地再開発組合の設立の認可	0
第11条第2項		事業計画決定前の組合の設立の認可	0	15.00
第11条第3項		事業計画の認可	0	15.00
第11条第4項において準用する第7条の9第3項		意見の聴取	0	1.00

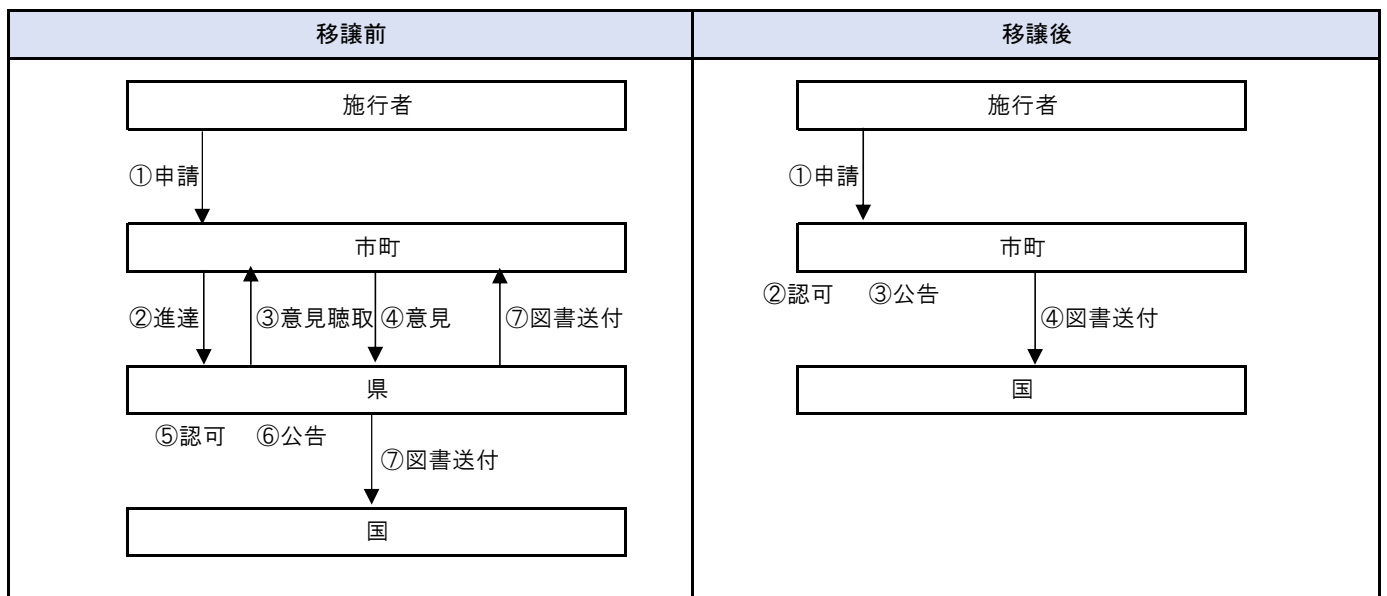
	第16条第1項	事業計画の縦覧の指示	0	0.50
	第16条第2項	事業計画に対する意見書の受理	0	1.00
	第16条第3項	事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知	0	12.00
	第16条第5項	事業計画の修正の申告の受理	0	1.00
	第19条第1項	組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	0	3.00
	第19条第2項	事業計画決定前に設立認可した組合の名称等の公告	0	2.50
	第27条第4項第3号	監事の報告の受理	0	1.00
	第27条第8項	事業報告書等の受理	0	1.00
	第28条第1項	組合の理事長の氏名等の届出の受理	0	1.00
	第28条第2項	組合の理事長の氏名等の公告	0	2.50
	第38条第1項	定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可	0	12.00
	第38条第2項において準用する第7条の9第3項	意見の聴取	0	1.00
	第38条第2項において準用する第16条第1項	事業計画の縦覧の指示	0	0.50
	第38条第2項において準用する第16条第2項	事業計画に対する意見書の受理	0	1.00
	第38条第2項において準用する第16条第3項	事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知	0	12.00
	第38条第2項において準用する第16条第5項	事業計画の修正の申告の受理	0	1.00
	第38条第2項において準用する第19条第1項	組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	0	3.00
	第38条第2項において準用する第19条第2項	事業計画決定前に設立認可した組合の名称等の公告	0	2.50
	第45条第4項	組合の解散の認可	0	12.00
	第45条第6項	組合の設立認可の取消し又は解散の認可の公告	0	2.50
	第48条の2第3項	裁判所に対する意見の陳述等	0	5.00
	第48条の2第4項	裁判所に対する意見の陳述	0	3.00
	第49条	決算報告書の承認	0	5.50
再開発会社による施行の認可等に関する事務（第二種市街地再開発事業を実施する場合を除く）	第50条の2第1項	事業の施行の認可	0	27.00
	第50条の2第2項において準用する第7条の9第3項	意見の聴取	0	1.00
	第50条の6において準用する第16条第1項	事業計画の縦覧の指示	0	0.50
	第50条の6において準用する第16条第2項	事業計画に対する意見書の受理	0	1.00
	第50条の6において準用する第16条第3項	事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知	0	12.00
	第50条の6において準用する第16条第5項	事業計画の修正の申告の受理	0	1.00
	第50条の8第1項	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	0	3.00
	第50条の9第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	0	12.00
	第50条の9第2項において準用する第7条の9第3項	意見の聴取	0	1.00
	第50条の9第2項において準用する第16条第1項	事業計画の縦覧の指示	0	0.50

	第50条の9第2項において準用する第16条第2項	事業計画に対する意見書の受理	0	1.00
	第50条の9第2項において準用する第16条第3項	事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知	0	12.00
	第50条の9第2項において準用する第16条第5項	事業計画の修正の申告の受理	0	1.00
	第50条の9第2項において準用する第50条の8第1項	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	0	3.00
	第50条の12第1項	再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可	0	10.00
	第50条の12第2項において準用する第7条の9第3項	意見の聴取	0	1.00
	第50条の12第2項において準用する第50条の8第1項	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	0	3.00
	第50条の14第1項	再開発会社の審査委員の選任の承認	0	3.50
	第50条の15第1項	再開発会社の事業終了の認可	0	12.00
	第50条の15第2項において準用する第50条の8第1項	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	0	3.00
第一種市街地再開発事業の実施に関する事務	第72条第1項	権利変換計画の認可	0	22.00
	同条第4項において準用する同条第1項	権利変換計画の変更の認可	0	10.00
	第99条の3第3項	特定建築者の決定の承認	0	9.50
	第99条の8第5項において準用する第98条第2項	代行及び代執行(特定施設建築物への準用)	0	※
	第99条の8第5項において準用する第99条の3第3項	特定建築者の取消の承認	0	7.50
	第112条	事業代行開始の決定	0	15.00
	第113条	事業代行開始の公告	0	2.00
	第114条	事業の代行	0	※
	第117条第1項	事業代行終了の公告	0	2.00
	市街地再開発事業の施行に関する監督等の事務	第124条第3項	事業の施行の促進のための措置命令	0
第124条の2第1項		個人施行者に対する検査及び命令	0	10.00
第124条の2第2項		個人施行者に対する施行の認可の取消	0	9.00
第124条の2第3項		施行の認可の取消の公告	0	2.00
第125条第1項		組合に対する検査	0	8.00
第125条第2項		組合に対する検査	0	8.00
第125条第3項		組合に対する命令	0	6.00
第125条第4項		組合に対する設立の認可の取消	0	12.00
第125条第5項		組合の総会等の招集	0	8.00
第125条第6項		組合に対する投票の実施	0	※
第125条第7項		組合の議決等の取消	0	8.00
第125条の2第1項		再開発会社に対する検査	0	8.00
第125条の2第2項		再開発会社に対する検査	0	8.00
第125条の2第3項		再開発会社に対する命令	0	6.00
第125条の2第4項		再開発会社に対する施行の認可の取消	0	12.00

	第125条の2第5項	施行の認可の取消の公告	0	2.00
	第128条第1項	審査請求に関する事務	0	※
建物の区分所有等に係る管理規約の認可に関する事務	第133条第1項	建物の区分所有等に関する管理規約の認可	0	8.00
第一種市街地再開発事業に係る審査委員の解任等に関する事務	政令第4条の2第3項	個人施行者の審査委員の解任の承認	0	5.50
	政令第22条の3において準用する第4条の2第3項	再開発会社の審査委員の解任の承認	0	5.50
	政令第53条第2項	総合的設計における認定	0	8.00
	省令第39条第2項	公告の掲示	0	0.50
	省令第39条第3項	公告の掲示	0	0.50
	省令第39条第5項	公告の掲示	0	0.50

※処理時間は事案によって異なる。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・都市再開発法施行規則 ・基本通達（都市再開発法の施行について（昭和44年12月23日付け建設省都再発第88号））等
関係機関・団体	・該当なし
市町条例等の制定改廃	・該当なし
審議会等の設置	・該当なし
必要な設備・備品等	・該当なし
移譲に当たっての支援等	・移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	6	法令名	都市再開発法	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	建築行為の許可等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発促進区域内における建築物の許可及び違反を是正するための措置の命令等 ・土地の買取りの申出の相手方の決定及びその旨の公告等 ・第一種市街地再開発事業の施行等のために、測量及び調査を目的として施行者等が他人の占有する土地等へ立ち入ること等についての許可及び土地の試掘等についての許可 ・立入者等に係る許可証の交付 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な町で許可等を行うことにより、事務処理の迅速化が可能となる。 ・まちづくりの主体である町が許可等を行うことにより、地域の実情に応じた的確な対応が可能となる。 						
包括移譲	・該当なし						
特記事項	・該当なし						
移譲の状況	法令移譲	市	特例条例	市	—	町	0
県担当課	本庁	県土整備部建築課建築指導班	出先機関	・該当なし			

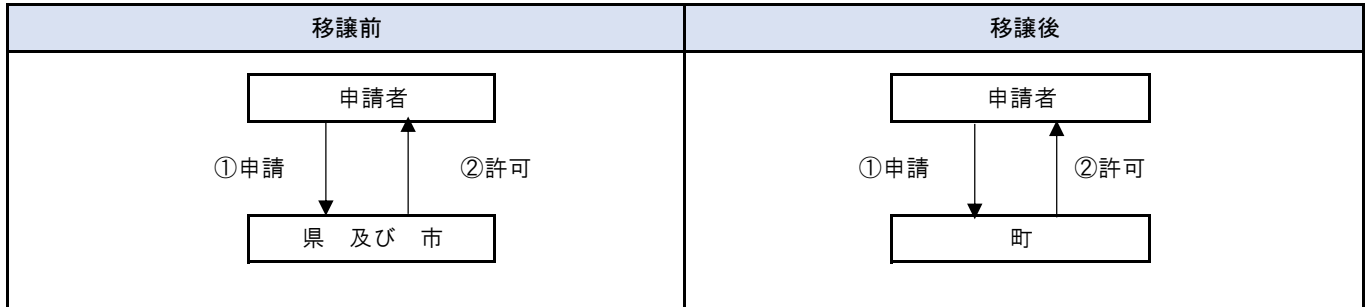
2. 移譲項目

(項目数： 22)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
市街地再開発促進区域内における建築行為の許可等に関する事務	第7条の4第1項	市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可	0	3. 20
	第7条の5第1項	違反を是正する措置の命令	0	10. 50
	第7条の5第2項	是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告	0	34. 00
	第7条の6第1項	土地の買取りの申出の受理	0	4. 00
	第7条の6第2項	土地の買取りの相手方の決定及び公告	0	0. 50
	第7条の6第3項	土地の買取り	0	15. 00
	第7条の6第4項	土地を買い取るかどうかの通知	0	0. 20
	第7条の6第5項	土地の買取りの相手方が土地を買い取らない旨の通知をした場合の通知の受理	0	0. 10
	第7条の7第1項	買い取った土地の処分等	0	3. 00
	第7条の7第3項	契約の解除	0	3. 00
	第7条の7第4項	買い取った土地の管理	0	1. 00
第一種市街地再開発事業の実施のための許可等に関する事務	第60条第1項	測量及び測量のための土地等への立入等の許可	0	3. 00
	第60条第2項	施行認可後の測量及び調査のための建築物等への立入等の許可	0	3. 00
	第61条第1項	土地の試掘等の許可	0	8. 00
	第66条第1項	事業施行地区内における建築行為等の許可	0	※
	第66条第2項	施行者からの意見聴取	0	※
	第66条第4項	事業施行地区内の建築行為等の許可に係る原状回復等の命令	0	※
	第66条第5項	原状回復等を行う者が確知できない場合における代執行及びその公告	0	※
	第66条第7項	公告後の土地の形質変更等の承認	0	※
	第66条第8項	土地の形質変更等に係る施行者からの意見聴取	0	※
	第98条第2項	土地、物件の引渡し又は物件移転の代執行	0	※
	第98条第3項	土地の明渡しに伴う損失補償金の受領	0	※

※処理時間は、事案によって異なる。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 都市再開発法施行規則
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 移譲町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	7	法令名	森林法	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	林地開発行為の許可等に関する事務			区分	工	重点移譲	○

1 基本情報

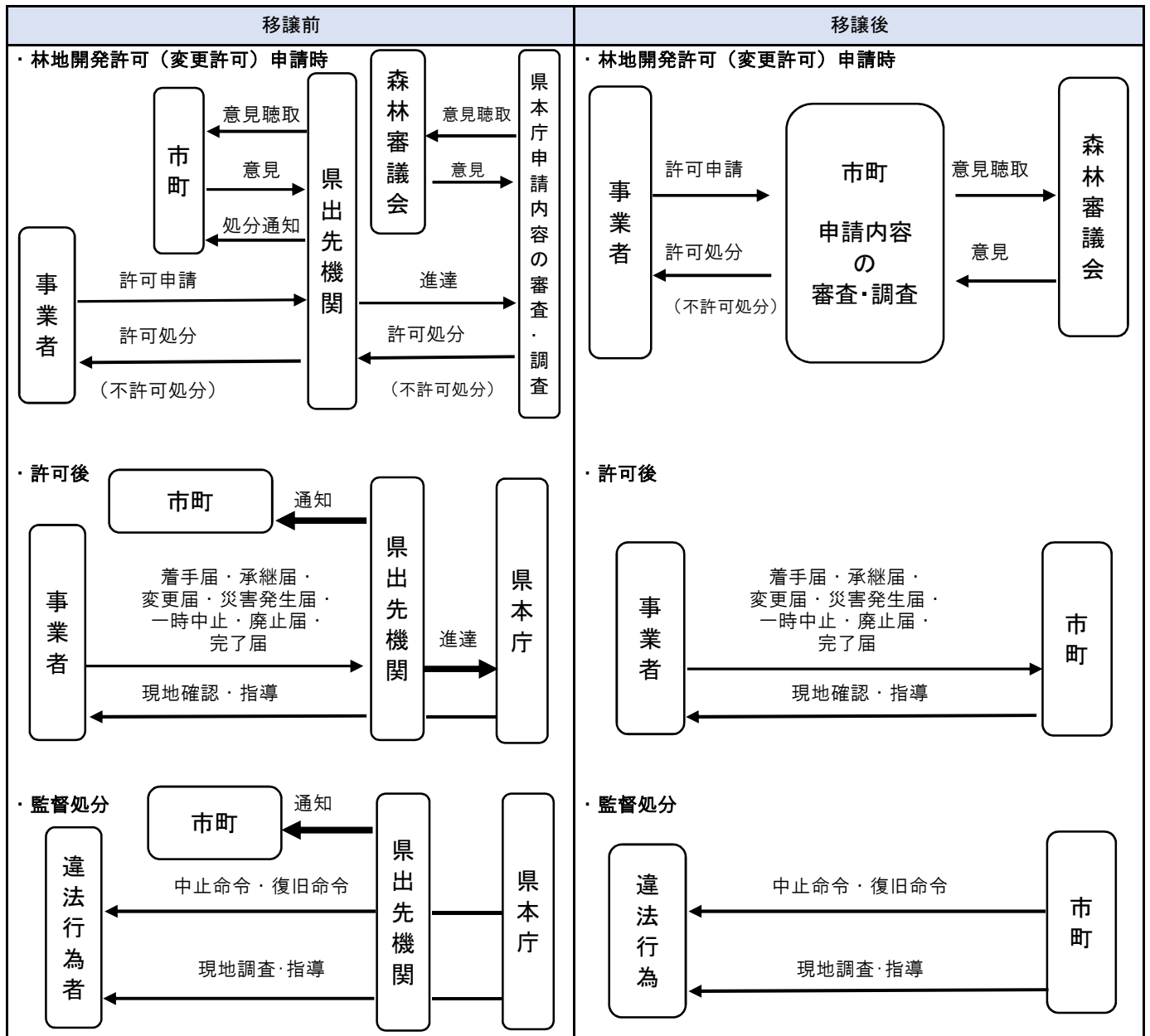
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地開発行為の許可 ・ 林地開発許可に係る届出の受理 ・ 林地開発行為に係る監督処分 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の事情に精通した市町が林地開発行為に対する指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 ・ 市町が林地開発行為の許可を行うことにより、県への送達が不要となり、申請から処分までの期間短縮が図られる。 ・ 市町において既に森林法第10条の8及び第10条の9に係る伐採届出等の事務を行っており、林地開発行為の許可に関する事務を併せて行うことにより、市町での総合的な森林行政の推進が可能となる。 ・ 市町が林地開発行為の許可に関する事務を行うことにより、市町の土地利用計画との整合性に配慮した主体的な行政運営が可能となる。 							
包括移譲	・ 該当なし							
特記事項	・ 市町において規則等の制定が必要である							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	9	町	4
県担当課	本庁	森林整備課保安林・林地開発担当		出先機関	環境森林（管理）事務所			

2 移譲項目

（項目数：9）

事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり 処理時間
林地開発許可に関する事務	法第10条の2第1項	林地開発行為の許可	9	22.50
	法第10条の2第6項	森林審議会及び関係市町村長の意見の聴取	10	4.50
	法第10条の3	開発行為の中止等の命令	0	4.00
	規則第4条	林地開発行為着手届の受理	5	1.00
	規則第6条	林地開発行為完了届の受理	3	5.00
	規則第7条第1項	林地開発行為承継届の受理	0	0.50
	規則第8条第2項	林地開発行為の変更届の受理	20	1.50
	規則第9条	林地開発災害発生届の受理	3	4.50
	規則第10条第1項	林地開発一時中止（廃止）届の受理	0	5.50

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法施行令 ・ 森林法施行規則 ・ 森林法施行細則
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町において、審査基準を定めた要綱等の制定が必要となる。 ・ 市町において、行政手続法に基づく標準処理期間の設定が必要となる。
審議会等の設置	・ 許可に当たっては、あらかじめ県の森林審議会（森林保全部会）への諮問が必要となる。
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の開催 ・ 事務処理マニュアル等の配布
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	8	法令名	農地法	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	農地転用許可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用の許可（4ヘクタール以下） ・ 国又は都道府県の農地転用に係る協議及び農業委員会への意見聴取（4ヘクタール以下） ・ 農地等の転用のための権利移動等の許可（4ヘクタール以下） ・ 国又は都道府県の農地等の転用のための権利移動等の許可及び農業委員会への意見聴取（4ヘクタール以下） ・ 農地等の賃貸借の解約の許可及び栃木県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取 ・ 立入調査等、農業委員会又は栃木県農業委員会ネットワーク機構からの土地の状況等の報告の徴収、違反転用に対する処分、現状回復等の措置 等 								
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が農地転用許可等の事務を行うことにより、県への進達等が不要となり、申請から許可等までの短縮が見込まれ、住民サービスの向上が図られる。 								
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法 ・ 農業振興地域の整備に関する法律 								
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法の改正（H28.4.1施行）により、農林水産大臣の指定を受けた市町村（指定市町村）については、農地転用許可等の事務が知事の権限ではなく当該指定市町村長の権限とされることとなった。 								
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし			特例条例	市	14	町	2
県担当課	本庁	農政課農地調整班			出先機関	農業振興事務所			

2. 移譲項目

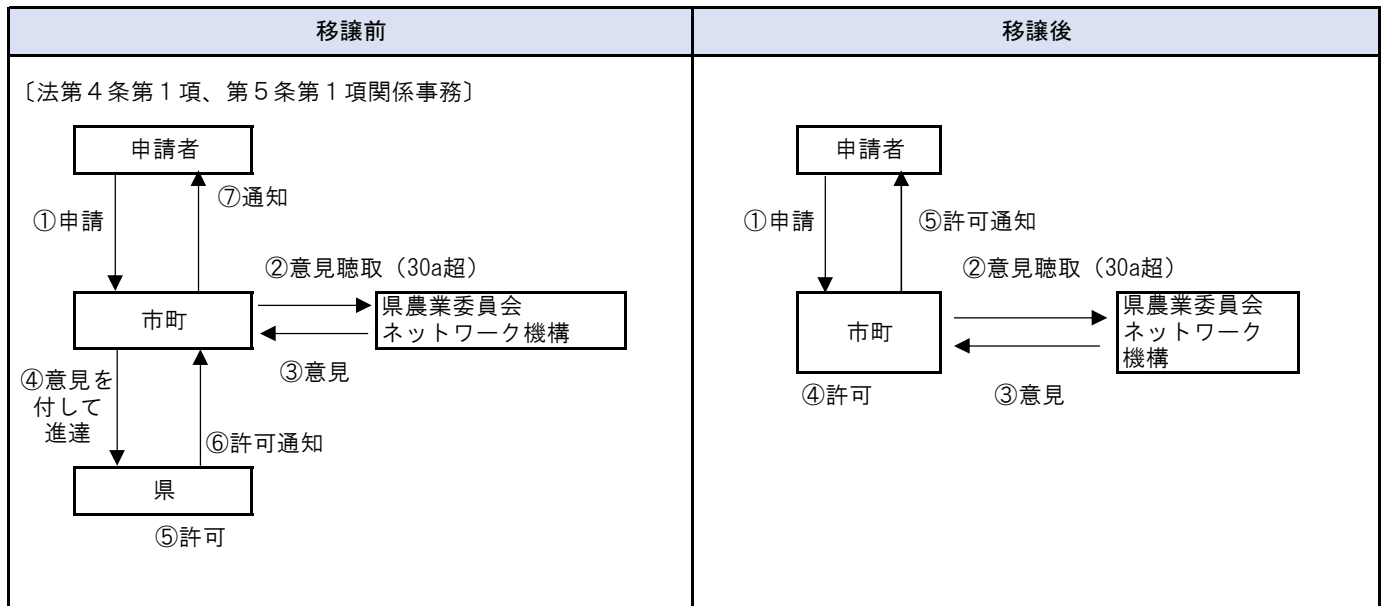
（項目数：15）

事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり 処理時間
転用許可等に関する事務	第4条第1項	農地を農地以外のものにする場合の許可（ただし、同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地に係るものを除く。）	22	2.50
	第4条第8項	農地転用に係る国又は都道府県との協議（ただし、同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地に係るものを除く。）	0	2.50
	第4条第9項	農地転用に係る国又は都道府県との協議に係る農業委員会への意見聴取	0	2.50
	法第5条第1項	農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため（農地にする場合を除く。）の所有権の移転又は使用収益を目的とする権利（地上権等）の設定若しくは移転に係る許可（ただし、同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利の取得に係るものを除く。）	166	2.50
	第5条第4項	農地等の転用のための権利移動に係る国又は都道府県との協議（ただし、同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地に係るものを除く。）	0	2.50
	第5条第5項において準用する第4条第9項	農地等の転用のための権利移動に係る国又は都道府県との協議に係る農業委員会への意見聴取	0	2.50
	第18条第1項	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等に係る許可	0	6.30
	第18条第3項	18条1項に基づく許可を行う場合に、あらかじめ行う県農業委員会ネットワーク機構の意見の聴取	0	2.50
	第49条第1項	上記に掲げた許可及び51条に基づく違反転用処分を行うため必要な立入調査及び測量並びに障害物の除去及び移転	0	※
	第49条第3項	立入調査等を行う場合あらかじめ行う通知、若しくは通知できない場合等に行う公示	0	※

	第49条第5項	立入調査等による通常生ずべき損失の補償	0	※
	第50条	上記に掲げた許可及び51条に基づく違反転用処分等のため必要な農業委員会又は県農業委員会ネットワーク機構からの報告の聴取	0	処理時間は各許可に含む
	第51条第1項	違反転用に対する処分	0	26.20
	第51条第3項	原状回復等の措置及び公告	0	※
	第51条第4項	費用の負担命令	0	※

※処理時間は事案によって異なる。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法施行令 ・農地法施行規則 ・農地法関係事務に係る処理基準 等
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人栃木県農業会議（栃木県農業委員会ネットワーク機構に指定） ※農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等に係る許可にあたっては、あらかじめ栃木県農業委員会ネットワーク機構（一社 栃木県農業会議）からの意見聴取が必要となる。
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会に事務委任する場合、事務委任規則等の制定（改正）が必要となる。 ・市町において、行政手続法に基づく標準処理期間の設定が必要となる。
審議会等の設置	・該当なし
必要な設備・備品等	・該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・移譲市町に対する移譲事務説明会の開催 ・事務の手引の配布（移譲市町に関わらず全市町へ送付） ・研修会の開催（移譲市町に関わらず全市町の職員を対象） ・移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	9	法令名	租税特別措置法	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	所轄税務署長への通知等に関する事務			区分	ウ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生前贈与による贈与税の納税猶予が行われた農地等に対して農地転用許可等があったことを知った場合の所轄税務署長への通知、及び当該通知の事務に関する所轄税務署長からの通知の受理 ・相続人が農業を継続する場合の相続税の納税猶予が行われた農地等に対して農地転用許可等があったことを知った場合の所轄税務署長への通知、及び当該通知の事務に関する所轄税務署長からの通知の受理 							
移譲の趣旨・メリット	・農地転用許可の権限移譲を受けた市町において、転用許可と併せて一体的に事務を行うことにより、事務処理の迅速化が可能となる。							
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律 							
特記事項	・事務の発生頻度は極めて少ない。							
移譲の状況	法令移譲	・該当なし		特例条例	市	14	町	2
県担当課	本庁	農政課農地調整班		出先機関	農業振興事務所			

2. 移譲項目

(項目数：4)

事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり 処理時間
所轄税務署長への通知等に関する事務	第70条の4第36項	農地等の生前贈与をした場合に贈与税の納税猶予が行われた農地等に対し、転用、所有権移動のために許可した場合の所轄税務署長への通知	0	0.30
	第70条の4第36項（第70条の6第41項において準用）	相続税の納税猶予が行われた農地等に対し、転用、所有権移転のために許可した場合の所轄税務署長への通知	0	0.30
	第70条の4第38項	所轄税務署長からの通知の受理	0	0.20
	第70条の4第38項（第70条の6第43項において準用）	所轄税務署長からの通知の受理	0	0.20

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">県</div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">①許可処分後に通知</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">税務署長</div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">市町</div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">①許可処分後に通知</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">税務署長</div>

4. 関連情報

関係法令等	・ 農地法
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 農業委員会に事務委任する場合、事務委任規則等の改正が必要となる。
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 移譲市町に対する移譲事務説明会の開催 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	10	法令名	農業振興地域の整備に関する法律	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	開発行為の許可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地区域内における開発行為に係る許可及び国等との協議 ・ 農用地区域内における違反開発行為に対する監督処分 ・ 農用地区域以外での開発行為に対する勧告 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が農用地区域内での開発許可等の事務を行うことにより、県への進達等が不要となり、申請から許可等までの期間短縮が見込まれ、住民サービスの向上が図られる。 ・ 農地転用許可の権限移譲を受けた市町では、違反案件に対して、市町農業委員会（転用担当）との一元的な対応が可能となる。 							
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法 ・ 租税特別措置法 							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農振法の改正（H28. 4. 1施行）により、農林水産大臣の指定を受けた市町村（指定市町村）については、農用地区域内における開発行為許可等の事務が知事の権限ではなく当該指定市町村長の権限とされることとなった。 ・ 事務の発生頻度は極めて少ない。 							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	14	町	2
県担当課	本庁	農政課農地調整班		出先機関	農業振興事務所			

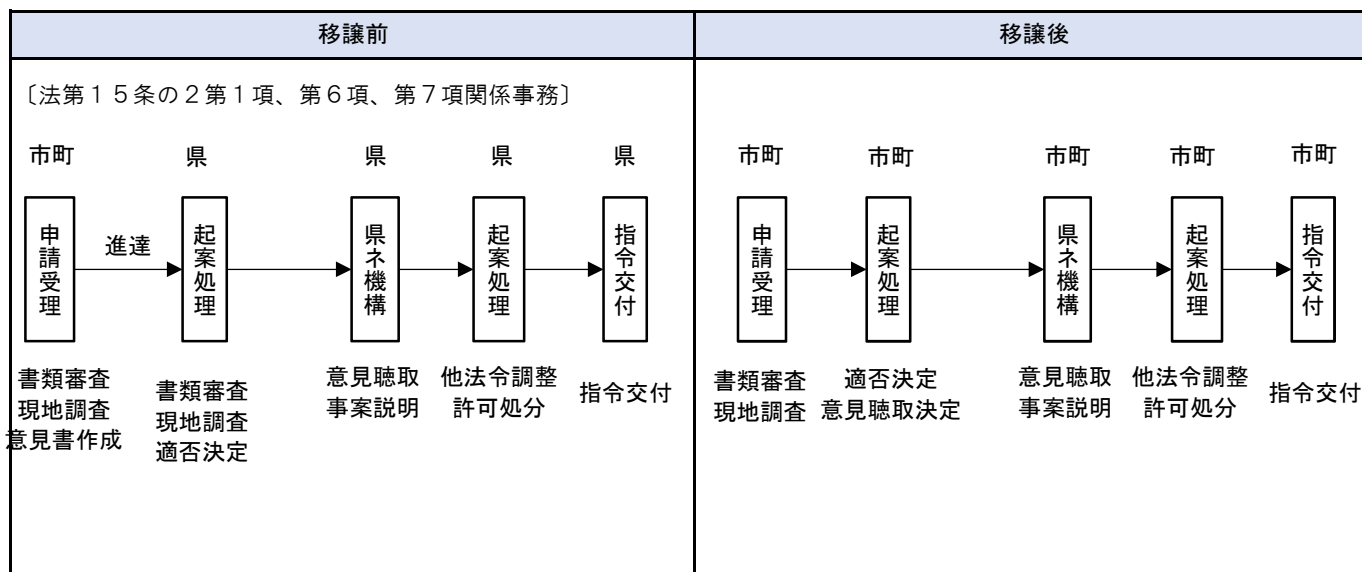
2. 移譲項目

（項目数：9）

事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり 処理時間
農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可	0	8.0
	第15条の2第6項	第15条の2第1項に基づく許可を行う場合に、あらかじめ行う県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取（開発行為が30aを超える農地が含まれる場合に限る）	第15条の2第1項と一体	
	第15条の2第7項	第15条の2第1項に基づく許可を行う場合に、あらかじめ行う県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取（前項の他、知事が必要と認めるときは、意見を聴くことができる）	第15条の2第1項と一体	
	第15条の2第8項	農用地区域内における開発行為に係る国又は地方公共団体との協議	0	8.0
	第15条の2第9項で準用する第15条の2第6項	第15条の2第8項に基づく協議を行う場合に、あらかじめ行う県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取（開発行為が30aを超える農地が含まれる場合に限る）	第15条の2第8項と一体	
	第15条の2第9項で準用する第15条の2第7項	第15条の2第8項に基づく協議を行う場合に、あらかじめ行う県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取（前項の他、知事が必要と認めるときは、意見を聴くことができる）	第15条の2第8項と一体	
	第15条の3	農用地区域内における違反開発行為に対する監督処分	0	※
	第15条の4第1項	農用地区域以外における開発行為に対する勧告	0	※
	第15条の4第2項	第15条の4第1項に基づく勧告に従わない場合、その旨及び勧告内容の公表	0	※

※処理時間は事案によって異なる。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域の整備に関する法律施行令 ・ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則 ・ 農業振興地域制度に関するガイドライン
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人栃木県農業会議（栃木県農業委員会ネットワーク機構に指定） ※ 農用地区域内における開発行為の許可若しくは農用地区域内における開発行為に係る国又は地方公共団体との協議にあたっては、あらかじめ栃木県農業委員会ネットワーク機構（一社 栃木県農業会議）からの意見聴取が必要となる。
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町において、行政手続法に基づく標準処理期間の設定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲市町に対する移譲事務説明会の開催 ・ 事務の手引の配布（移譲市町に関わらず全市町へ送付） ・ 研修会の開催（移譲市町に関わらず全市町の職員を対象） ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	11	法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	終身建物賃貸借事業の認可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

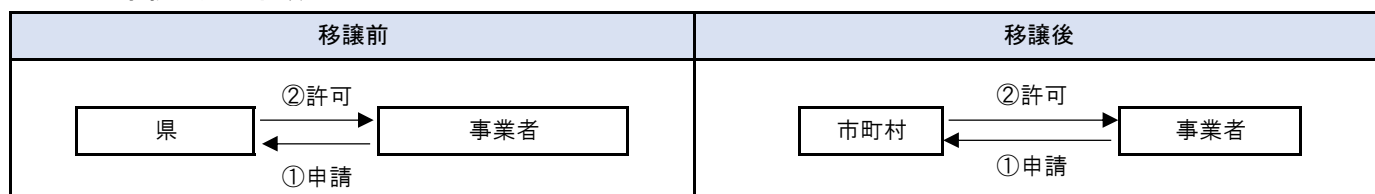
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終身賃貸借事業の許可及び事業変更の許可 ・ 終身建物賃貸借解約の承認 ・ 許可事業者に対する助言及び指導 ・ 報告の徴収 ・ 許可事業者の地位の承継の受理 ・ 認定事業者の地位の承継に係る承認 ・ 許可事業者の許可住宅の管理に関する改善命令 ・ 終身建物賃貸借事業の許可の取消し ・ 事業の廃止の届出の受理 ・ 賃貸住宅への円滑な入居のための援助 ・ 終身建物賃貸借事業許可申請者の本人確認 						
移譲の趣旨・メリット	・ 高齢者の居住の安定の確保を図ることは喫緊の課題であり、移譲により地域の実情に応じた終身建物賃貸借の供給が可能となる。						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	・ 該当なし						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	8	町	0
県担当課	本庁	住宅課企画支援担当	出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

(項目数：12)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
終身建物賃貸借事業の認可に関する事務	第52条	終身建物賃貸借事業の認可	0	4.00
	第56条第1項	終身建物賃貸借事業の変更の認可	0	3.00
	第58条第1項	終身建物賃貸借解約の承認	0	3.00
	第65条	認可事業者に対する助言及び指導	0	2.00
	第66条	報告の徴収	0	2.00
	第67条第2項	認可事業者の地位の承継に係る届出の受理	0	1.00
	第67条第3項	認可事業者の地位の承継に係る承認	0	2.00
	第68条	認可事業者の認可住宅の管理に対する改善命令	0	2.00
	第69条第1項	終身建物賃貸借事業の認可の取消し	0	3.00
	第70条第1項	事業の廃止の届出の受理	0	1.00
	第72条	賃貸住宅への円滑な入居のための援助	0	2.00
	省令第32条第3項	終身建物賃貸借事業認可申請者の本人確認	52条の認可に含む	

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 栃木県終身建物賃貸借制度実施要領
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 市町において、事務処理要領を制定する必要がある。
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 県の要領の配布
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	12	法令名	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	特定施設に係る新築等の許可等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の新築等の届出及び変更の届出の受理 ・ 新築等の届出者に対する必要な指導又は助言 ・ 届出違反者等に関する勧告 ・ 勧告に従わない場合の公表 ・ 報告若しくは資料の提出又は立入調査 など 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁となった市町において、建築確認等と併せて一体的に事務を行うことにより、事務処理の迅速化及び一体的な行政運営が可能となる。 							
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法 ・ 栃木県建築基準条例 ・ 栃木県景観条例 							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市は独自の条例に基づき事務を執行している。 ・ 建築確認業務と密接に関係しているため、特定行政庁設置に合わせて移譲する。 							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	9	町	—
県担当課	本庁	建築課建築指導班		出先機関	宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所、大田原土木事務所			

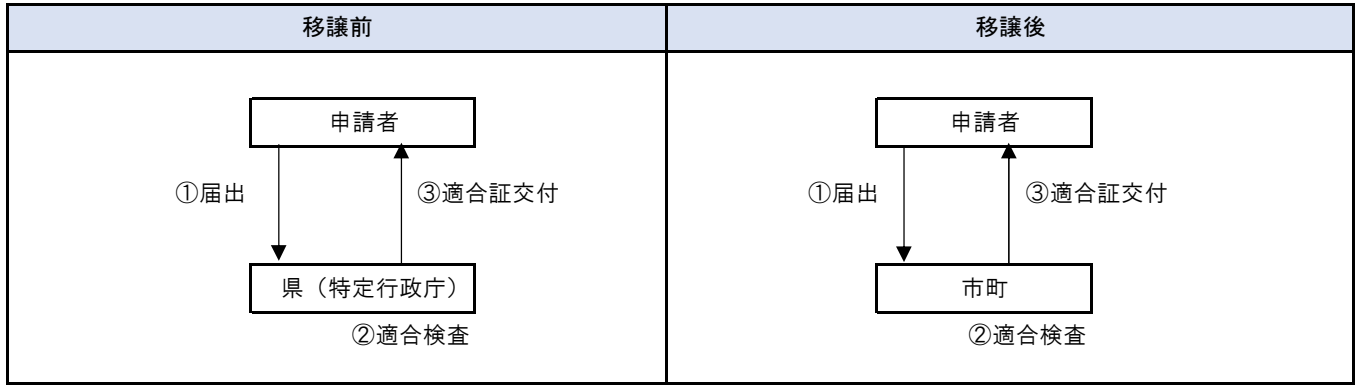
2. 移譲項目

(項目数：10)

事務の名称	条項	権限の内容	H28度 処理件数	1件当たり 処理時間
栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく届出に関する事務	第16条第1項	特定施設の新築等の届出の受理	※	2.50
	第16条第2項	変更の届出の受理		2.50
	第17条	新築等の届出者に対する必要な指導又は助言		1.00
	第18条	工事完了の届出の受理		0.00
	第19条	整備基準適合の検査		2.00
	第21条	適合証の交付		0.50
	第22条第1項	届出を行うべきことの勧告		3.00
	第22条第2項	必要な措置を講ずべきことの勧告		3.00
	第23条	勧告に従わない場合の公表		6.00
	第24条第1項	報告若しくは資料の提出又は立入調査		2.00

※現時点においては、未移譲の市町に特定行政庁がないことから処理件数の記載は省略。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人にやさしい建築・住宅推進協議会
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調査

事務No.	13	法令名	建築基準法	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	建築統計の作成に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	・ 建築物を建築しようとする場合の工事内容の届出に基づいた調査票の作成							
移譲の趣旨・メリット	・ 特定行政庁となった市町において、建築確認等と併せて一体的に事務を行うことにより、事務処理の迅速化及び一体的な行政運営が可能となる。							
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法 ・ 栃木県建築基準条例 ・ 栃木県景観条例 							
特記事項	・ 建築確認業務と密接に関係しているため、特定行政庁設置に合わせて移譲する。							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	9	町	—
県担当課	本庁	建築課建築指導班		出先機関	宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所、大田原土木事務所			

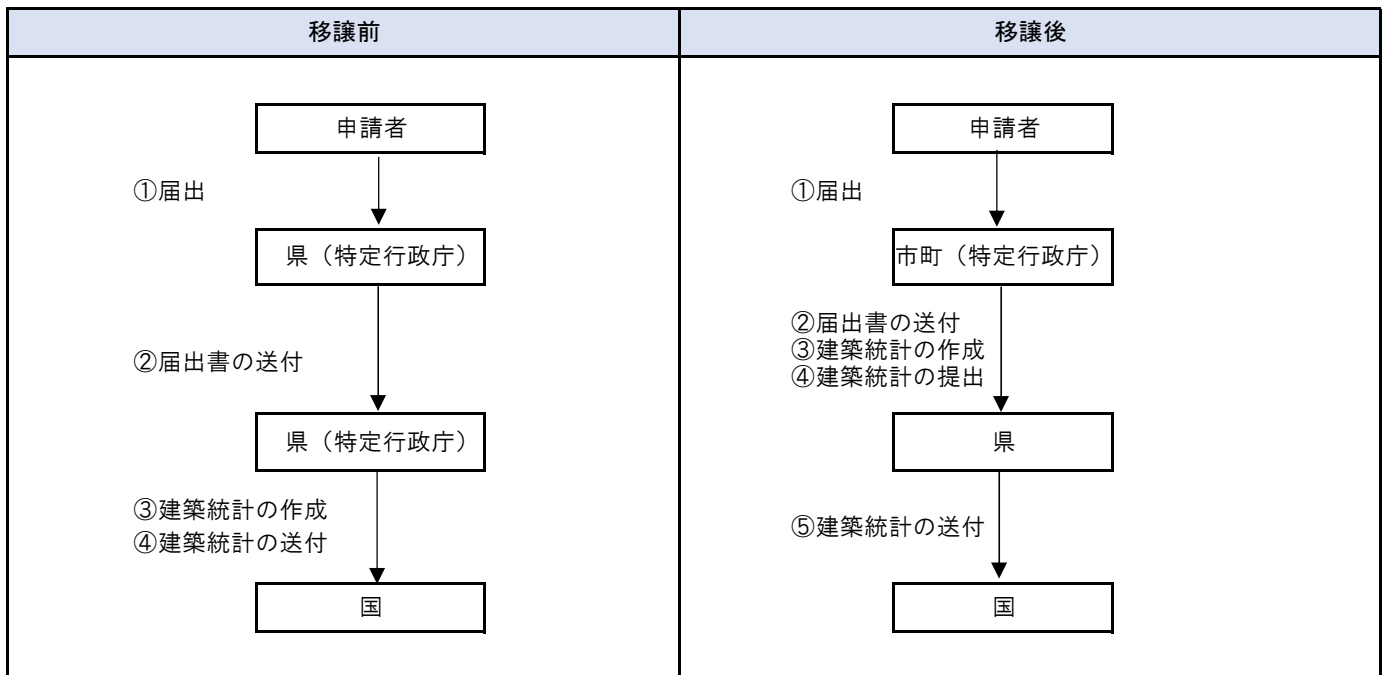
2. 移譲項目

(項目数： 1)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
建築統計の作成に関する事務	第15条第4項	建築統計の作成・保管等	※	0.50

※現時点においては、未移譲の市町に特定行政庁がないことから処理件数の記載は省略。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 該当なし
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	14	法令名	栃木県建築基準条例	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	避難及び通行の安全上支障がない旨の認定等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	・ 条例の規定における知事の認定事務							
移譲の趣旨・メリット	・ 特定行政庁となった市町において、建築確認許可と併せて一体的に事務を行うことにより、事務処理の迅速化及び一体的な行政運営が可能となる。							
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 ・ 建築基準法 ・ 栃木県景観条例 							
特記事項	・ 建築確認業務と密接に関係しているため、特定行政庁設置に合わせて移譲する。							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	9	町	—
県担当課	本庁	建築課建築指導班		出先機関	宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所、大田原土木事務所			

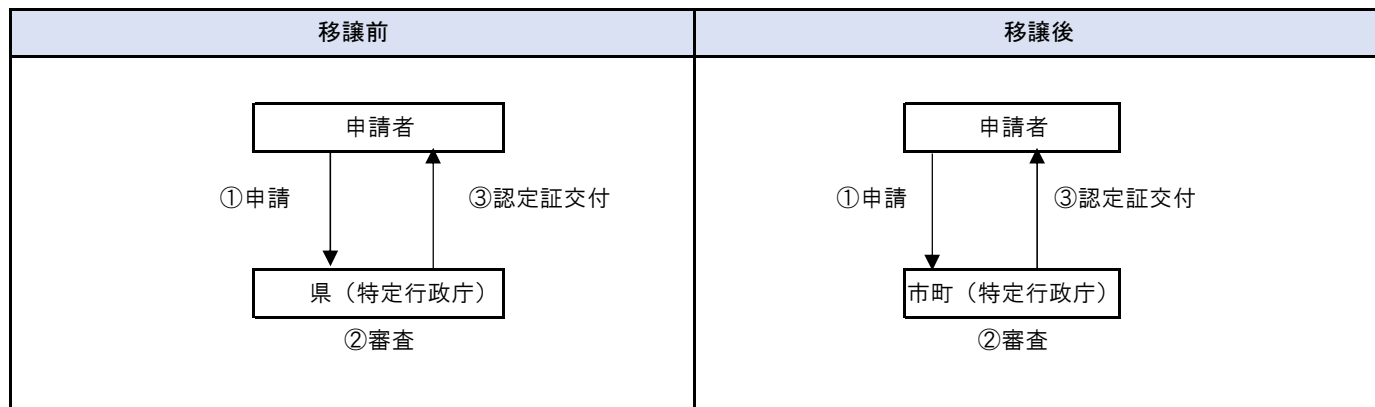
2. 移譲項目

(項目数：8)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
栃木県建築基準条例 における認定に関する 事務	第7条第3号	避難及び通行の安全上支障がない旨の認定	※	3. 70
	第13条第5号	避難上支障がない旨の認定		3. 20
	第14条第3項	避難及び通行の安全上支障がない旨の認定		4. 20
	第21条	安全上支障がない旨の認定		4. 20
	第22条ただし書	避難上支障がない旨の認定		3. 70
	第33条第2号	避難上支障がない旨の認定（共同住宅等）		3. 70
	第37条第3号	通行の安全上支障がない旨の認定		4. 20
	第42条の2において準 用する第33条第2号	避難上支障がない旨の認定（長屋）		3. 70

※現時点においては、未移譲の市町に特定行政庁がないことから処理件数の記載は省略。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 建築基準法
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調査

事務No.	15	法令名	栃木県景観条例	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	大規模行為の届出受理等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成重点地区における建築行為等の届出の受理及び指導・勧告・公表 ・ 大規模行為に関する届出の受理及び指導・勧告・公表 等 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が届出の受理等を行うことにより、県への進達が不要となり、事務処理の迅速化が可能になる。 ・ まちづくりの主体である市町が事務を行うことにより、地域の実情に応じたよりの確な対応が可能になる。 							
包括移譲	(特定行政庁に権限を移譲する場合に限る。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 ・ 建築基準法 ・ 栃木県建築基準条例 							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、那須塩原市、さくら市、高根沢町及び那須町（11市町）は、景観行政団体として独自に条例を定めている。 ・ 建築確認業務と密接に関係しているため、原則として特定行政庁設置に合わせて移譲する。 ・ 移譲の手法として、市町が景観行政団体へ移行する場合には独自に景観条例を制定することとし、それ以外の場合は特例条例を改正することにより権限を移譲するものとする。 							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	3	町	0
県担当課	本庁	都市計画課景観づくり担当		出先機関	土木事務所 (宇都宮、真岡、栃木、大田原)			

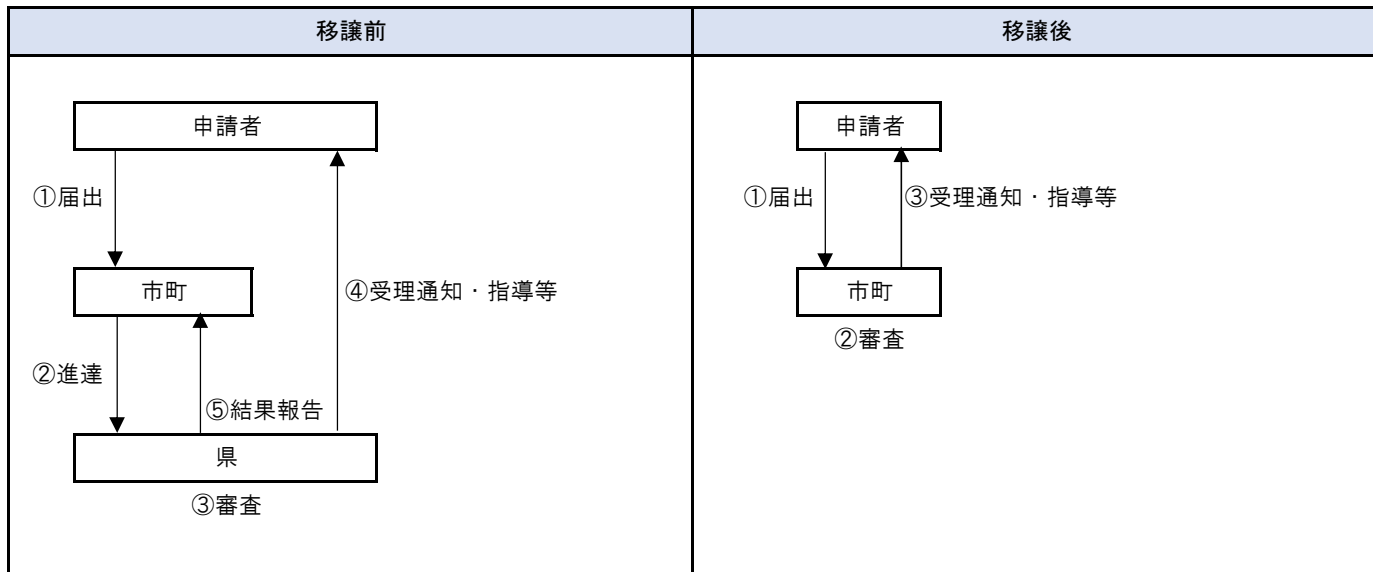
2. 移譲項目

(項目数：13)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
景観形成重点地区に関する事務	第13条第1項	景観形成重点地区における建築行為等の届出の受理	0	1.10
	第13条第2項	景観形成重点地区における建築行為等の変更等の届出の受理	0	1.10
	第15条第1項	届出に対する必要な措置の指導	0	1.20
	第15条第2項	指導に従わない者に対する必要な措置の勧告	0	1.70
	第15条第3項	届出をせず、又は虚偽の申告をした者に対する必要な措置の勧告	0	1.70
	第16条	勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合の氏名等の公表	0	3.50
	第17条	既存建築物等を所有又は管理する者に対する必要な措置の指導	0	※
大規模行為の届出受理等に関する事務	第20条第1項	大規模行為の届出の受理	43	1.10
	第20条第2項	大規模行為の変更の届出の受理	3	1.10
	第22条（第15条第1項準用）	大規模行為の届出に対する必要な措置の指導	0	1.20
	第22条（第15条第2項準用）	指導に従わない者に対する必要な措置の勧告	0	1.70
	第22条（第15条第3項準用）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対する、必要な措置の勧告	0	1.70
	第22条（第16条準用）	勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合の氏名等の公表	0	3.50

※処理時間は、景観形成重点地区の指定時に検討する。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県景観条例施行規則 ・ 栃木県景観形成基本方針 ・ 栃木県大規模行為景観形成基準 ・ 栃木県公共事業景観形成指針 ・ 栃木県景観条例に基づく大規模行為届出事務処理要領
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金（特例条例により権限を移譲する場合に限る。）

移譲事務調書

事務No.	16	法令名	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	特定事業の許可等に関する事務			区分	工	重点移譲	○

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業（特定事業区域面積3,000㎡以上）の許可（変更、譲受けを含む。） ・ 土砂等の搬入届出の受理 ・ 特定事業の完了、廃止等の届出の受理 ・ 水質検査等結果報告の受理 ・ 事業者への報告徴収、立入検査 等 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に全市町で小規模特定事業の許可等に関する事務を行っており、特定事業の許可に関する事務についても併せて実施することにより、一貫した行政対応が可能となる。 ・ 地域の事情に精通し、住民に身近な市町が特定事業の許可等に関する事務を行うことで、不適正事案に対する迅速かつ的確な対応が可能となる。 							
包括移譲	・ 該当なし							
特記事項	・ 市町の改正土砂条例の施行時期に合わせて、県は県条例適用除外区域指定の告示を行う。							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	7	町	1
県担当課	本庁	廃棄物対策課審査指導班		出先機関	環境森林（管理）事務所			

2. 移譲項目

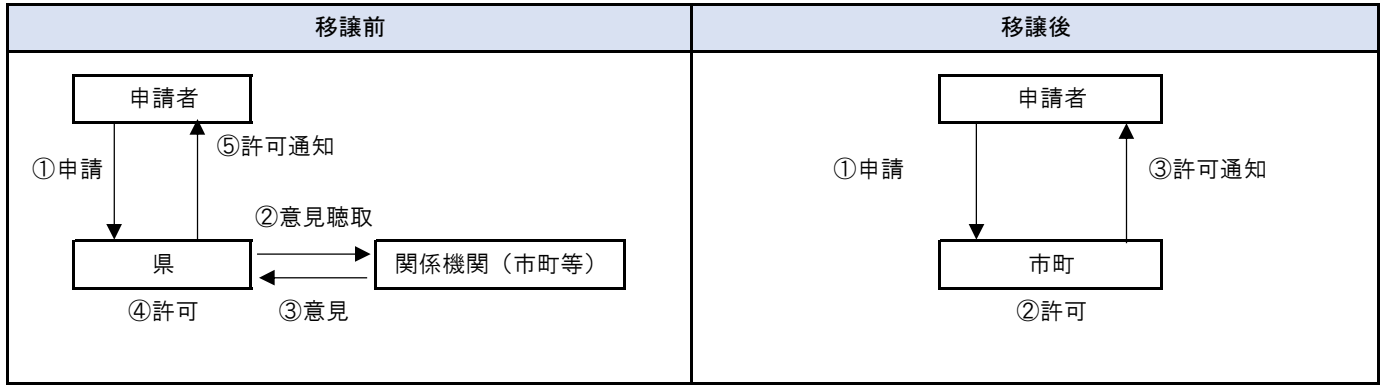
（項目数： 16）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
不適正な土砂等の埋立て等の禁止に関する事務	第8条第2項	安全基準不適合土砂等の埋立て者に対する措置命令	0	3.00
	第9条第2項	土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置の指導	0	※1
	第9条第3項	土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置の公表	0	0.50
特定事業に関する規制に関する事務	第10条	特定事業の許可	15	13.50
	第15条第1項	特定事業の変更の許可	4	8.50
	第16条	土砂等の搬入届出の受理	208	0.50
	第17条第2項	特定事業に使用された土砂等の量の報告の受理	32	1.00
	第18条第3項	水質検査等結果報告の受理	31	0.50
	第21条第1項	特定事業の完了等の届出の受理	18	4.00
	第22条第2項	特定事業の廃止等の届出の受理	1	4.00
	第22条の2第1項	譲受けの許可	0	8.50
	第23条第2項	相続による地位の承継に係る届出の受理	0	※2
	第24条第1項	特定事業の許可の取消し	0	3.00
	第25条第1項	特定事業を行った者への緊急の措置命令	0	3.00
	第25条の2	措置命令に従わない者の公表	0	0.50
立入検査に関する事務	第28条	土砂等の埋立て等を行う者への立入検査	63	1.00

※1 処理時間は事案によって異なる。

※2 県での事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 該当なし
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 市町において、土砂条例の改正が必要となる。
審議会等の設置	・ 市町において、土質構造検討委員会の設置が必要となる。
必要な設備・備品等	・ スタッフ（測量機器） ・ 傾斜計
移譲に当たっての支援等	・ 研修会の開催 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 該当なし

移譲事務調書

事務No.	17	法令名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可 ・急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可条件の付加 ・区域指定の際、既に行為に着手している者からの届出の受理 ・土地所有、制限行為をした者への急傾斜地崩壊防止工事の施工命令 等 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に精通した市町が急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 ・住民に身近な市町が急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可の手続き窓口になるため、住民・事業者の負担が軽減される。 							
包括移譲	・該当なし							
特記事項	・行為の内容が、急傾斜地の崩壊を助長するものか判断できる職員の配置が必要である。							
移譲の状況	法令移譲	・該当なし		特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	砂防水資源課事業管理担当		出先機関	土木事務所			

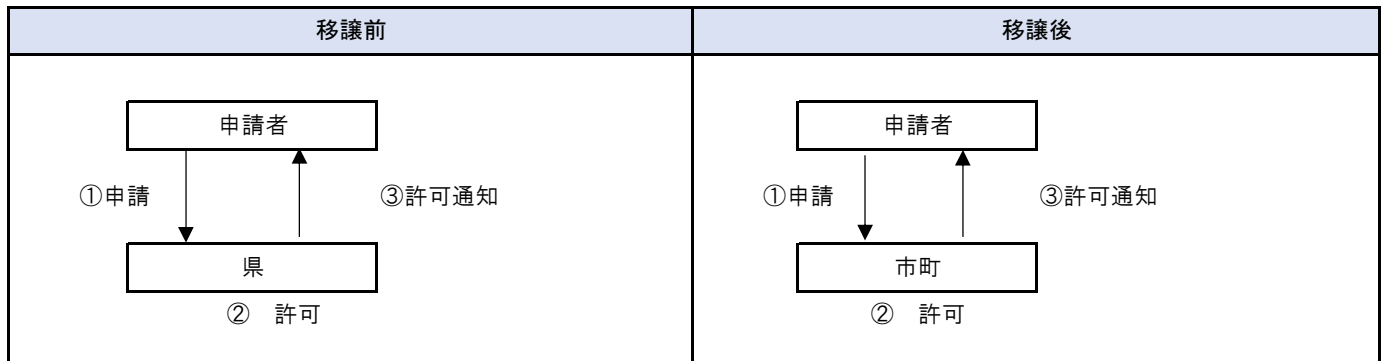
2. 移譲項目

(項目数：13)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可等に関する事務	第7条第1項	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可	5	8.00
	第7条第2項	条件の付加	0	4.00
	第7条第3項	届出の受理	0	3.00
	第7条第4項	国又は地方公共団体との協議	0	8.00
	第8条第1項	許可の取消若しくは条件の変更、命令	0	8.00
	第8条第2項（法第10条第4項において準用する場合を含む）	代執行及び公告	0	※
	第9条第3項	土地の所有者等に対する勧告	0	※
	第10条第1項	土地の所有者等に対する急傾斜地崩壊防止工事の施行命令	0	※
	第10条第2項	制限行為をした者に対する急傾斜地崩壊防止工事の施行命令	0	※
	第11条第1項	土地の立入検査	0	※
	第13条第1項	届出の受理	0	※
	第13条第2項	通知の受理	0	※
	第26条	土地の所有者等からの報告の徴収	0	※

※処理時間は、事案によって異なる。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・市町において、行政手続法に基づく審査基準及び標準処理期間の設定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催 ・移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	18	法令名	地すべり等防止法	分野	まちづくり・土地利用規制		
事務名	区域内における行為の許可に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

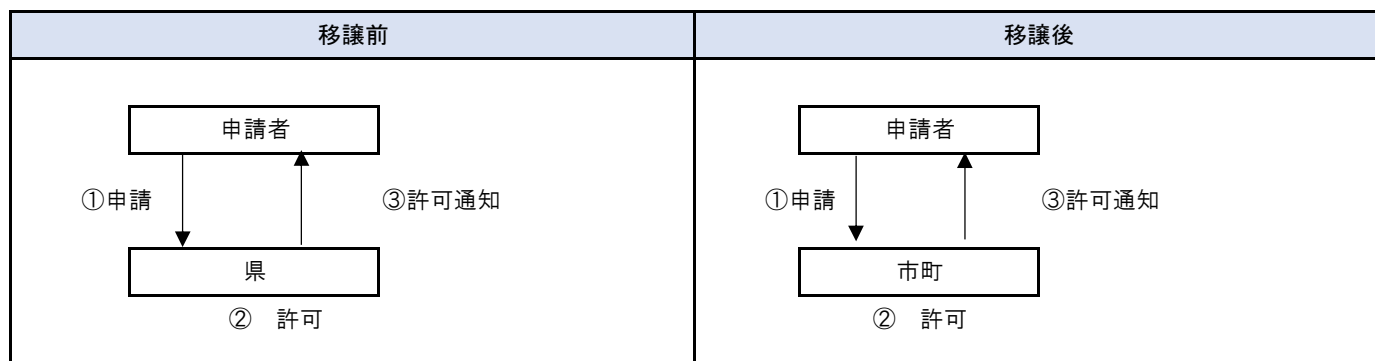
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり防止区域内における行為の許可 ・ 地すべり防止区域内における行為についての国等との協議 ・ 地すべり防止区域内における行為の許可の取消し等 								
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場に精通した市町が地すべり防止区域内における行為の許可を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 ・ 住民に身近な市町が地すべり防止区域内における行為の許可の窓口になるため、住民・事業者の負担が軽減される。 								
包括移譲	・ 該当なし								
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為の内容が地すべりを助長するものであるか判断できる職員の配置が必要である。 ・ H28年6月現在における地すべり防止区域は、茂木町8カ所、那須烏山市3カ所、那珂川町3カ所、高根沢町2カ所、那須町1カ所、矢板市1カ所、栃木市1カ所の19カ所である。 ・ 行為の許可に関する事務の発生頻度は、3年に1件程度である。 								
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし			特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	砂防水資源課事業管理担当			出先機関	土木事務所			

2. 移譲項目

(項目数：3)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
地すべり防止区域内における行為の許可	第18条第1項	地すべり防止区域内における行為の許可	2	8.00
	第20条第2項	地すべり防止区域内における行為についての国等との協議	0	8.00
	第21条第1項	地すべり防止区域内における行為の許可の取消し等	0	8.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・地すべり等防止法施行令・地すべり等防止法施行規則・地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について（平成6年9月28日建設省通知）
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・市町において、行政手続法に基づく審査基準・標準処理期間等を定める必要がある。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・研修会の開催・移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	19	法令名	民生委員法	分野	福祉		
事務名	民生委員協議会を組織する区域に関する事務			区分	工	重点移譲	○

1 基本情報

権限の概要	・ 民生委員協議会を組織する区域の決定に関する事務						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状では、3年ごとの民生委員の一斉改選に併せて、市町の意見を聴取した上で、民生委員協議会を組織する区域の見直しを行っている。 ・ 市町が新たに事務を行うことにより、県から市町への意見聴取が不要となるなど、事務処理の迅速化が図られる。 ・ 市町が新たに事務を行うことにより、時期等を問わず市町ごとに柔軟な見直しが可能となり、地域の実情に応じた区域設定が行われることが期待される。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員法第20条第2項において、町は原則1区域とする旨が定められている。 ・ 移譲の範囲は、民生委員の定数の変更が伴わない場合に限る。 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	5	町	0
県担当課	本庁	保健福祉課地域福祉担当	出先機関	・ 該当なし			

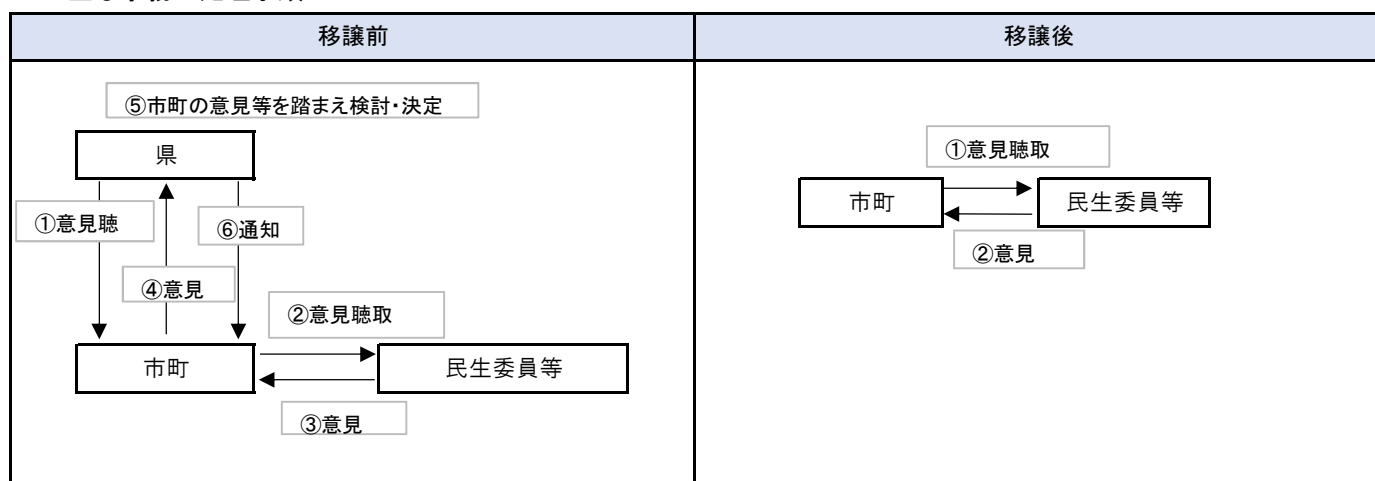
2. 移譲項目

(項目数：1)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
民生委員協議会を組織する区域の決定に関する事務	第20条第1項	民生委員協議会を組織する区域の決定	※	3.00

※ 県では3年ごとに区域の見直しを行っている。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 栃木県民生委員定数条例
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 他市町の検討状況等についての情報提供
財源措置	・ 市町村総合交付金（権限移譲に関する事務分） ・ 上記のほか、市町村総合交付金において、民生委員協議会の開催経費等として1協議会当たり約20万円を毎年度交付している。

移譲事務調書

事務No.	20	法令名	社会福祉法	分野	福祉		
事務名	社会福祉法人の定款認可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の認可等 ・ 定款変更届出の受理 ・ 社会福祉法人に対する現況報告の徴収、立入検査、指導監督、是正命令 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に身近な町が定款の変更に係る認可申請や届出を受理することにより、住民・事業者の負担が軽減される。 ・ 地域の事情に精通した町が社会福祉法人に対する指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲の範囲は、下記のいずれかの事業のみを行うものであって、法人の主たる事務所が単一の町内にあるものであり、その行う事業が当該町の区域を越えない場合に限る。 <p style="margin-left: 20px;">（ 地域福祉分野 ） 社会福祉協議会</p> <p style="margin-left: 20px;">（ 高齢者福祉分野 ） 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター</p> <p style="margin-left: 20px;">（ 障害者福祉分野 ） 障害者支援施設、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者の更生相談に応ずる事業、知的障害者の更生相談に応ずる事業</p>						
移譲の状況	法令移譲	市	特例条例	市	-	町	0
県担当課	本庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉課地域福祉担当 ・ 高齢対策課事業者指導班 ・ 障害福祉課福祉サービス事業担当 		出先機関	・ 該当なし		

2. 移譲項目

（項目数：36）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
社会福祉法人の定款認可等に関する事務	第31条第1項	社会福祉法人の定款の認可	0	4.00
	第32条	社会福祉法人の定款認可の決定	0	4.00
	第42条第2項	一時評議員の選任	0	1.00
	第45条の6第2項	一時役員の選任	0	1.00
	第45条の9第5項	評議員会の招集の許可	0	※
	第45条の36第2項	定款の変更の認可	35	2.00
	第45条の36第3項で準用する第32条	定款の変更の認可の決定	0	2.00
	第45条の36第4項	定款の変更の届出受理	12	1.00
	第46条第2項	社会福祉法人の解散の認可又は認定	0	2.00
	第46条第3項	社会福祉法人の解散の届出受理（破産手続開始決定等）	0	2.00
	第46条の6第4項	清算人の氏名及び住所の届出受理	0	1.00
	第46条の6第5項	清算中に就職した清算人の届出受理	0	1.00
	第47条の4第4項	裁判所への意見（社会福祉法人の解散、清算）	0	1.00
	第47条の5	社会福祉法人の清算結了の届出受理	0	1.00

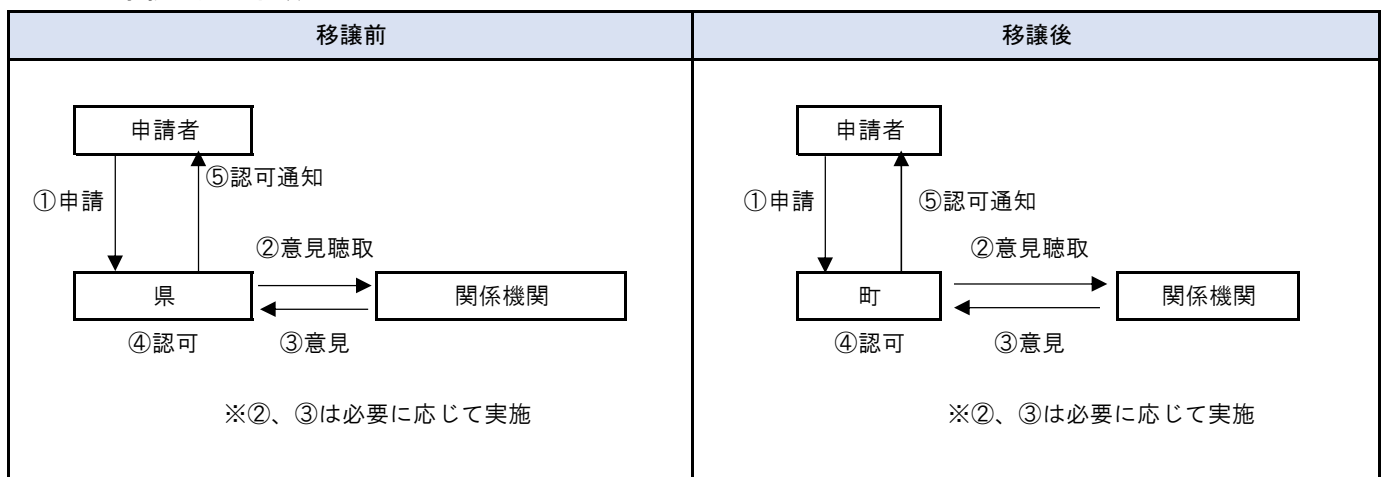
第50条第3項	社会福祉法人の吸収合併の認可	0	2.00
第54条の6第2項	社会福祉法人の新設合併の認可	0	2.00
第55条の2第1項	社会福祉充実計画の承認	0	※
第55条の2第8項	社会福祉充実計画の作成及び実施に関する助言等	0	※
第55条の2第10項	関係地方公共団体の長に対する協力の求め	0	※
第55条の3第1項	社会福祉充実計画の変更承認	0	※
第55条の3第2項	社会福祉充実計画の変更届出受理	0	※
第55条の3第3項で準用する第55条の2第8項	社会福祉充実計画の変更及び実施に関する助言等	0	※
第55条の3第3項で準用する第55条の2第10項	関係地方公共団体の長に対する協力の求め	0	※
第55条の4	社会福祉充実計画の終了承認	0	※
第56条第1項	社会福祉法人に対する報告徴収及び検査	15	4.00
第56条第4項	社会福祉法人に対する改善勧告	0	2.00
第56条第5項	社会福祉法人に対する改善勧告の公表	0	2.00
第56条第6項	社会福祉法人に対する改善措置命令	0	2.00
第56条第7項	社会福祉法人に対する業務停止命令等	0	2.00
第56条第8項	社会福祉法人に対する解散命令	0	2.00
第56条第9項	解職対象役員に対する弁明の機会の付与	0	2.00
第56条第11項	弁明を聴取した者の報告書の受理	0	1.00
第57条	社会福祉法人に対する公益事業、収益事業の停止命令	0	1.00
第57条の2第1項	関係都道府県知事等からの意見の受理	0	※
第57条の2第2項	関係都道府県知事等への協力の求め	0	※
第59条	社会福祉法人からの現況報告書の届出受理	64	2.00

※県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい

○事務処理件数内訳

第45条の36第2項	地域福祉：2	高齢者福祉：21	障害者福祉：12
第45条の36第4項	地域福祉：1	高齢者福祉：5	障害者福祉：6
第56条第1項	地域福祉：15	高齢者福祉：0	障害者福祉：0
第59条	地域福祉：15	高齢者福祉：33	障害者福祉：16

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人審査基準（H12.12.1厚労省通知）・社会福祉法人の認可について（老発第794号通知）
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・町において、社会福祉法人指導監査要綱等の策定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・町において、社会福祉施設審査委員会等の設置が必要となる。
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・事務処理マニュアルの配布・研修会の開催・移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	21	法令名	社会福祉法	分野	福祉		
事務名	軽費老人ホーム事業の許可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽費老人ホーム事業の許可 ・ 軽費老人ホーム事業の開始の届出受理 ・ 事業者に対する報告徴収、立入検査 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者身近な市町が軽費老人ホーム事業の許可等を行うことにより、事業者の負担軽減が図られる。 ・ 地域の実情に精通した市町が事業者への立入検査等を行うことにより、迅速な対応が可能となる。 ・ 市町が軽費老人ホーム事業の許可等を行うことで、市町の高齢者福祉計画等を考慮した主体的・総合的な高齢者福祉行政の展開が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	・ 経営者の所在地にかかわらず、施設が所在する市町で対応する。						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	高齢対策課事業者指導班	出先機関	該当なし			

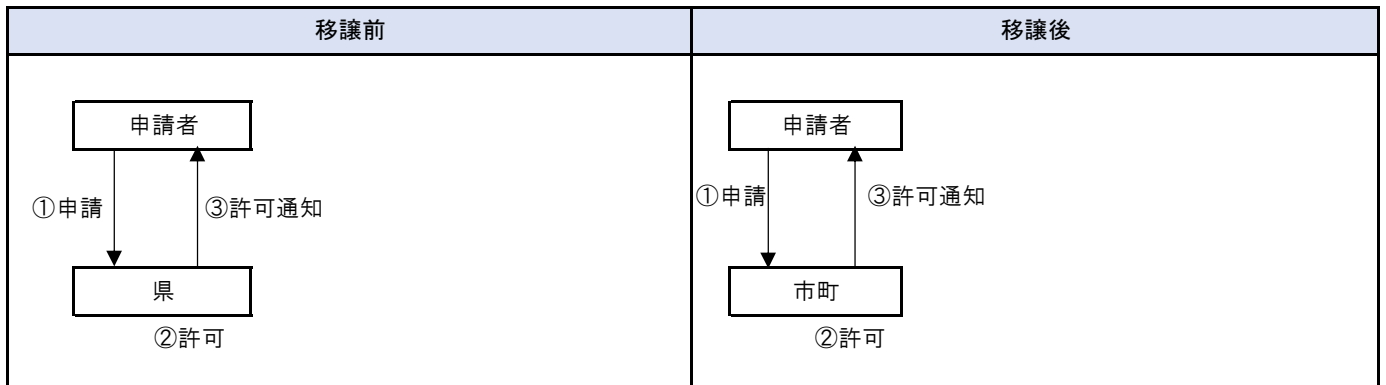
2. 移譲項目

(項目数：10)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
軽費老人ホーム事業の許可等に関する事務	第62条第1項	軽費老人ホーム事業の開始の届出受理	0	1.00
	第62条第2項	軽費老人ホーム事業の許可	0	16.00
	第63条第1項	軽費老人ホーム事業の届出事項の変更の届出受理	0	1.00
	第63条第2項	軽費老人ホーム事業の許可事項の変更の届出受理	0	1.00
	第64条	軽費老人ホーム事業の廃止の届出受理	0	16.00
社会福祉事業の経営者に対する報告徴収、立入検査等に関する事務	第70条	社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等	0	※
	第71条	社会福祉事業の経営者に対する改善命令	0	※
	第72条第1項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（社会福祉法義務違反、不当営利、不当処遇）	0	※
	第72条第2項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（書面交付義務違反、誇大広告）	0	※
	第72条第3項	無許可・無届け事業者に対する社会福祉事業経営の制限、停止命令（不当利益、不当処遇）	0	※

※県においても事務処理実績がないため、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 該当なし
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	22	法令名	社会福祉法	分野	福祉		
事務名	老人福祉センターの開始届出受理等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの開始の届出受理 ・老人福祉センターの変更の届出受理 ・事業者に対する報告徴収、立入検査 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者身近な市町が老人福祉センターの開始及び変更に係る届出の受理等を行うことにより、事業者の負担軽減が図られる。 ・地域の実情に精通した市町が事業者への立入検査等を行うことにより、事務処理の迅速化が可能となる。 ・市町が老人福祉センター事業の届出受理等を行うことで、市町の高齢者福祉計画等を考慮した主体的・総合的な高齢者福祉行政の展開が可能となる。 						
包括移譲	・該当なし						
特記事項	・経営者の所在地にかかわらず、施設が所在する市町で対応する。						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	高齢対策課事業者指導班	出先機関	・該当なし			

2. 移譲項目

(項目数：7)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
老人福祉センターの開始届出受理等に関する事務	第69条第1項	老人福祉センターの開始の届出受理	0	4.00
	第69条第2項	老人福祉センターの変更の届出受理	0	4.00
社会福祉事業の経営者に対する報告徴収、立入検査等に関する事務	第70条	社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等	0	※
	第71条	社会福祉事業の経営者に対する改善命令	0	※
	第72条第1項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（社会福祉法義務違反、不当営利、不当処遇）	0	※
	第72条第2項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（書面交付義務違反、誇大広告）	0	※
	第72条第3項	無許可・無届け事業者に対する社会福祉事業経営の制限、停止命令（不当利益、不当処遇）	0	※

※県においても事務処理実績がないため、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center;">申請者</div> <p style="text-align: center;">①届出</p> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center;">県</div> <p style="text-align: center;">②受理</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center;">申請者</div> <p style="text-align: center;">①届出</p> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center;">市町</div> <p style="text-align: center;">②受理</p>

4. 関連情報

関係法令等	・ 該当なし
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	23	法令名	老人福祉法	分野	福祉		
事務名	有料老人ホームの設置届出受理等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホームの設置届出の受理 ・ 有料老人ホームの変更届出の受理 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に身近な市町が有料老人ホームに係る届出（設置、変更）の受理を行うことにより、事業者の負担軽減が図られる。 ・ 市町が届出の受理を行うことにより、市町への意見聴取が不要となるなど、事務処理の迅速化が可能になる。 ・ 市町が有料老人ホームの設置届出受理等を行うことで、市町の高齢者福祉計画等を考慮した主体的・総合的な高齢者福祉行政の展開が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	・ 経営者の所在地にかかわらず、施設が所在する市町で対応する。						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	高齢対策課事業者指導班	出先機関	・ 該当なし			

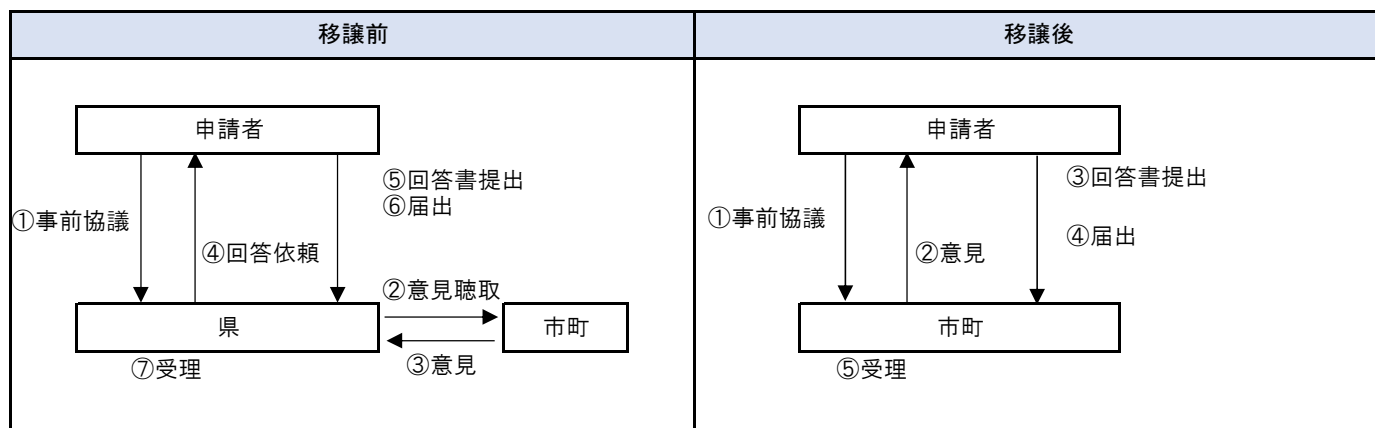
2. 移譲項目

（項目数：8）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
有料老人ホームの設置届出受理等に関する事務	第29条第1項	有料老人ホームの設置届出の受理	6	8.00
	第29条第2項	有料老人ホームの変更届出の受理	43	1.00
	第29条第3項	有料老人ホームの廃止又は休止の届出の受理	0	1.00
	第29条第10項	有料老人ホーム設置者から報告された有料老人ホーム情報の公表	0	※
	第29条第11項	有料老人ホーム設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査	37	2.00
	第29条第13項	有料老人ホームに対する改善命令	0	※
	第29条第14項	有料老人ホームに対する事業制限又は事業停止命令	0	※
	第29条第15項	改善命令及び事業制限又は事業停止命令の公示	0	※

※県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉法施行令・老人福祉法施行規則・栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針・栃木県有料老人ホーム設置運営指導要綱
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・市町において、有料老人ホーム設置運営指導指針及び市町有料老人ホーム設置運営指導要綱を策定する必要がある。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・事務処理マニュアルの配布・研修会の開催・移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	24	法令名	老人福祉法	分野	福祉		
事務名	養護老人ホームの設置認可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置の認可 ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの変更届出の受理 ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの廃止、休止、定員増減の認可 ・ 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの設置届出の受理 ・ 老人居宅生活支援事業の開始届出の受理 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者身近な市町が養護老人ホームや特別養護老人ホームの設置認可等を行うことにより、事業者の負担軽減が図られる。 ・ 市町が養護老人ホームや特別養護老人ホームの設置認可等を行うことで、市町の高齢者福祉計画等を考慮した主体的・総合的な高齢者福祉行政の展開が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者の所在地にかかわらず、施設が所在する市町で対応する。 ・ 補助内示に先立ち、合議制による審査を行う必要がある。 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	高齢対策課事業者指導班	出先機関	・ 健康福祉センター			

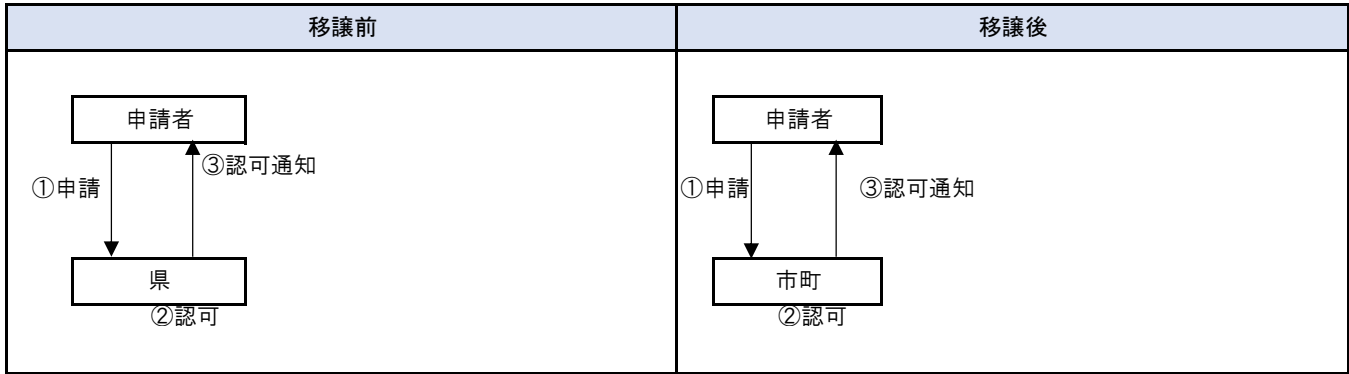
2. 移譲項目

(項目数：16)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり処 理時間
養護老人ホームの設置認可等に関する事務	第15条第4項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置の認可	0	40.00
	第15条の2第2項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの変更届出の受理	0	1.00
	第16条第3項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの廃止、休止、定員増減の認可	0	40.00
	第18条第2項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの長からの報告徴収、質問及び立入検査	0	6.00
	第19条第1項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの改善・停止・廃止命令又は認可の取消し	0	40.00
老人デイサービスセンター等の設置届出等に関する事務	第15条第2項	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの設置届出の受理	0	1.00
	第15条の2第1項	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの変更届出の受理	0	1.00
	第16条第1項	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの廃止又は休止の届出の受理	0	1.00
	第18条第1項	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センター設置者からの報告徴収、質問及び立入検査	0	8.00
	第18条の2第2項	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業の制限又は停止の命令	0	※
老人居宅生活支援事業の開始届出の受理等に関する事務	第14条	老人居宅生活支援事業の開始届出の受理	0	1.00
	第14条の2	老人居宅生活支援事業の変更届出の受理	0	1.00
	第14条の3	老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出の受理	0	1.00
	第18条第1項	老人居宅生活支援事業者等からの報告徴収、質問及び立入検査	0	6.00
	第18条の2第1項	認知症対応型老人共同生活援助事業者の前払金保全措置にかかる改善命令	0	※
	第18条の2第2項	老人居宅生活支援事業の制限又は停止の命令	0	※

※県においても事務処理実績がないため、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法施行令 ・老人福祉法施行規則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・市町において、地方社会福祉審議会の設置が必要となる。
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理マニュアルの配布 ・研修会の開催 ・移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	25	法令名	介護保険法	分野	福祉		
事務名	事業者等の指定等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法に基づく事業者に対する指定及び許可 ・ 指定を行った事業者に対する指導監査 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者身近な市町が事業者に対する指定及び許可等を行うことにより、事業者の負担軽減が図られるとともに事務処理の迅速化が図られる。 ・ 市町が事業者に対する指定及び許可等を行うことで、市町の高齢者福祉計画や介護保険等の財政的影響を考慮した主体的・総合的な高齢者福祉行政の展開が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項							
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	高齢対策課事業者指導班	出先機関	健康福祉センター			

2. 移譲項目

(項目数：112)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数 (件)	1件当たり 処理時間 (h)
指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務	第24条第1項*	帳簿書類等の提示の命令及び質問	601	24.00
	第24条第2項*	報告の徴収等	0	12.00
	第24条の3第1項*	事務受託法人への事務の委託	0	※
	第24条の3第4項*	事務の委託の公示	0	1.00
	第41条第1項	指定居宅サービス事業者の指定	139	12.00
	第70条第6項	関係市町村からの意見聴取	0	2.00
	第70条第7項	市町村長との協議	0	※
	第70条の2第1項	指定居宅サービス事業者の指定の更新	135	8.00
	第70条の2第4項において準用する第70条第6項	関係市町村からの意見聴取	0	2.00
	第70条の2第4項において準用する第70条第7項	市町村長との協議	0	※
	第70条の3第2項において準用する第70条第6項	関係市町村からの意見聴取	0	2.00
	第71条第1項ただし書	別段の申し出の受理	0	1.00
	第72条第1項ただし書	別段の申し出の受理	0	1.00
	第75条	指定居宅サービス事業者の名称の変更等の届出の受理	1500	1.00
	第76条の2第1項	指定居宅サービス事業者に対する勧告	0	12.00
	第76条の2第2項	指定居宅サービス事業者に対する勧告の公表	0	1.00
	第76条の2第3項	指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置命令	0	12.00
	第76条の2第4項	指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置命令の公示	0	1.00

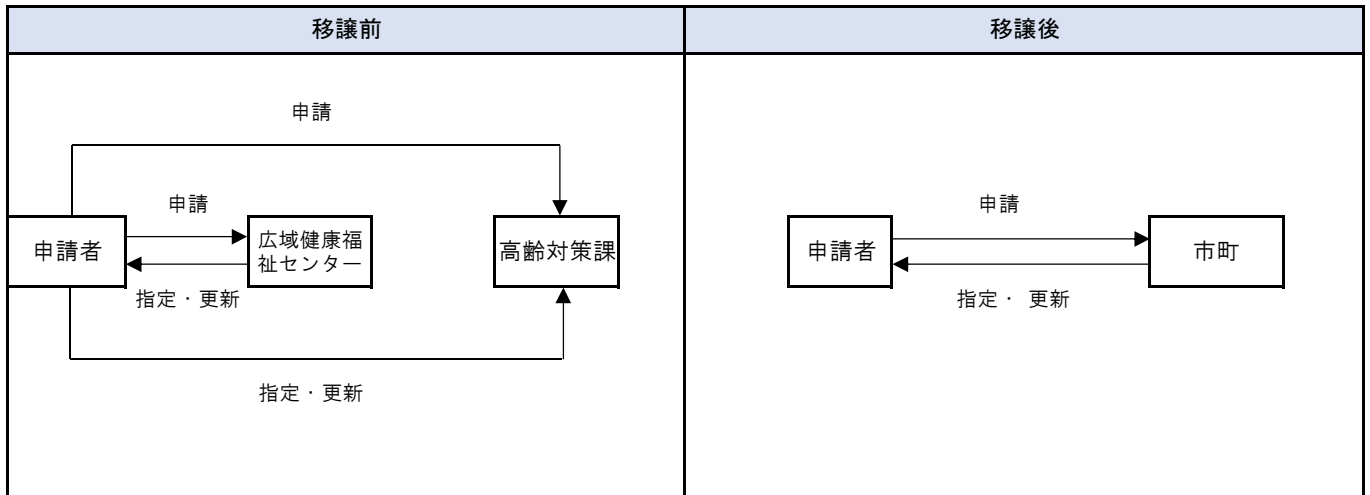
	第76条の2第5項	市町村からの通知の受理	0	1.00
	第77条第1項	指定居宅サービス事業者等の指定の取消し又は停止	2	56.00
	第77条第2項	市町村からの通知の受理	0	1.00
	第78条	指定居宅サービス事業者の指定等の公示	139	1.00
指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務	第48条第1項第1号	指定介護老人福祉施設の指定	4	12.00
	第86条第3項	関係市町村からの意見の聴取	4	2.00
	第86条の2第1項	指定介護老人福祉施設の指定の更新	3	8.00
	第86条の2第4項において準用する第86条第3項	関係市町村からの意見の聴取	0	2.00
	第89条	指定介護老人福祉施設の名称の変更等の届出の受理	100	1.00
	第91条の2第1項	指定介護老人福祉施設に対する勧告	0	12.00
	第91条の2第2項	指定介護老人福祉施設に対する勧告の公表	0	1.00
	第91条の2第3項	指定介護老人福祉施設に対する勧告に係る措置命令	0	12.00
	第91条の2第4項	指定介護老人福祉施設に対する勧告に係る措置命令の公示	0	1.00
	第91条の2第5項	市町村からの通知の受理	0	1.00
	第92条第1項	指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は停止	0	56.00
	第92条第2項	市町村からの通知の受理	0	1.00
	第93条	指定介護老人福祉施設の指定等の公示	4	1.00
	介護老人保健施設の開設許可等に関する事務	第94条第1項	介護老人保健施設の開設許可	0
第94条第2項		介護老人保健施設の変更許可	8	12.00
第94条第6項		関係市町村からの意見の聴取	1	2.00
第94条の2第1項		介護老人保健施設の許可の更新	2	8.00
第94条の2第4項において準用する第94条第6項		関係市町村からの意見の聴取	1	2.00
第95条第1項		介護老人保健施設の管理者の承認	11	8.00
第95条第2項		介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認	0	8.00
第98条第1項第4号		介護老人保健施設に関して広告できる事項	0	4.00
第99条		介護老人保健施設の名称の変更等の届出の受理	60	1.00
第100条第3項		市町村からの通知の受理	0	1.00
第101条		介護老人保健施設の使用制限	0	12.00
第102条第1項		介護老人保健施設の管理者の変更命令	0	12.00
第103条第1項		介護老人保健施設に対する勧告	0	12.00
第103条第2項		介護老人保健施設に対する勧告の公表	0	1.00
第103条第3項		介護老人保健施設に対する勧告に係る措置命令	0	12.00
第103条第4項		介護老人保健施設に対する勧告に係る措置命令の公示	0	1.00
第103条第5項		市町村からの通知の受理	0	1.00
第104条第1項		介護老人保健施設の開設許可の取消し又は停止	0	56.00
第104条第2項		市町村からの通知の受理	0	1.00
第104条の2		介護老人保健施設の開設許可等の公示	0	1.00
第105条において準用する医療法第9条第2項		廃止の届出の受理	0	1.00
第105条において準用する医療法第15条第3項		エックス線装置の設置届出の受理	0	1.00

介護医療院の開設許可等に関する事務	第107条第1項	介護医療院の開設許可	0	12.00
	第107条第2項	介護医療院の変更許可	0	12.00
	第107条第6項	関係市町村からの意見の聴取	0	2.00
	第108条第1項	介護医療院の許可の更新	0	8.00
	第108条第4項において準用する第107条第6項	関係市町村からの意見の聴取	0	2.00
	第109条第1項	介護医療院の管理者の承認	0	8.00
	第109条第2項	介護医療院の医師以外の管理者の承認	0	8.00
	第112条第1項第4号	介護医療院に関して広告できる事項	0	4.00
	第113条第1項	介護医療院の名称の変更等の届出の受理	0	1.00
	第113条第2項	介護医療院の廃止等の届出の受理	0	1.00
	第114条の2第3項	市町村からの通知の受理	0	1.00
	第114条の3	介護医療院の使用制限	0	12.00
	第114条の4第1項	介護医療院の管理者の変更命令	0	12.00
	第114条の5第1項	介護医療院に対する勧告	0	12.00
	第114条の5第2項	介護医療院に対する勧告の公表	0	1.00
	第114条の5第3項	介護医療院に対する勧告に係る措置命令	0	12.00
	第114条の5第4項	介護医療院に対する勧告に係る措置命令の公示	0	1.00
	第114条の5第5項	市町村からの通知の受理	0	1.00
	第114条の6第1項	介護医療院の開設許可の取消し又は停止	0	56.00
	第114条の6第2項	市町村からの通知の受理	0	1.00
第114条の7	介護医療院の開設許可等の公示	0	1.00	
第114条の8において準用する医療法第9条第2項	廃止の届出の受理	0	1.00	
第114条の8において準用する医療法第15条第3項	エックス線装置の設置届出の受理	0	1.00	
指定介護予防サービス事業者の指定等に関する事務	第53条第1項	指定介護予防サービス事業者の指定	136	12.00
	第115条の5	指定介護予防サービス事業者の名称の変更等の届出の受理	1450	1.00
	第115条の8第1項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告	0	12.00
	第115条の8第2項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告の公表	0	1.00
	第115条の8第3項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置命令	0	12.00
	第115条の8第4項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置命令の公示	0	1.00
	第115条の8第5項	市町村からの通知の受理	0	1.00
	第115条の9第1項	指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は停止	2	56.00
	第115条の9第2項	市町村からの通知の受理	0	1.00
	第115条の10	指定介護予防サービス事業者の指定等の公示	136	1.00
	第115条の11において準用する第70条の2第1項	指定介護予防サービス事業者の指定の更新	83	8.00
	第115条の11において準用する第71条第1項ただし書	指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申し出の受理	0	1.00
	第115条の11において準用する第72条第1項ただし書	指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護老人保健施設及び介護医療院の別段の申し出の受理	0	1.00

業務管理体制の整備に関する事務	第115条の32第2項	業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理	55	1.00
	第115条の32第3項	業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理	15	1.00
	第115条の32第4項	業務管理体制の整備に関する事項の届出区分の変更による届出の受理	1	1.00
	第115条の33第1項	業務管理体制の整備に関する報告徴収、立入検査等	0	24.00
	第115条の33第3項	業務管理体制の整備に関する権限の行使の求め	0	1.00
	第115条の33第4項	業務管理体制の整備に関する権限の行使の通知	0	1.00
	第115条の34第1項	業務管理体制の整備に関する勧告	0	12.00
	第115条の34第2項	業務管理体制の整備に関する公表	0	1.00
	第115条の34第3項	業務管理体制の整備に関する命令	0	12.00
	第115条の34第4項	業務管理体制の整備に関する公示	0	1.00
	第115条の34第5項	業務管理体制の整備に関する通知	0	1.00
介護サービス情報の公表等に関する事務	第115条の35第3項	介護サービス情報の調査	0	24.00
	第115条の35第4項	介護サービス情報に係る報告等の命令	0	12.00
	第115条の35第5項	介護サービス情報に係る報告等の命令の通知	0	1.00
	第115条の35第6項	介護サービス情報に係る指定の取消等	0	56.00
	第115条の35第7項	介護サービス情報に係る指定の取消等の通知	0	1.00
	第115条の36第2項	介護サービス情報に係る指定調査機関の指定	0	※
	第115条の40第1項	介護サービス情報に係る指定調査機関に対する報告徴収、立入検査等	0	※
	第115条の41	介護サービス情報に係る指定調査機関の調査事務の廃止等の許可	0	※

※県においても事務処理実績がないため、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 介護保険法施行規則
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 市町において、指定居宅サービス等の人員、設備、運営に関する基準を定める条例の制定が必要となる。
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	26	法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	分野	福祉		
事務名	事業者等の指定等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害福祉サービス事業者等の指定 ・ 指定障害福祉サービス事業者等に対する報告徴収、立入検査、基準遵守勧告、指定取消等 ・ 業務管理体制の整備に係る届出受理、報告徴収、立入検査等 ・ 事業の開始届出受理、報告徴収、立入検査、改善命令等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が指定障害福祉サービス事業者等の指定を行うことにより、市町の障害福祉計画との整合性に配慮した主体的な行政運営が可能になる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	・ 該当なし						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	1	町	0
県担当課	本庁	障害福祉課福祉サービス事業担当	出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

(項目数：85)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
指定事務受託法人に関する事務	第11条の2第1項	指定事務受託法人の指定	0	※2
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定等に関する事務	第29条第1項	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定	34	14.00
	第37条第1項	指定障害福祉サービス事業者の変更指定	14	8.00
	第39条第1項	指定障害者支援施設の変更指定	0	8.00
	第41条第1項	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定更新	22	8.00
	第46条第1項	指定障害福祉サービス事業者の変更及び再開届出受理	394	6.00
	第46条第2項	指定障害福祉サービス事業者の廃止及び休止届出受理	28	6.00
	第46条第3項	指定障害者支援施設の変更届出受理	61	6.00
	第48条第1項	指定障害福祉サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等	9	20.00
	第48条第3項（第48条第1項準用）	指定障害者支援施設の設置者等に対する報告命令、立入検査等	0	※1
	第49条第1項	指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告	0	※1
	第49条第2項	指定障害者支援施設の設置者に対する基準遵守勧告	0	※1
	第49条第3項	基準遵守勧告の公表	0	※1
	第49条第4項	基準遵守の命令	0	※1
	第49条第5項	基準遵守命令の公示	0	※1
	第49条第6項	基準に従って適正な運営がされていない旨の市町村からの通知受理	0	※1
	第50条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定取消し等	0	30.00
	第50条第2項	第50条第1項各号に該当する旨の市町村からの通知受理	0	※1
第50条第3項（第50条第1項準用）	指定障害者支援施設の指定取消し等	0	※1	

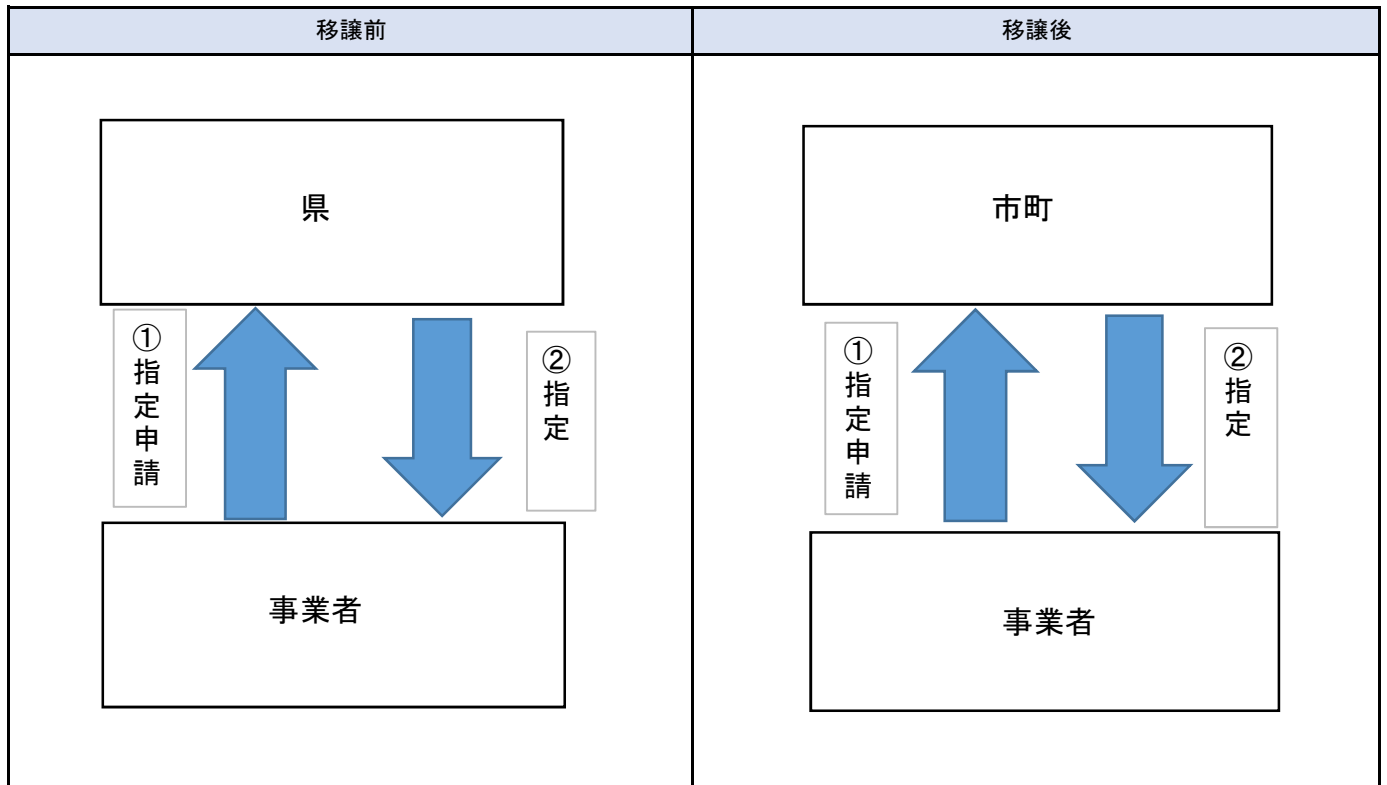
	第50条第3項（第50条第2項準用）	第50条第1項各号に該当する旨の市町村からの通知受理	0	※1
	第51条	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定等の公示	40	4.00
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る業務管理体制の整備等に関する事務	第51条の2第2項	業務管理体制整備に係る届出受理	34	6.00
	第51条の2第3項	業務管理体制整備に係る変更届出受理	0	6.00
	第51条の2第4項	業務管理体制整備に係る区分変更届出受理	0	6.00
	第51条の3第1項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等	0	※1
	第51条の3第3項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等の国への要請	0	※1
	第51条の3第4項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等の国からの結果通知受理	0	※1
	第51条の4第1項	業務管理体制整備に係る基準遵守勧告	0	※1
	第51条の4第2項	業務管理体制整備に係る基準遵守勧告の公表	0	※1
	第51条の4第3項	業務管理体制整備に係る基準遵守の命令	0	※1
	第51条の4第4項	業務管理体制整備に係る基準遵守命令の公示	0	※1
	第51条の4第5項	業務管理体制整備に係る国からの通知受理	0	※1
指定一般相談支援事業者の指定等に関する事務	第51条の14第1項	指定一般相談支援事業者の指定	2	14.00
	第51条の21第1項	指定一般相談支援事業者の指定更新	0	8.00
	第51条の25第1項	指定一般相談支援事業者の変更及び再開届出受理	14	6.00
	第51条の25第2項	指定一般相談支援事業者の廃止及び休止届出受理	1	6.00
	第51条の27第1項	指定一般相談支援事業者等に対する報告命令、立入検査等	0	20.00
	第51条の28第1項	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守勧告	0	※1
	第51条の28第3項	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守勧告の公表	0	※1
	第51条の28第4項	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守の命令	0	※1
	第51条の28第5項	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守命令の公示	0	※1
	第51条の28第6項	第51条の28第1項各号に該当する旨の市町村からの通知受理	0	※1
	第51条の29第1項	指定一般相談支援事業者の指定取消し等	0	30.00
	第51条の29第3項	第51条の29第1項各号に該当する旨の市町村からの通知受理	0	※1
	第51条の30第1項	指定一般相談支援事業者の指定等の公示	2	4.00
	第51条の31第2項	業務管理体制整備に係る届出受理	2	6.00
	第51条の31第3項	業務管理体制整備に係る変更届出受理	0	6.00
	第51条の31第4項	業務管理体制整備に係る区分変更届出受理	0	※1
	第51条の32第1項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等	0	※1
	第51条の32第3項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等の国への要請	0	※1
	第51条の32第4項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等の国からの結果通知受理	0	※1
	第51条の33第1項	業務管理体制整備に係る基準遵守勧告	0	※1
	第51条の33第2項	業務管理体制整備に係る基準遵守勧告の公表	0	※1
	第51条の33第3項	業務管理体制整備に係る基準遵守の命令	0	※1
	第51条の33第4項	業務管理体制整備に係る基準遵守命令の公示	0	※1
第51条の33第5項	業務管理体制整備に係る国からの通知受理	0	※1	

情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表に関する事務	第76条の3第1項	情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告受理	0	※2
	第76条の3第2項	情報公表対象サービス等の利用に資する情報の公表	0	※2
	第76条の3第3項	情報公表対象サービス等の利用に資する情報に係る報告内容の調査	0	※2
	第76条の3第4項	情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告に係る是正、調査命令	0	※2
	第76条の3第5項	指定特定相談支援事業所を前項規定により処分した際の市町村長への通知	0	※2
	第76条の3第6項	情報公表対象サービス等の利用に資する情報に係る事業者の指定の取消し又は効力の停止	0	※2
	第76条の3第7項	指定特定相談支援事業者の指定の取消し又は効力の停止をする際の市町村長への通知	0	※2
	第76条の3第8項	情報公表対象サービス等の利用する機会確保に資する情報の公表	0	※2
事業の開始等に関する事務（指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業者等）	第79条第2項	事業の開始届出受理	36	6.00
	第79条第3項	事業の変更届出受理	408	6.00
	第79条第4項	事業の廃止（休止）届出受理	29	6.00
	第81条第1項	事業者に対する報告命令、立入検査等	0	※1
	第82条第1項	事業の制限又は停止命令	0	※1
	第82条第2項	事業の改善命令、停止命令、廃止命令	0	※1
市町村設置障害者支援施設に関する事務	第83条第3項	市町村の障害者支援施設の設置届出	0	※1
	第85条第1項	市町村設置障害者支援施設長に対する報告命令、立入検査等	0	※1
	第86条第1項	市町村設置障害者支援施設に対する事業停止命令、廃止命令	0	※1
	政令第43条の7第1項	市町村設置障害者支援施設の廃止又は休止の届出受理	0	※1
	政令第43条の7第2項	市町村設置障害者支援施設の変更報告受理	0	※1
事業の開始等に関する事務（障害者支援施設）	社会福祉法第62条第1項	事業の開始届出受理	0	※1
	社会福祉法第62条第2項	事業の開始許可	0	※1
	社会福祉法第63条第1項	事業の変更届出受理	0	※1
	社会福祉法第63条第2項	事業の変更許可	0	※1
	社会福祉法第64条	事業の廃止の届出受理	0	※1
	社会福祉法第70条	事業者に対する報告命令、立入検査等	0	※1
	社会福祉法第71条	事業の改善命令	0	※1
	社会福祉法第72条第1項	事業の停止命令、許可取消し等	0	※1
	社会福祉法第72条第2項	事業の停止命令、許可取消し等	0	※1
社会福祉法第72条第3項	事業の停止命令等	0	※1	

※1 処理時間は、事案によって異なる。

※2 県においても処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法施行令 ・ 障害者総合支援法施行規則 ・ 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・ 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 市町において、基準条例及び指定等に関する規則の制定が必要となる。
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 必要に応じて事業所管理システムの導入を検討
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務マニュアルの提供 ・ 実地指導時の連携 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	27	法令名	身体障害者福祉法	分野	福祉		
事務名	身体障害者手帳の交付等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳交付申請の受理（新規、再交付、内容変更） 身体障害者手帳交付（判定） 身体障害者手帳交付台帳の管理 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> 県への進達が必要となり、申請から交付までの期間短縮が図られる。 身体障害者手帳申請書に記載されたマイナンバーの情報を外部に持ち出さないで処理が可能となることから情報の保護に繋がる。（現在は、市町から簡易書留により郵送で進達されている。） 						
包括移譲	・該当なし						
特記事項	・該当なし						
移譲の状況	法令移譲	指定都市、中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	障害福祉課社会参加促進担当	出先機関	障害者総合相談所			

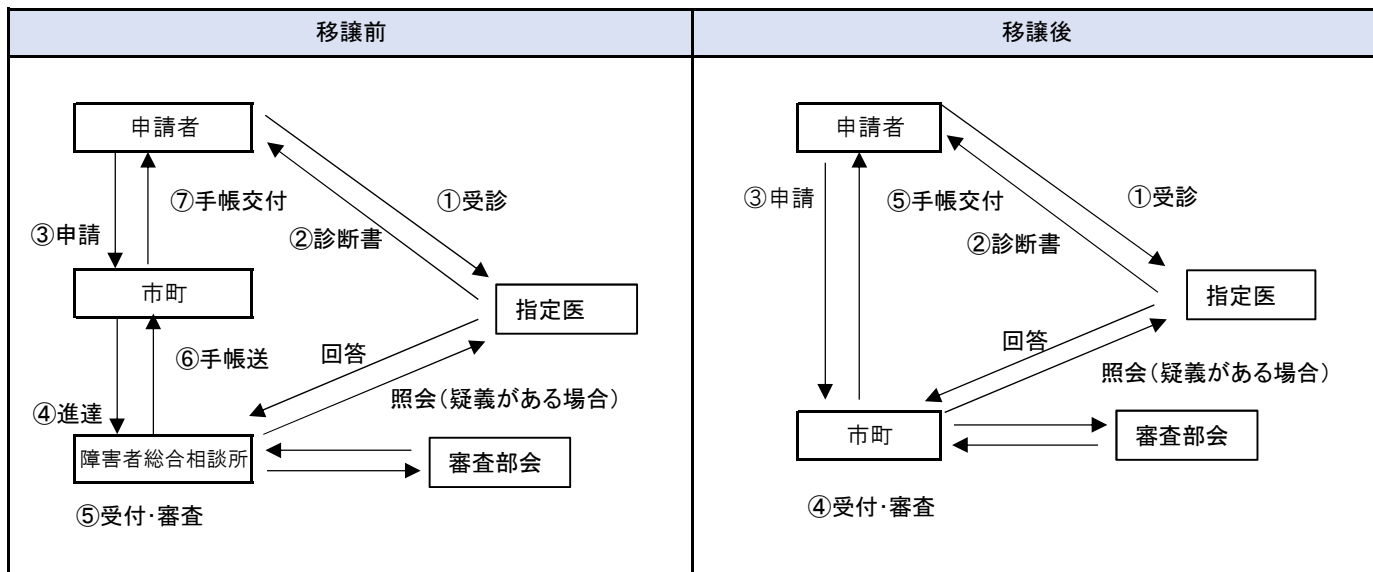
2. 移譲項目

（項目数：16）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間 (h)
身体障害者手帳の交付に関する事務	第15条第4項	身体障害者手帳の交付	4480	0.25
	第15条第5項	身体障害者手帳の申請の却下	6	1.00
	第16条第1項	身体障害者手帳の返還	2907	0.25
	第16条第2項	身体障害者手帳の返還命令	0	※
	政令第5条第1項	社会福祉審議会への諮問	80	0.50
	政令第5条第2項	厚生労働大臣への認定の依頼	0	※
	政令第6条第1項	審査を受けるべき旨の通知	596	0.50
	政令第6条第2項	保健所長への通知	596	0.25
	政令第7条	市町村長又は保健所長からの通知の受理	0	0.25
	政令第9条第1項	交付台帳の整備及び記載	9159	0.25
	政令第9条第2項	氏名の変更及び居住地の移転の届出の受理	1772	0.50
	政令第9条第7項	台帳からの記載事項削除	2907	0.25
	政令第10条第1項	身体障害者手帳の再交付	1387	0.50
	政令第10条第3項	新たな身体障害者手帳の交付	3093	0.50
	省令第7条第2項	身体障害者手帳の返還の受理（障害程度に重大な変化が生じたとき等）	703	0.25
	省令第8条第2項	身体障害者手帳の返還の受理（再交付後失った手帳を発見したとき）	0	0.25

※県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者福祉法施行令 ・ 身体障害者福祉法施行規則 ・ 身体障害者福祉法施行細則
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 身体障害者福祉法施行細則（平成5年4月1日栃木県規則第38号）で定める身体障害者診断書・意見書の様式を、市町規則等で定める必要がある。
審議会等の設置	・ 市町における審議会等の設置は不要だが、申請内容によっては、栃木県社会福祉審議会に諮問する必要がある。
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、身体障害者手帳交付システムの導入の検討を要する。 ・ マイナンバー制度に伴う各自治体との連携システムが必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 市町職員の実務研修の受入 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	28	法令名	児童福祉法	分野	福祉		
事務名	障害児通所支援事業の指定等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害児通所支援事業者等の指定 ・ 指定障害児通所支援事業者等に対する報告徴収、立入検査、基準遵守勧告、指定取消等 ・ 業務管理体制の整備に係る届出受理、報告徴収、立入検査等 ・ 事業の開始届出受理、報告徴収、立入検査、改善命令等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が指定障害児通所支援事業者等の指定を行うことにより、市町の障害福祉計画との整合性に配慮した主体的な行政運営が可能になる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	・ 該当なし						
移譲の状況	法令移譲	中核市 (H31. 4～)	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	障害福祉課福祉サービス事業担当	出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

(項目数：37)

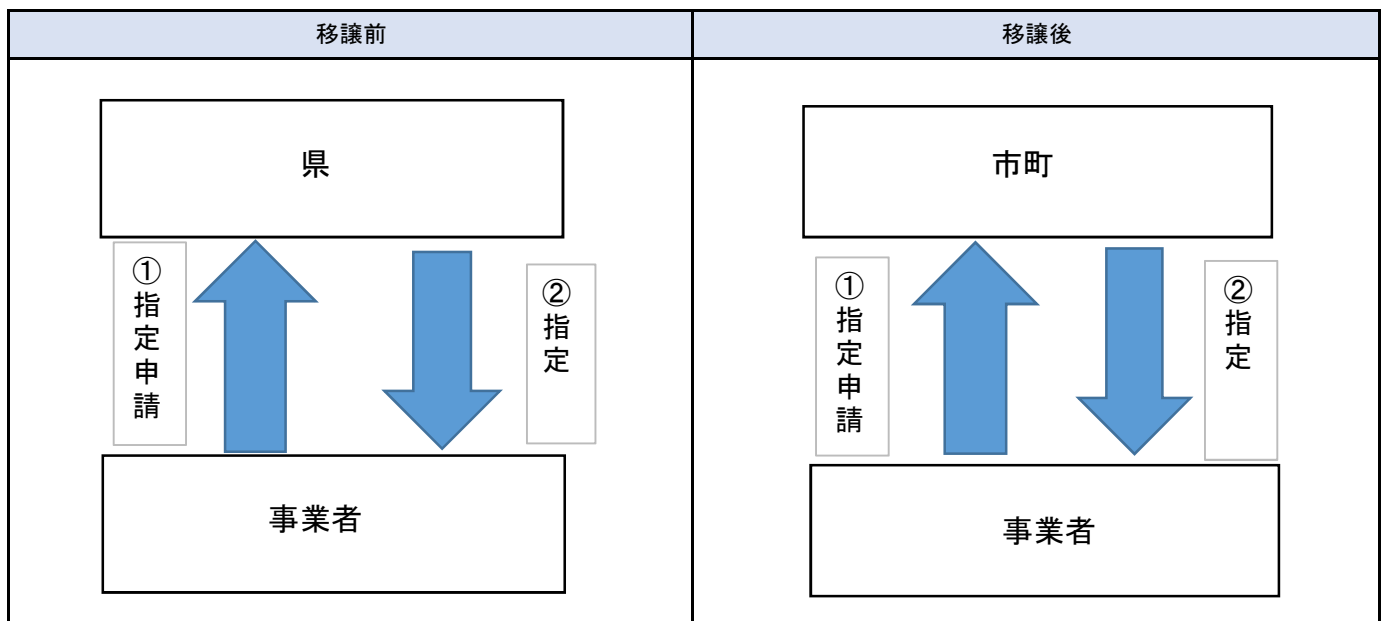
事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務	第21条の5の3第1項	指定障害児通所支援事業者に係る指定	31	14.00
	第21条の5の16第1項	指定障害児通所支援事業者に係る指定の更新	0	8.00
	第21条の5の20第3項	指定障害児通所支援事業者に係る届出の受理	126	6.00
	第21条の5の20第4項	指定障害児通所支援事業者に係る届出の受理	3	6.00
	第21条の5の22第1項	指定障害児通所支援事業者に対する報告命令、立入検査等	1	20.00
	第21条の5の22第2項	指定発達支援医療機関の設置者に対する報告命令、立入検査等	0	※1
	第21条の5の23第1項	指定障害児通所支援事業者に係る勧告	0	※1
	第21条の5の23第2項	指定障害児通所支援事業者に係る公表	0	※1
	第21条の5の23第3項	指定障害児通所支援事業者に係る措置命令	0	※1
	第21条の5の23第4項	指定障害児通所支援事業者に係る公示	0	※1
	第21条の5の23第5項	基準に従って適切な運営がなされていない旨の市町村からの通知受理	0	※1
	第21条の5の24第1項	指定障害児通所支援事業者に係る指定の取消し又は効力の停止	0	30.00
	第21条の5の25	指定障害児通所支援事業者に係る公示	33	4.00
指定障害児通所支援事業者に係る業務管理体制の整備等に関する事務	第21条の5の26第2項	業務管理体制整備に係る届出受理	31	6.00
	第21条の5の26第3項	業務管理体制整備に係る変更届出受理	126	6.00
	第21条の5の26第4項	業務管理体制整備に係る区分変更届出受理	0	6.00
	第21条の5の27第1項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等	0	※1
	第21条の5の27第3項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等の国への要請	0	※1
	第21条の5の27第4項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等の国からの結果通知受理	0	※1

	第21条の5の28第1項	業務管理体制整備に係る基準遵守勧告	0	※1
	第21条の5の28第2項	業務管理体制整備に係る基準遵守勧告の公表	0	※1
	第21条の5の28第3項	業務管理体制整備に係る基準遵守の命令	0	※1
	第21条の5の28第4項	業務管理体制整備に係る基準遵守命令の公示	0	※1
	第21条の5の28第5項	業務管理体制整備に係る国からの通知受理	0	※1
情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表に関する事務	第33条の18第1項	情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告受理	0	※2
	第33条の18第2項	情報公表対象サービス等の利用に資する情報の公表	0	※2
	第33条の18第3項	情報公表対象サービス等の利用に資する情報に係る報告内容の調査	0	※2
	第33条の18第4項	情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告に係る是正、調査命令	0	※2
	第33条の18第5項	指定特定相談支援事業所を前項規定により処分した際の市町村長への通知	0	※2
	第33条の18第6項	情報公表対象サービス等の利用に資する情報に係る指定障害児通所通所支援事業者等の指定の取消し又は効力の停止	0	※2
	第33条の18第7項	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し又は効力の停止をする際の市町村長への通知	0	※2
	第33条の18第8項	情報公表対象サービス等の利用する機会確保に資する情報の公表	0	※2
事業の開始等に関する事務	第34条の3第2項	事業の開始届出受理	31	6.00
	第34条の3第3項	事業の変更届出受理	126	6.00
	第34条の3第4項	事業の廃止（休止）届出受理	3	6.00
	第34条の5第1項	事業者に対する報告命令、立入検査等	0	※1
	第34条の6	事業の制限又は停止命令	0	※1

※1 処理時間は、事案によって異なる。

※2 県においても処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉法施行令・ 児童福祉法施行規則・ 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・ 市町において、基準条例及び指定等に関する規則の制定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・ 必要に応じて事業所管理システムの導入を検討
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・ 事務マニュアルの提供・ 実地指導時の連携 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	29	法令名	社会福祉法	分野	福祉		
事務名	社会福祉法人の定款認可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	○

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の認可等 ・ 定款変更届出の受理 ・ 社会福祉法人に対する現況報告の徴収、立入検査、指導監督、是正命令 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が社会福祉法人の定款認可等を行うことにより、公立保育所を民営化する場合、町による事業者の選考課程から一貫した指導・助言が可能となる。 ・ 町では児童福祉法に基づき保育を必要とする子どもを保育所において保育しなければならないとされており、保育所の運営を行う社会福祉法人の認可を併せて行うことにより、町の子ども・子育て支援計画との整合性に配慮した総合的かつ主体的な保育行政の運営が可能となる。 ・ 地域の事情に精通した町が社会福祉法人に対する指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲の範囲は、児童福祉法第39条による保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条による幼保連携型認定こども園を運営するものであって、法人の主たる事務所が単一の町内にあり、その運営する保育所等が当該町の区域を越えない場合に限る。 						
移譲の状況	法令移譲	市	特例条例	市	—	町	0
県担当課	本庁	子ども政策課子ども・子育て支援班	出先機関	健康福祉センター			

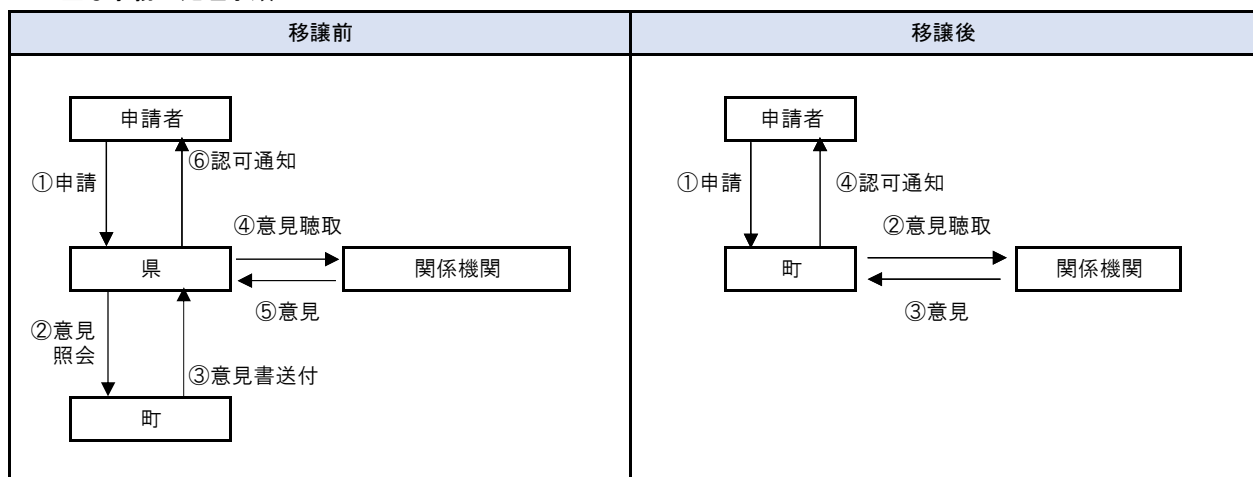
2. 移譲項目

(項目数：36)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
社会福祉法人の定款認可等に関する事務	第31条第1項	社会福祉法人の定款の認可	0	4.00
	第32条	社会福祉法人の定款認可の決定	0	4.00
	第42条第2項	一時評議員の選任	0	4.00
	第45条の6第2項	一時役員を選任	0	1.00
	第45条の9第5項	評議員会の招集の許可	0	1.00
	第45条の36第2項	定款の変更の認可	35	2.00
	第45条の36第3項で準用する第32条	定款の変更の認可の決定	0	2.00
	第45条の36第4項	定款の変更の届出受理	12	1.00
	第46条第2項	社会福祉法人の解散の認可又は認定	0	2.00
	第46条第3項	社会福祉法人の解散の届出受理（破産手続開始決定等）	0	2.00
	第46条の6第4項	清算人の氏名及び住所の届出受理	0	1.00
	第46条の6第5項	清算中に就職した清算人の届出受理	0	1.00
	第47条の4第4項	裁判所への意見（社会福祉法人の解散、清算）	0	1.00
	第47条の5	社会福祉法人の清算終了の届出受理	0	1.00
	第50条第3項	社会福祉法人の吸収合併の認可	0	2.00
	第54条の6第2項	社会福祉法人の新設合併の認可	0	2.00
	第55条の2第1項	社会福祉充実計画の承認	0	4.00
	第55条の2第8項	社会福祉充実計画の作成及び実施に関する助言等	0	2.00
	第55条の2第10項	関係地方公共団体の長に対する協力の求め	0	1.00
	第55条の3第1項	社会福祉充実計画の変更承認	0	2.00
第55条の3第2項	社会福祉充実計画の変更届出受理	0	1.00	
第55条の3第3項で準用する第55条の2第8項	社会福祉充実計画の変更及び実施に関する助言等	0	1.00	

第55条の3第3項で準用する第55条の2第10項	関係地方公共団体の長に対する協力の求め	0	1.00
第55条の4	社会福祉充実計画の終了承認	0	1.00
第56条第1項	社会福祉法人に対する報告徴収及び検査	15	4.00
第56条第4項	社会福祉法人に対する改善勧告	0	2.00
第56条第5項	社会福祉法人に対する改善勧告の公表	0	2.00
第56条第6項	社会福祉法人に対する改善措置命令	0	2.00
第56条第7項	社会福祉法人に対する業務停止命令等	0	2.00
第56条第8項	社会福祉法人に対する解散命令	0	2.00
第56条第9項	解職対象役員に対する弁明の機会の付与	0	2.00
第56条第11項	弁明を聴取した者の報告書の受理	0	1.00
第57条	社会福祉法人に対する公益事業、収益事業の停止命令	0	1.00
第57条の2第1項	関係都道府県知事等からの意見の受理	0	1.00
第57条の2第2項	関係都道府県知事等への協力の求め	0	1.00
第59条	社会福祉法人からの現況報告書の届出受理	64	2.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・社会福祉法人審査基準(H12.12.1 厚労省通知)
関係機関・団体	・該当なし
市町条例等の制定改廃	・町において、社会福祉法人指導監査要綱等の策定が必要となる。
審議会等の設置	・町において、社会福祉施設審査委員会等の設置が必要となる。
必要な設備・備品等	・該当なし
移譲に当たっての支援等	・事務処理マニュアルの配布 ・移譲町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	30	法令名	児童福祉法	分野	福祉		
事務名	児童福祉施設の設置認可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の設置認可 ・ 保育所設置認可事項変更届の受理 ・ 保育所設置届出事項変更届の受理 ・ 保育所に対する指導監査（中核市が設置した保育所を除く） 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が保育所の設置許可を行うことにより、県との法定協議が不要となり、申請から処分までの期間短縮が図られる。 ・ 市町が保育所の設置認可を行うことにより、市町の子ども・子育て支援事業計画との整合性に配慮した主体的な保育行政運営が可能となる。 ・ 地域の保育事情に精通した市町が保育所に対する指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	・ 児童福祉法（一時預かり事業の開始届出受理等に関する事務）						
特記事項	・ 移譲の対象となる児童福祉施設は、保育所及び児童館に限る。						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	1	町	0
県担当課	本庁	こども政策課子ども・子育て支援班	出先機関	健康福祉センター			

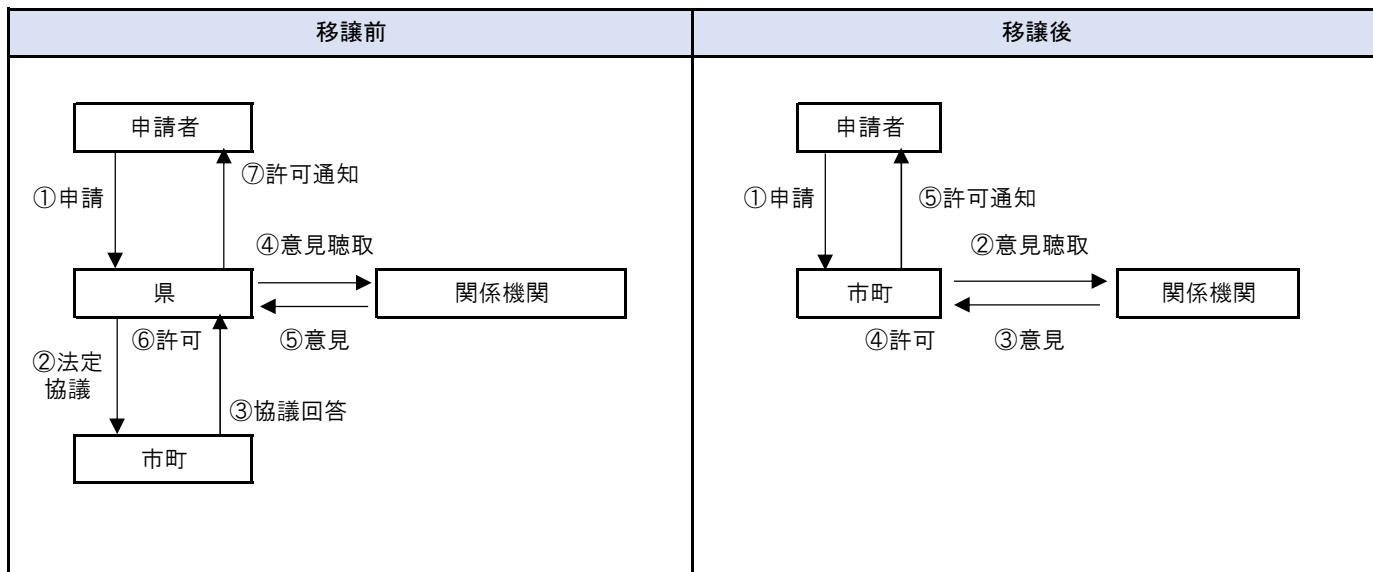
2. 移譲項目

（項目数：12）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
児童福祉施設（保育所・児童館）の設置認可等に関する事務	第35条第3項	市町村設置児童福祉施設の届出受理	0	0.00
	第35条第4項	児童福祉施設の設置の認可	6	8.00
	第35条第6項	保育所認可に係る児童福祉審議会の意見聴取	6	20.00 （※）
	第35条第7項	保育所認可に係る所在市町村長への協議	6	0.00
	第35条第9項	保育所を認可しない場合の通知	0	1.00
	第35条第11項	市町村設置児童福祉施設の廃止又は休止の届出受理	4	0.00
	第35条第12項	児童福祉施設の廃止又は休止の承認	2	1.00
	第46条第1項	児童福祉施設の設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査	0	8.00
	第46条第3項	児童福祉施設の設置者等に対する改善勧告及び改善命令	0	4.00
	第46条第4項	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令	0	24.00
	第58条第1項	児童福祉施設の認可取消し	0	5.00
	政令第38条	児童福祉施設の検査		240

※移譲初年度は、審議会設置に係る事務処理が生じるため36時間

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
関係機関・団体	・ 栃木県保育協議会 ・ 栃木県民間保育連盟 ・ 栃木県日本保育協会
市町条例等の制定改廃	・ 市町において、児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例を制定することが必要となる。
審議会等の設置	・ 市町において、児童福祉審議会を設置する必要がある。
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	31	法令名	児童福祉法	分野	福祉		
事務名	認可外保育施設の届出受理等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

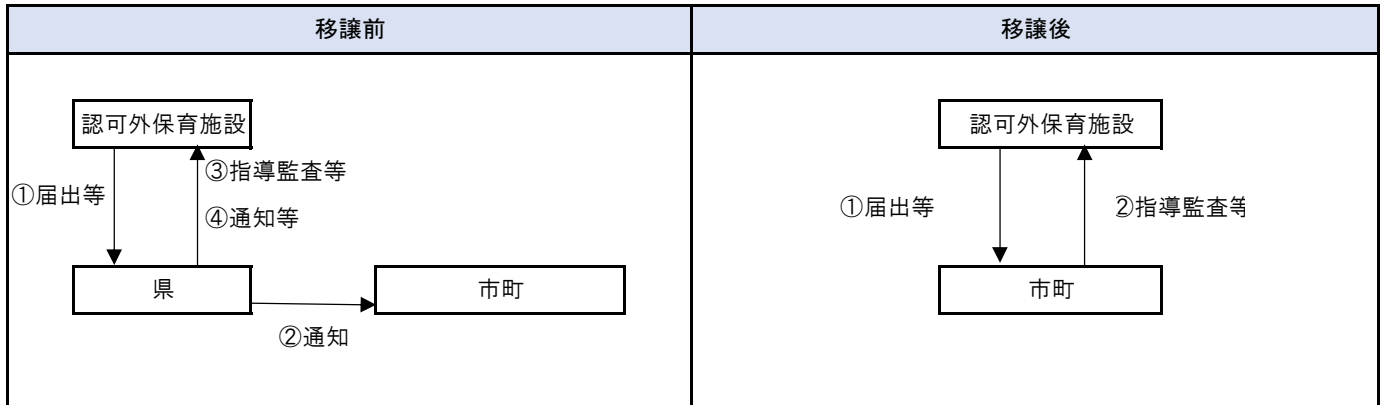
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設に対する報告の徴収、立入調査 ・認可外保育施設の届出、運営状況報告等の受理 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所を補完する認可外保育施設の実態の把握により、地域住民の保育需要に応じた適切な入所決定が行える。 ・認可外保育施設の実態の把握が容易になり、適切な指導監督が行える。 						
包括移譲	・該当なし						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者の所在地にかかわらず、施設が所在する市町で対応する。 ・国や都道府県に対する県の窓口は、従来どおり一本化する。 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	13	町	0
県担当課	本庁	こども政策課子ども・子育て支援班	出先機関	・該当なし			

2. 移譲項目

(項目数：13)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
認可外保育施設に関する事務	第59条第1項	認可外保育施設に対する報告の徴収、立入調査等	66	8.00
	第59条第3項	認可外保育施設に対する改善勧告等	66	2.50
	第59条第4項	認可外保育施設が勧告に従わない場合の公表	0	2.00
	第59条第5項	認可外保育施設に対する事業の停止命令又は施設の閉鎖命令（児童福祉審議会の意見聴取あり）	0	16.00
	第59条第6項	認可外保育施設に対する事業の停止命令又は施設の閉鎖命令（児童福祉審議会の意見聴取なし）	0	5.00
	第59条第7項	勧告又は命令をした場合における市町長への通知	0	0.00
	第59条の2第1項	認可外保育施設の届出の受理	7	0.50
	第59条の2第2項	認可外保育施設の変更届出の受理	13	0.50
	第59条の2第3項	認可外保育施設の届出を受理した場合における市町長への通知	0	0.00
	第59条の2の5第1項	認可外保育施設の運営状況報告の受理	105	0.50
	第59条の2の5第2項	認可外保育施設の運営状況報告等の通知及び公表	51	1.00
	省令第49条の7の2第1項	認可外保育施設における事故報告の受理	0	1.00
	省令第49条の7の2第2項	認可外保育施設における事故報告を受けた場合の市町長への通知	0	1.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 該当なし
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 認可外保育施設に対する事業の停止命令等に当たって、市町において児童福祉審議会の設置が必要となる場合がある。
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 担当者への説明会 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	32	法令名	児童福祉法	分野	福祉		
事務名	一時預かり事業の開始届出受理等に関する事務			区分	ウ	重点移譲	

1 基本情報

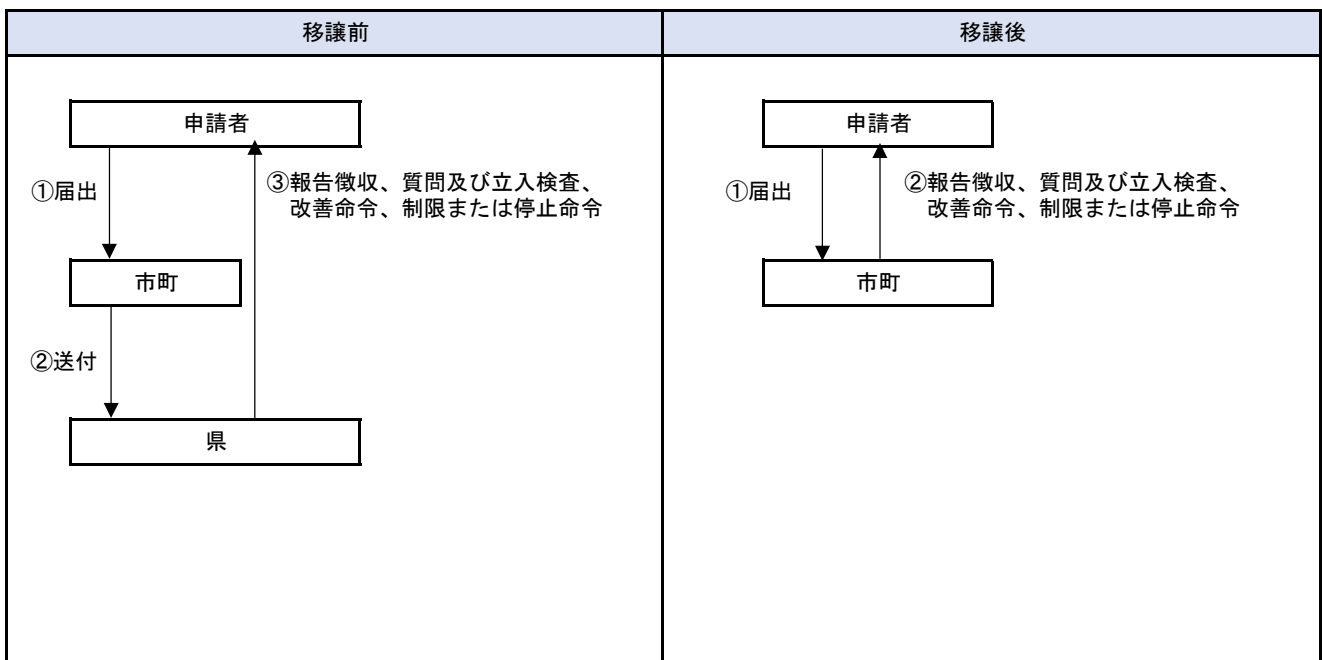
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かり事業の届出の受理 一時預かり事業を行う者からの報告徴収、立入検査、改善命令、制限または停止命令 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かり事業の実施者である市町に対して、届出の受理や事業者からの報告徴収、立入検査、改善命令、制限または停止命令等の権限を移譲することにより、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたより適確な対応が可能となる。 						
包括移譲	児童福祉法（児童福祉施設の設置認可等に関する事務）						
特記事項	移譲の範囲は、児童福祉法第39条に規定する業務を目的とする施設において行う一時預かり事業に係るものに限る。						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	1	町	0
県担当課	本庁	こども政策課子ども・子育て支援班	出先機関	各広域健康福祉センター			

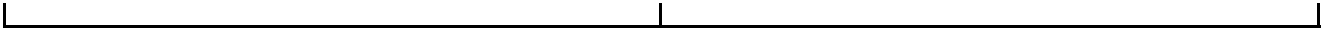
2. 移譲項目

(項目数：7)

事務の名称	条項	権限の内容	H27度 処理件数	1件当たり 処理時間
一時預かり事業に関する事務	第34条の12第1項	一時預かり事業の開始届の受理	77	1.00
	第34条の12第2項	一時預かり事業の変更届の受理	27	1.00
	第34条の12第3項	一時預かり事業の廃止届及び休止届の受理	5	1.00
	第34条の14第1項	一時預かり事業を行う者からの報告徴収、質問および立入検査	89	8.00
	第34条の14第3項	一時預かり事業を行う者に対する改善命令	0	8.00
	第34条の14第4項	一時預かり事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令	0	8.00
	省令第36条の35第2項	一時預かり事業を行う者からの事故報告の受理	0	1.00

3. 主な事務の処理手順





4. 関連情報

関係法令等	・ 該当なし
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 担当職員への説明 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	33	法令名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	分野	福祉
事務名	幼保連携型以外の認定こども園の認定等に関する事務			区分	工 重点移譲

1 基本情報

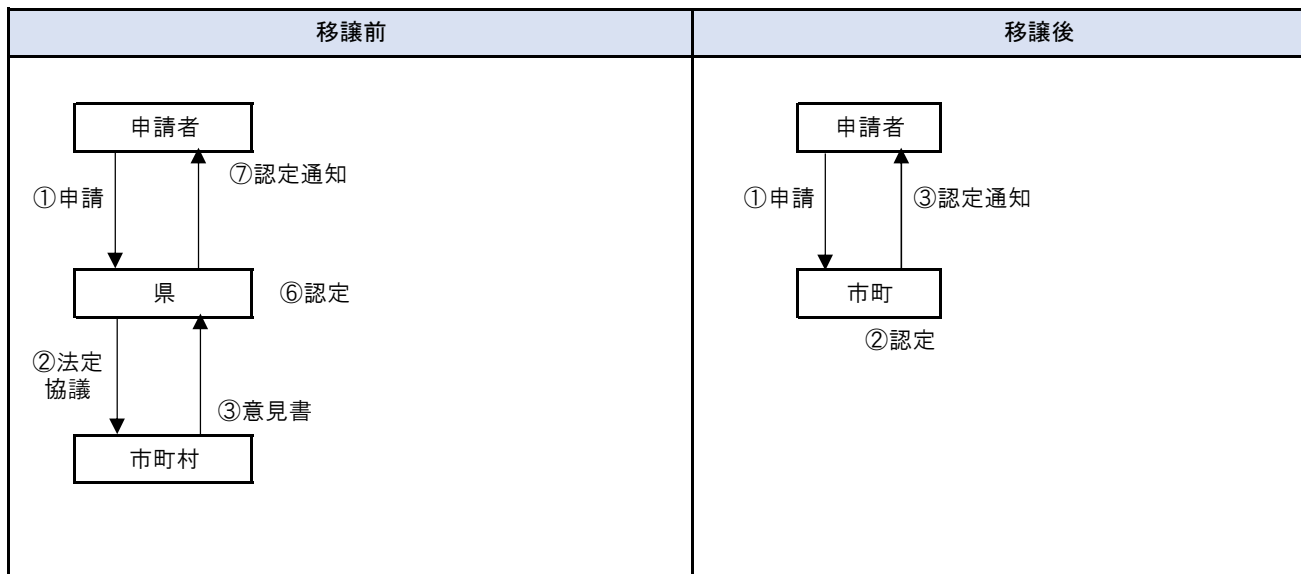
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定 ・ 認定こども園の変更届の受理 等 					
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園の必要性は市町の子ども・子育て支援事業計画に基づいているため、県と定申請に係る事前協議と並行して、市町との事前協議の実施を事業者に求めているが、認定こども園の認定を行うことにより、事業者は県との認定申請に係る事前協議等の負担が軽減され、円滑な認定が期待できる。 ・ 市町において、子ども・子育て支援事業計画事務に併せて認定こども園の認定事務を行うことにより、市町での総合的な子ども・子育て支援事業の推進及び市町の子ども・子育て事業計画との整合性に配慮した主体的な行政運営が可能となる。 					
包括移譲	・ 該当なし					
特記事項	・ 該当なし					
移譲の状況	法令移譲	中核市（H31.4～）	特例条例	市	0	町
県担当課	本庁	こども政策課子ども・子育て支援班	出先機関	・ 該当なし		

2. 移譲項目

（項目数）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件 処理
幼保連携型以外の認定こども園に関する事務	第3条第1項	幼保連携型以外の認定こども園に関する認定	5	
	第3条第3項	連携施設に係る認定	0	
	第3条第6項	幼保連携型以外の認定こども園に関する認定協議	5	
	第3条第8項	幼保連携型以外の認定こども園に関する認定しない決定	0	
	第3条第9項	幼保連携型以外の認定こども園に関する認定しない場合の通知	0	
	第3条第11項	幼保連携型以外の認定こども園認定に関する公示	5	
	第7条第1項	幼保連携型以外の認定こども園に関する認定の取消し	0	
	第7条第2項	幼保連携型以外の認定こども園認定取消しに関する公表	0	
	第7条第3項	幼保連携型以外の認定こども園認定取消しに関する公示	0	
	第8条第1項	幼保連携型以外の認定こども園認定取消しに関する協議	0	
	第28条	幼保連携型以外の認定こども園に関する周知	0	
	第29条第1項	幼保連携型以外の認定こども園に関する変更の届出の受理	0	
	第29条第2項	幼保連携型以外の認定こども園に関する変更の周知	0	
	第30条第1項	幼保連携型以外の認定こども園の運営状況の受理	8	

3. 主な事務の処理手順



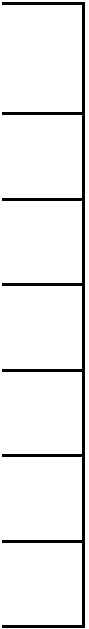
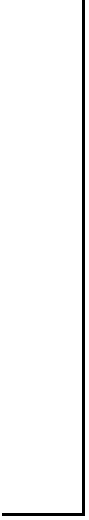
4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 ・ 認定こども園の認定の要件を定める条例
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町において、認定こども園の認定の要件を定める条例の制定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会等の開催 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

の認 市町 事務
うこ 支援
0

(: 14)

当たり 里時間
16.00
1.00
1.00
1.00
4.00
2.00
8.00
8.00
2.00
8.00
2.00
2.00
2.00
2.00



移譲事務調書

事務No.	34	法令名	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	分野	保健		
事務名	施術所の開設の届出の受理等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施術者に対する指示 ・ 施術所の開設、休止等の届出の受理 ・ 出張のみの業務、住所地以外で施術をする届出の受理 ・ 報告の徴収及び臨検検査 ・ 施術所の使用禁止、改善命令等 						
移譲の趣旨・メリッ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出の受理等について、住民により身近な市町が行うことにより、事業者の負担が軽減される場合もある。 ・ 地域の事情に精通した市町が指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となることも考えられる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	・ 経営者の所在地にかかわらず、施術所が所在する市町で対応する。						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	医療政策課医療指導担当	出先機関	健康福祉センター			

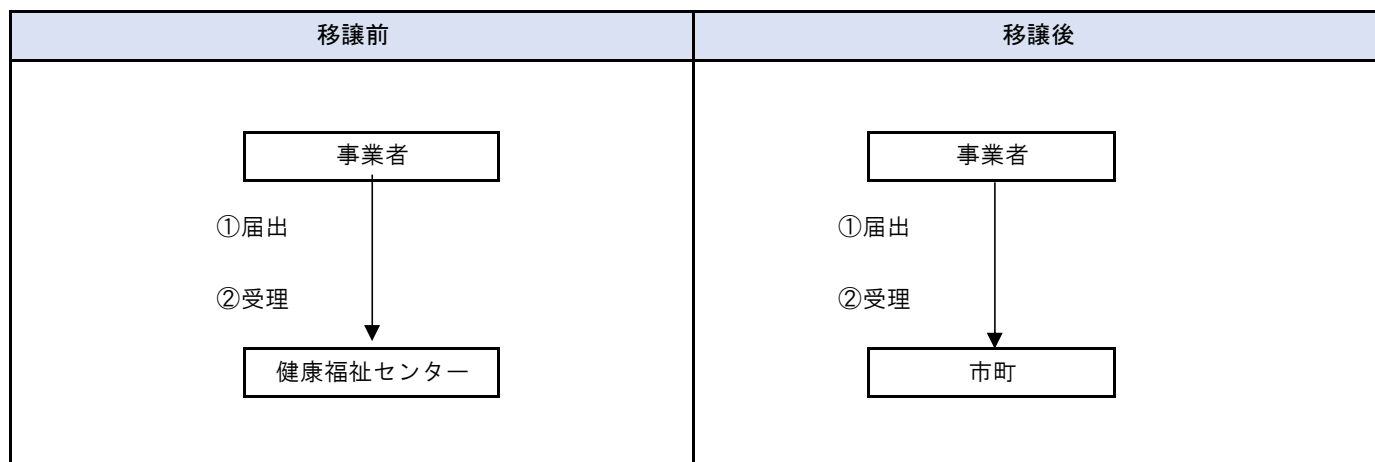
2. 移譲項目

(項目数：7)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
施術所の開設の届出の受理等に関する事務	第8条第1項	施術者に対する必要な指示	0	※
	第9条の2第1項	施術所の開設の届出の受理	49	1.00
	第9条の2第2項	施術所の休止・廃止の届出の受理	14	0.50
	第9条の3	出張のみの業務の届出の受理	11	0.50
	第9条の4	住所地以外で施術をする届出の受理	0	0.50
	第10条	臨検検査・報告の要求	0	※
	第11条第2項	施術所の使用禁止、改善命令等	0	※

※県においても事務処理実績がないため、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 市町において、法の施行のための規則の制定が必要となる。
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	35	法令名	柔道整復師法	分野	保健		
事務名	施術所の開設の届出の受理等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施術者に対する指示 ・ 施術所の開設、休止等の届出の受理 ・ 報告の徴収及び検査 ・ 施術所の使用禁止、改善命令等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出の受理等について、住民により身近な市町が行うことにより、事業者の負担が軽減される場合もある。 ・ 地域の事情に精通した市町が指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となることも考えられる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	・ 経営者の所在地にかかわらず、施術所が所在する市町で対応する。						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	医療政策課医療指導担当	出先機関	健康福祉センター			

2. 移譲項目

(項目数：5)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
施術所の開設の届出の受理等に関する事務	第18条第1項	業務に関する必要な指示	0	※
	第19条第1項	施術所の開設届出の受理	73	1.00
	第19条第2項	施術所の休止・廃止の届出の受理	15	0.50
	第21条第1項	報告及び検査	3	1.00
	第22条	施術所の使用禁止、改善命令等	0	※

※県においても事務処理実績がないため、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<pre> graph TD A[事業者] -- ①届出 --> B[健康福祉センター] B -- ②受理 --> C[] </pre>	<pre> graph TD A[事業者] -- ①届出 --> B[市町] B -- ②受理 --> C[] </pre>

4. 関連情報

関係法令等	・ 柔道整復師法 ・ 柔道整復師法施行規則
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 市町において、法の施行のための規則の制定が必要となる。
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	36	法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	分野	保健		
事務名	自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請の所得審査に関する事務	区分	工	重点移譲	○		

1 基本情報

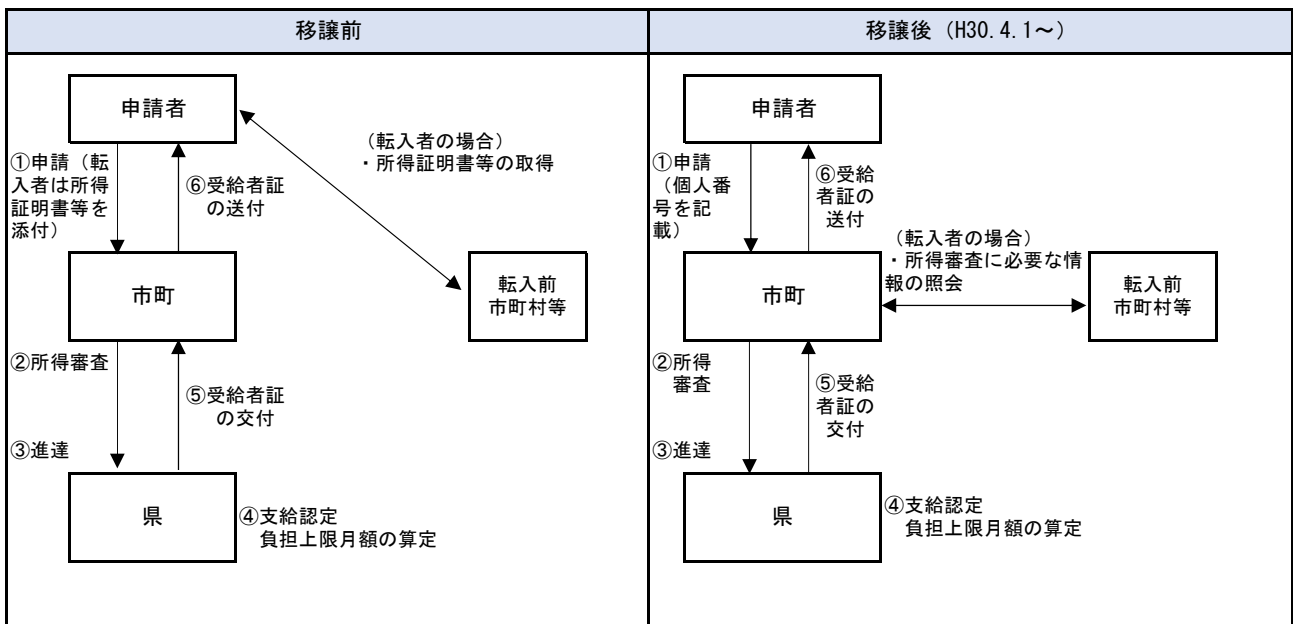
権限の概要	・ 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請の所得審査					
移譲の趣旨・メリット	・ 自立支援医療費（精神通院）の支給認定申請の所得審査は、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱により市町が行う事務とされているが、個人番号を用いた所得審査を行うためには、市町が個人番号を利用するための法的根拠が必要なことから、当該権限を市町に移譲する。（市町における事務処理手順はこれまでと変更なし）					
包括移譲	・ 該当なし					
特記事項	<p>・ 平成29年3月7日付厚生労働省事務連絡において、次のとおり通知されている。</p> <p>①市町村が所得審査を行うこととする都道府県においては、早期に事務処理特例条例を制定し、当該事務を市町村に移譲すること。</p> <p>②権限移譲までの間は、従来どおり市町村を個人番号利用事務実施者と解すること。</p>					
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし			特例条例	市 14 町 11
県担当課	本庁	障害福祉課精神保健福祉担当	出先機関	精神保健福祉センター、健康福祉センター		

2. 移譲項目

（項目数：2）

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
自立支援医療費（精神通院）支給認定申請に対する所得状況の審査	法第53条第1項	自立支援医療費（精神通院）支給認定申請に対する所得状況の審査	19,807	0.1
	法第56条第1項	自立支援医療費（精神通院）支給認定の変更の申請に対する所得状況の審査		

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 ・ 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱 ・ 栃木県自立支援医療費（精神通院医療）支給認定事務処理要領
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号の利用に当たり、自治体間の情報連携に対応したシステムが必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの改定 ・ 市町職員への周知 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金（権限移譲に関する事務分）

移譲事務調書

事務No.	37	法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	分野	保健		
事務名	精神障害者の診察・措置入院等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報等の受理 ・ 自傷他害のおそれのある精神障害者に対する入院措置 ・ 精神科病院の管理者に対する改善命令 ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者からの居住地変更等の届出の受理 等 								
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所設置市に権限移譲することにより、精神障害者に対する適切な医療及び保護の確保や精神保健福祉手帳の交付事務の迅速化など、精神障害者に対する保健福祉サービスの向上を図ることができる。 ・ 精神科病院の実態の把握が容易となることから、精神科病院に対する指導監督の実効性が上がり、入院患者に対する適切な処遇の確保を図ることができる。 								
包括移譲	・ 該当なし								
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲対象市町は中核市に限る。 ・ 移譲対象事務の一部は、保健所設置市職員が県職員併任発令の下に中核市健康増進事業として処理している。 								
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし			特例条例	市	0	町	—
県担当課	本庁	障害福祉課精神保健福祉担当			出先機関	精神保健福祉センター			

2. 移譲項目

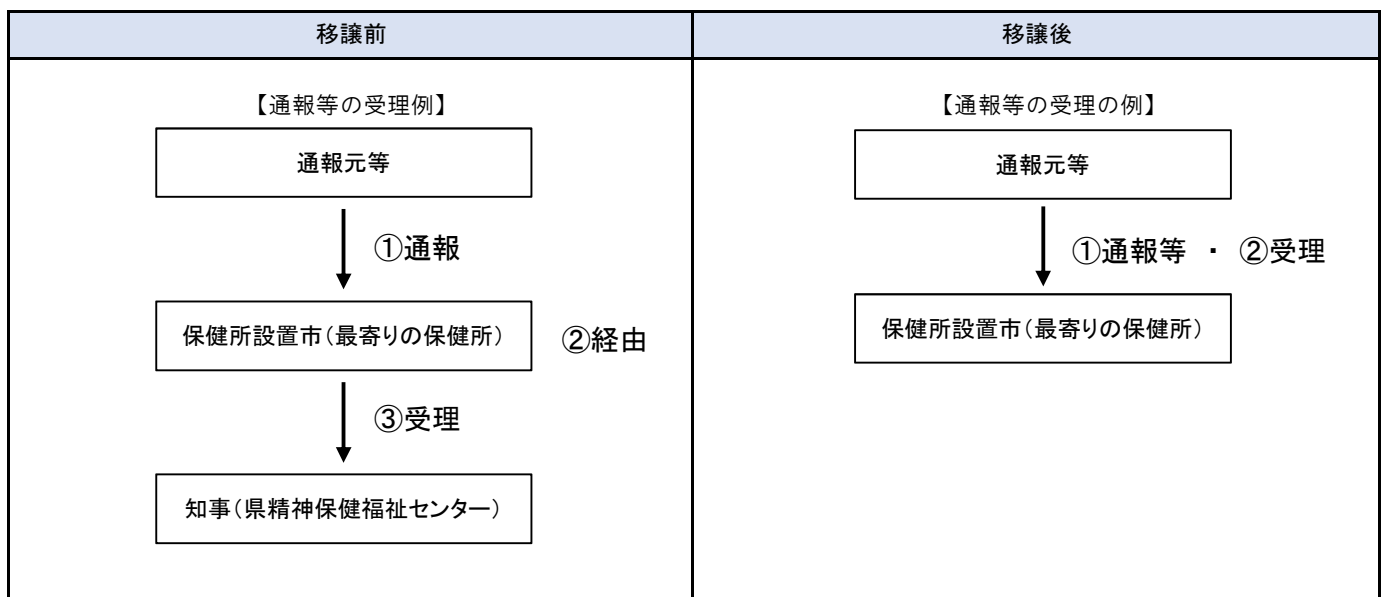
(項目数：42)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
精神障害者の診察及び措置入院に関する事務	第22条第2項	一般人からの申請の受理	2	0.50
	第23条	警察官からの通報の受理	135	0.50
	第24条第1項	検察官からの通報の受理	13	0.50
	第24条第2項	検察官からの特に必要があると認めたとときの通報の受理	0	※
	第25条	保護観察所の長からの通報の受理	0	※
	第26条	矯正施設の長からの通報の受理	23	0.50
	第26条の2	精神科病院の管理者からの届出の受理	0	※
	第26条の3	指定通院医療機関の管理者等からの通報の受理	0	※
	第27条第1項	指定医による診察の実施（措置入院の適否判定）	124	1.50
	第27条第2項	指定医による診察の実施（申請、通報又は届け出がない場合）	0	※
	第27条第3項	指定医による診察への立会	124	1.50
	第27条第4項	居住する場所への立入	0	※
	第28条第1項	現に保護の任に当たっている者への診察実施の旨の通知	0	※
	第29条第1項	自傷他害のおそれのある精神障害者に対する入院措置	73	0.50
	第29条第3項	精神障害者に対する措置入院の告知	73	0.50
	第29条の2第1項	自傷他害のおそれのある精神障害者に対する緊急入院措置	38	1.50
	第29条の2の2第1項	措置入院に係る精神障害者の移送	134	0.50
	第29条の2の2第2項	精神障害者に対する移送の告知	134	0.50
	第29条の2の2第3項	移送の際の精神障害者に対する行動の制限	8	0.50
	第29条の4第1項	精神障害者に対する入院措置の解除	65	0.50

精神障害者の医療保護入院等に関する事務	第29条の4第2項	指定医による診察の実施（入院措置解除の適否判定）	0	※
	第29条の5	自傷他害症状消失の旨の届出の受理	64	0.50
	第33条第7項	家族等又は市町村長の同意により医療保護入院させた旨の届出の受理	0	※
	第33条の2	家族等又は市町村長の同意により医療保護入院させた者が退院した旨の届出の受理	0	※
	第33条の4第5項	応急入院させた旨の届出の受理	0	※
	第34条第1項	家族等の同意による医療保護入院に係る精神障害者の移送	0	※
	第34条第2項	市町村長の同意による医療保護入院に係る精神障害者の移送	0	※
精神病院における適切な処遇等の確保に関する事務	第34条第3項	応急入院に係る精神障害者の移送	0	※
	第38条の6第1項	精神科病院の管理者からの報告徴収等	0	※
	第38条の6第2項	精神科病院の管理者等からの報告徴収等	0	※
	第38条の7第1項	精神科病院の管理者に対する改善命令等	0	※
	第38条の7第2項	精神科病院の管理者に対する退院命令等	0	※
	第38条の7第3項	命令に従わなかった場合の公表	0	※
	第38条の7第4項	精神科病院の管理者に対する入院制限命令	0	※
精神障害者保健福祉手帳に関する事務	第38条の7第5項	医療の提供の制限命令の公示	0	※
	第40条	精神科病院の管理者に対する仮退院の許可	0	※
	政令第7条第1項	精神障害者保健福祉手帳交付台帳の記載等	1702	0.25
	政令第7条第2項	精神障害者保健福祉手帳所持者からの居住地変更等の届出の受理	238	0.25
	政令第7条第4項	他の都道府県の区域に居住地を移したときの届出の受理	30	0.25
	政令第7条第5項	精神障害者保健福祉手帳所持者からの居住地変更届に基づく新たな手帳の交付等	24	0.25
	政令第7条第6項	精神障害者保健福祉手帳交付台帳の記載事項の消除	44	0.25
政令第10条	精神障害者保健福祉手帳の再交付	54	0.25	

※標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・精神保健福祉法・精神保健福祉法施行令・精神保健福祉法施行規則 等
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行に関する細則等の制定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・精神保健管理システム
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・事務処理マニュアルの配布・実施指導業務への同行支援・移譲市からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・市町村権限移譲交付金

移譲事務調書

事務No.	38	法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	分野	保健		
事務名	医薬品の卸売販売業の許可等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品の卸売販売業の許可 ・ 医薬品の卸売販売業の変更届出の受理 ・ 医薬品の卸売販売業の許可証の交付 ・ 医薬品の卸売販売業に対する報告徴収、立入調査、行政指導、行政命令 等 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者身近な宇都宮市が医薬品の卸売販売業に係る変更届出を受理することにより、事業者の負担が軽減される。 ・ 地域の事情に精通した宇都宮市が医薬品の卸売販売業に対する指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 ・ 宇都宮市が医薬品の卸売販売業の許可を行うことにより、県への送達が不要となり、申請から処分までの期間短縮が図られる。 ・ 宇都宮市において既に薬局等の事務を行っており、医薬品の卸売販売業の許認可事務を併せて行うことにより、宇都宮市での総合的な薬事行政の推進が可能となる。 							
包括移譲	・ 該当なし							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲対象は中核市に限る。 ・ 薬事の専門知識を有する職員の配置が必要である。 ・ 移譲の範囲は、医薬品の卸売販売業の事務所が宇都宮市内にあるものに限る。 							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	0	町	—
県担当課	本庁	薬務課薬事審査担当		出先機関	健康福祉センター			

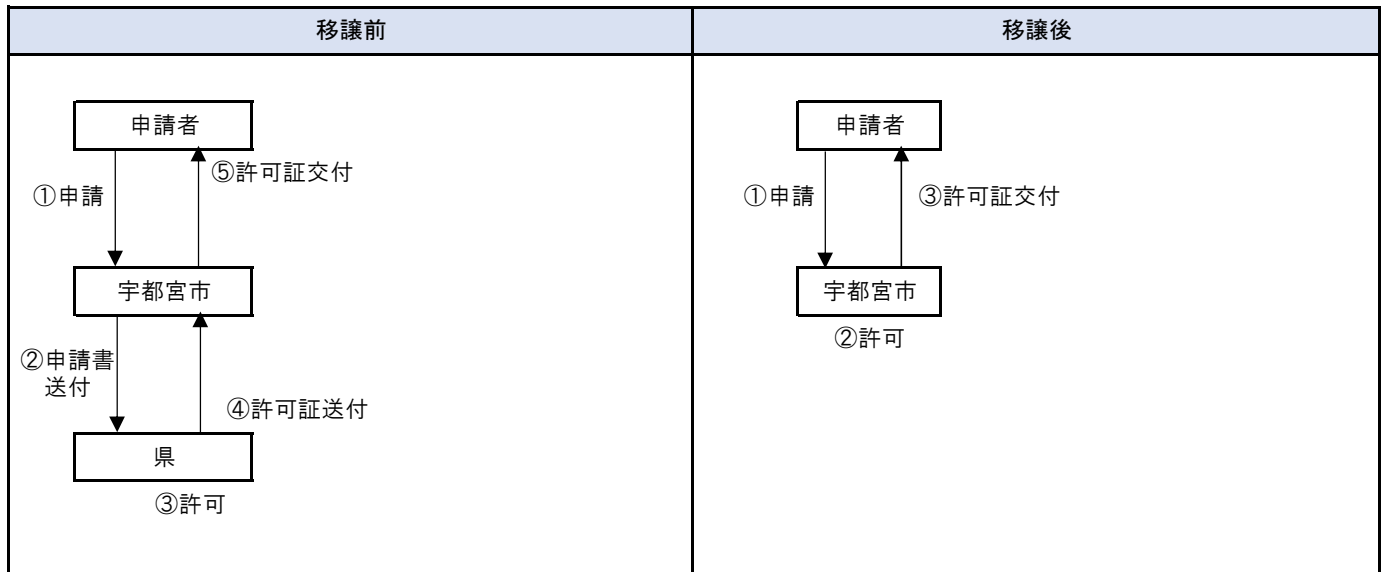
2. 移譲項目

(項目数：16)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
医薬品の卸売販売業の許可に関する事務	第24条第1項	医薬品販売業の許可（卸売販売業に係るものに限る）	5	8.00
	第24条第2項	許可の更新（卸売販売業に係るものに限る）	12	3.60
	第35条第3項ただし書	卸売販売業の営業所の管理等の兼務の許可	11	3.60
	第38条第2項で準用する第10条第1項	休廃止等の届出の受理	59	1.50
	第69条第2項	報告書の徴収、立入り検査等	18	1.00
	第69条第4項	収去	0	※
	第72条第4項	命令及び禁止	0	※
	第72条の4	改善命令等	0	※
	第73条	管理薬剤師の変更命令等	0	※
	第75条	許可の取り消し	0	※
	第76条	許可の更新を拒否する場合の手続き	0	※
	政令第44条	許可証の交付	17	0.17
	政令第45条第1項	許可証の書換え交付	2	0.67
	政令第46条第1項	許可証の再交付	0	0.59
	政令第46条第3項	再交付後に発見された許可証の返納の受理	0	1.50
	政令第47条	許可の取消し及び廃止に係る許可証の返納の受理	0	※
政令第48条	許可台帳の備付け等	許可等と一体の事務		

※県においても処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県医薬品卸協会
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市において、手数料条例の改正が必要となる。 ・ 宇都宮市において、行政手続法に基づく審査基準の制定が必要となる。 ・ 宇都宮市において、行政手続法に基づく標準処理期間の設定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規則第155条で準用する規則第7条の許可台帳を管理するための導入が望ましい。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 宇都宮市保健所職員の実務研修の受入 ・ 検査業務への同行支援 ・ 宇都宮市保健所からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	39	法令名	水道法	分野	衛生		
事務名	専用水道の施設基準適合の認可等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用水道の施設基準適合の確認及び申請者への通知 ・ 専用水道に係る給水開始前の届出及び記載事項変更届の受理 ・ 専用水道及び簡易専用水道に対する報告の徴収、立入検査、改善の指示及び給水停止命令 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理の迅速化や市町の水道事業・簡易水道事業の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県小規模水道条例との包括移譲が望ましいが、単独での移譲も可とする。 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道に関する専門知識を有する職員が必要である。 						
移譲の状況	法令移譲	市	特例条例	市	—	町	7
県担当課	本庁	生活衛生課衛生・水道担当		出先機関	健康福祉センター		

2. 移譲項目

(項目数：11)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
専用水道に関する事務	第32条	専用水道の施設基準適合の確認	1	17.40
	第33条第3項	専用水道に係る記載事項変更届の受理	20	1.40
	第33条第5項	専用水道の施設基準適合の確認に関する申請者への通知	1	0.60
	第34条第1項（第13条第1項準用）	専用水道に係る給水開始前の届出の受理	4	1.10
	第34条第1項（第24条の3第2項準用）	専用水道の管理に係る技術上の業務委託に関する届出の受理	1	1.10
	第36条第1項	専用水道の改善の指示	0	8.50
	第36条第2項	専用水道に係る水道技術管理者の変更勧告	0	8.50
	第39条第2項	専用水道に係る報告の徴収及び立入検査	46	2.30
専用水道及び簡易専用水道に関する事務	第37条	専用水道設置者又は簡易専用水道管理者に対する給水停止命令	0	8.50
簡易専用水道に関する事務	第36条第3項	簡易専用水道に係る清掃等管理に関する必要な措置の指示	0	5.50
	第39条第3項	簡易専用水道に係る報告の徴収及び立入検査	0	2.30

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<p>○ 設置の確認等に係る事務</p> <pre> graph TD S[設置者] -- ①申請 --> HC[健康福祉センター] HC -- ②進達 --> P[県] P -- ③確認 --> HC HC -- ④確認指令 --> P P -- ⑤確認指令 --> S </pre> <p>○ 給水開始届出等に係る事務</p> <pre> graph TD S[設置者] -- ①届出 --> HC[健康福祉センター] HC -- ②進達 --> P[県] P -- ③受理 --> HC </pre> <p>○ 給水停止命令等に係る事務</p> <pre> graph TD P[県] -- ①命令 --> HC[健康福祉センター] HC -- ②命令 --> S[設置者] </pre>	<p>○ 設置の確認等に係る事務</p> <pre> graph TD S[設置者] -- ①申請 --> M[市町] M -- ②確認 --> P[県] P -- ③確認指令 --> S </pre> <p>○ 給水開始届出等に係る事務</p> <pre> graph TD S[設置者] -- ①届出 --> M[市町] M -- ②受理 --> P[県] </pre> <p>○ 給水停止命令等に係る事務</p> <pre> graph TD M[市町] -- ①命令 --> P[県] P -- ②命令 --> S[設置者] </pre>

4. 関連情報

関係法令等	・ 水道法施行規則
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 事務執行に当たっての助言
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	40	法令名	栃木県小規模水道条例	分野	衛生		
事務名	小規模水道の布設の確認等に関する事務			区分	ウ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模水道布設の確認及び申請者への通知 ・給水開始前の届出及び廃止届の受理 ・小規模水道に対する報告の徴収、立入検査、施設改善及び給水禁止の命令 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の迅速化や市町の水道事業・簡易水道事業の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。 							
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・水道法との包括移譲が望ましいが、単独での移譲も可とする。 							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水道に関する専門知識を有する職員が必要である。 							
移譲の状況	法令移譲	・該当なし		特例条例	市	14	町	7
県担当課	本庁	生活衛生課衛生・水道担当		出先機関	健康福祉センター			

2. 移譲項目

(項目数：8)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
小規模水道の布設の確認等に関する事務	第3条	小規模水道布設の確認	1	5.90
	第6条	小規模水道に係る給水開始前の届出の受理	1	0.20
	第7条第1項	小規模水道変更の確認	6	2.40
	第9条	小規模水道の休止又は廃止届の受理	0	0.20
	第12条第1項	小規模水道に係る報告の徴収及び立入検査	51	2.00
	第13条	小規模水道に対する措置命令	1	2.00
	規則第2条第3項	小規模水道布設確認(変更を含む)の申請者への通知	2	0.60
	規則第6条第5号	小規模水道管理者の選任(変更)の届出の受理	64	0.10

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<p>○ 設置の確認等に係る事務</p> <pre> graph TD A[布設者] -- ①申請 --> B[健康福祉センター] B -- ②進達 --> C[県] C -- ③確認 --> B B -- ④確認指令 --> A C -- ⑤確認指令 --> A </pre> <p>○ 給水開始届出等に係る事務</p> <pre> graph TD A[布設者] -- ①届出 --> B[健康福祉センター] B -- ②進達 --> C[県] C -- ③受理 --> B </pre> <p>○ 措置命令等に係る事務</p> <pre> graph TD A[県] -- ①命令 --> B[健康福祉センター] B -- ②命令 --> C[布設者] </pre>	<p>○ 設置の確認等に係る事務</p> <pre> graph TD A[布設者] -- ①申請 --> B[市町] B -- ②確認 --> A B -- ③確認指令 --> A </pre> <p>○ 給水開始届出等に係る事務</p> <pre> graph TD A[布設者] -- ①届出 --> B[市町] </pre> <p>○ 措置命令等に係る事務</p> <pre> graph TD A[市町] -- ①命令 --> B[布設者] </pre>

4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県小規模水道条例施行規則 ・ 水道法関連法令
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 事務執行に当たっての助言
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	41	法令名	温泉法	分野	衛生		
事務名	温泉の利用許可に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

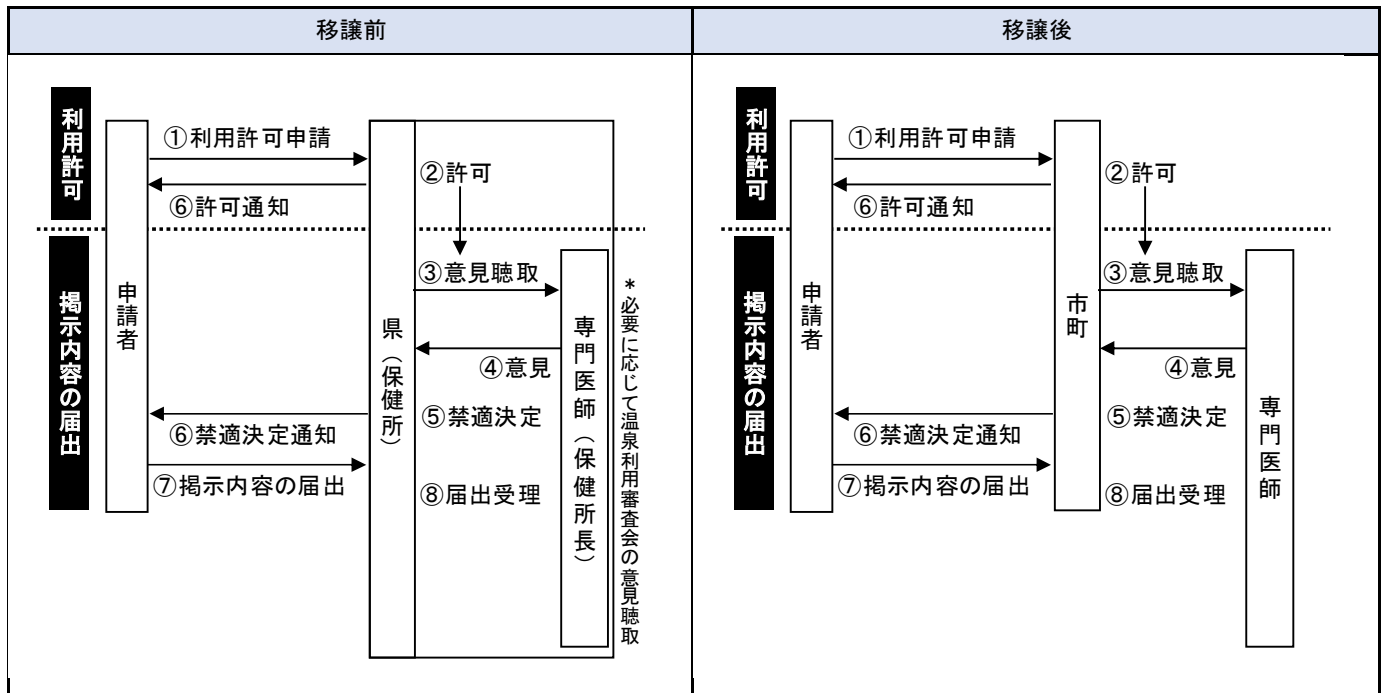
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉の利用の許可 ・ 法人合併・分割・相続の承認 ・ 掲示内容の届出、住所氏名等変更の届出の受理 ・ 許可指令書の交付 ・ 利用の許可の取消、温泉利用の制限、掲示内容の変更命令、聴聞、報告聴取、立入検査 等 						
移譲の趣旨・メリット	・ 許可施設の所在地の市町が事務を担当することにより、事業者の利便性が向上する。						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法 ・ 公衆浴場法 ・ 興行場法 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉利用許可や立入検査において、衛生上又は公衆衛生上有害であるかどうかを判断するため、専門知識を有する職員の配置が必要である。 ・ 本県では、利用許可後に事業者が行う掲示の内容が適正なものとなるよう、許可処分に併せて温泉の禁忌症、適応症及び入浴又は飲用上の注意を決定を行っており、その決定に当たっては、原則として専門知識を有する医師への意見聴取が必要となる。 ・ 法第36条第2項の保健所設置市長から知事への通知の規定に準じて、温泉利用許可の内容等については、知事への通知が必要となる。 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	薬務課温泉・薬物対策担当	出先機関	健康福祉センター			

2. 移譲項目

(項目数：11)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
温泉の利用許可に関する事務	第15条第1項	温泉の利用の許可	110	6.00
	第16条第1項	法人合併・分割の承認	75	2.00
	第17条第1項	相続の承認	0	2.00
	第18条第4項	掲示内容の届出の受理	376	0.50
	第18条第5項	掲示内容の変更命令	0	5.00
	第31条第1項	利用の許可の取消	0	5.00
	第31条第2項	温泉利用の制限	0	5.00
	第33条	聴聞	0	5.00
	第34条	報告の聴取	0	5.00
	第35条第1項	立入検査及び質問	859	0.50
	規則第21条第2項	住所氏名等変更の届出の受理	176	0.50

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉法施行令 ・ 温泉法施行規則 ・ 温泉法施行細則 ・ 温泉行政事務処理要綱 ・ 公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（国通知） ・ 温泉利用基準（国通知） ・ 温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準（国通知） 等
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県温泉保護開発協会連合会
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町において、温泉法の施行のための規則・要綱等の制定が必要となる。 ・ 市町において、手数料条例の改正が必要となる。 ・ 市町において、行政手続法に基づく標準処理期間の設定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴室内の硫化水素（気体）の濃度を測定するため、硫化水素測定器が必要となる。 ・ 必要に応じて硫化水素用防毒マスクが必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 市町職員の実務研修の受入 ・ 検査業務への同行支援 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	42	法令名	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	分野	衛生		
事務名	特定建築物の届出の受理に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築物の届出の受理 ・ 特定建築物に対する報告徴収、立入検査等 ・ 特定建築物の事業者の登録 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者身近な市町が届出等の窓口となることにより、事業者の利便性の向上や負担の軽減が期待できる。 ・ 地域の事情に精通した市町が特定建築物に対する監視指導等を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲事務の執行に当たり、市町職員のうちから環境衛生監視員を任命する必要がある。 ・ 移譲後の関係団体との窓口対応・連絡調整等について、あらかじめ検討する必要がある。 ・ 全国環境衛生職員団体協議会に加入した場合には、負担金の支払いが生じる。（協議会への加入は任意） ・ 多数の者が利用する建築物の維持管理について、環境衛生上必要な指導を行うため、化学や物理など特定建築物に係る専門知識を有する職員の配置が必要である。 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	生活衛生課衛生・水道担当	出先機関	健康福祉センター			

2. 移譲項目

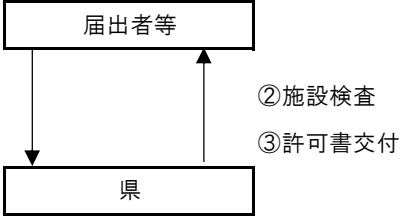
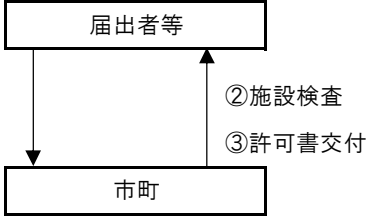
(項目数： 7)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
特定建築物の届出の受理等に関する事務	第5条第1項	特定建築物の届出の受理	11	1.75
	第5条第2項で準用する第5条第1項	特定建築物の届出の受理	0	1.60
	第5条第3項	特定建築物の変更等の届出の受理	126	0.74
	第11条第1項	特定建築物所有者等からの報告の徴収又は特定建築物への立入検査若しくは関係者への質問	69	2.70
	第12条	特定建築物の所有者等に対する改善命令等	0	※1
	第13条第2項	国の機関の長等への説明又は資料の提出の要求	0	※2
	第13条第3項ただし書	国の機関の長等への通知及び改善の勧告	0	※2

※1 処理時間は事案によって異なる。

※2 県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<p>○届出、登録申請等に係る事務</p> 	<p>○届出、登録申請等に係る事務</p> 

4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令 ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律規則 ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公社) 栃木県ビルメンテナンス協会
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町において、法の施行のための条例及び規則の制定が必要となる。 ・ 市町において、手数料条例の改正が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査業務への同行支援 ・ 移譲市町からの相談に対する技術的支援
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	43	法令名	旅館業法	分野	衛生		
事務名	旅館業の経営の許可等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業の経営の許可 ・ 営業者からの報告徴収、立入検査 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者身近な市町が申請等の窓口となることにより、事業者の利便性の向上や負担の軽減が期待できる。 ・ 地域の事情に精通した市町が旅館業に対する監視指導を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆浴場法 ・ 温泉法 ・ 興行場法 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲事務の執行に当たり、市町職員のうちから環境衛生監視員を任命する必要がある。 ・ 移譲後の関係団体との窓口対応・連絡調整等について、あらかじめ検討する必要がある。 ・ 全国環境衛生職員団体協議会に加入した場合には、負担金の支払いが生じる。（協議会への加入は任意） 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	生活衛生課 衛生・水道担当	出先機関	健康福祉センター			

2. 移譲項目

(項目数：12)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
旅館業の経営の許可等に関する事務	第3条第1項	旅館業の経営の許可	42	4.00
	第3条第4項	経営の許可等についての国立大学の学長等からの意見の聴取	3	1.00
	第3条第5項	許可しない旨の通知	0	1.00
	第3条の2第1項	営業者たる法人の合併等の承認	1	1.50
	第3条の2第2項で準用する第3条第4項	経営の許可等についての国立大学の学長等からの意見の聴取	1	1.00
	第3条の3第1項	営業者の地位の承継の承認	4	1.00
	第3条の3第3項で準用する第3条第4項	経営の許可等についての国立大学の学長等からの意見の聴取	0	1.00
	第7条第1項	営業者等からの報告の徴収及び立入検査	444	3.00
	第7条の2	営業者に対する措置命令	0	※
	第8条	旅館業の経営の許可の取消し等	0	※
	第8条の2	営業者に対する処分についての国立大学の学長等の意見の受理	0	※
	省令第4条	変更・停止・廃止の届出受理	182	0.50

※県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<pre> graph TD A[申請者] -- ①申請 --> B[県] B -- ②施設確認 ③許可証交付 --> A </pre>	<pre> graph TD A[申請者] -- ①申請 --> B[市町] B -- ②施設確認 ③許可証交付 --> A </pre>

4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法施行令 ・旅館業法施行規則 ・旅館業法施行条例 ・旅館業法施行細則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・市町において、法の施行のための条例及び規則の制定が必要となる。 ・市町において、手数料条例の改正が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町において、営業許可台帳システムが必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・検査業務への同行支援 ・移譲市町からの相談に対する技術的支援
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	44	法令名	興行場法	分野	衛生		
事務名	興行場の営業許可等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 興行場の経営の許可 ・ 営業者の地位の継承の届出の受理 ・ 興行場に対する報告徴収、立入検査等 ・ 興行場の経営の許可の取消し・命令 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に近い市町が申請等の窓口となることにより、事業者の利便性の向上や負担が期待できる。 ・ 地域の事情に精通した市町が興行場に対する監視指導を行うことにより、的確かつ迅速応が可能となる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆浴場法 ・ 旅館業法 ・ 温泉法 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲事務の執行に当たり、市町職員のうちから環境衛生監視員を任命する必要がある。 ・ 移譲後の関係団体との窓口対応・連絡調整等について、あらかじめ検討する必要がある ・ 全国環境衛生職員団体協議会に加入した場合には、負担金の支払いが生じる。（協議会加入は任意） 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	
県担当課	本庁	生活衛生課衛生・水道担当	出先機関	健康福祉センター			

2. 移譲項目

(項目数)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件 処理
興行場の経営の許可等に関する事務	第2条第1項	興行場の経営の許可	3	
	第2条第2項ただし書	営業許可しない旨の通知	0	
	第2条の2第2項	営業者の地位の承継の届出の受理	0	
	第5条第1項	報告の徴収及び立入検査	17	
	第6条	興行場の経営の許可の取消し・命令	0	
	施行細則第4条第1項	変更・停止・廃止の届出受理	9	

※県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しが

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<p>○許可・届出等に係る事務</p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p>○許可・届出等に係る事務</p> <div style="text-align: center;"> </div>

4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・ 興行場法施行規則・ 興行場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準及び入場者の衛生に必要な措置基準等に関する条例・ 興行場法施行細則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・ 栃木県興行生活衛生同業組合
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・ 市町において、手数料条例の改正が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・ 市町において、生活衛生営業許可台帳等管理システムの導入が必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・ 移譲市町からの相談に対する技術的支援
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村総合交付金

軽減 策
への
0

数：6)

当たり 時間
2.00
1.00
0.42
1.10
※
0.50

たい。

+

:関す

移譲事務調書

事務No.	45	法令名	公衆浴場法	分野	衛生		
事務名	公衆浴場の経営の許可等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆浴場の経営の許可 ・ 営業者からの報告徴収、立入検査 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者身近な市町が申請等の窓口となることにより、事業者の利便性の向上や負担の軽減が期待できる。 ・ 地域の事情に精通した市町が公衆浴場に対する監視指導を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法 ・ 温泉法 ・ 興行場法 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲事務の執行に当たり、市町職員のうちから環境衛生監視員を任命する必要がある。 ・ 移譲後の関係団体との窓口対応・連絡調整等について、あらかじめ検討する必要がある。 ・ 全国環境衛生職員団体協議会に加入した場合には、負担金の支払いが生じる。（協議会への加入は任意） 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	生活衛生課衛生・水道担当	出先機関	健康福祉センター			

2. 移譲項目

(項目数：8)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
公衆浴場の営業の許可等に関する事務	第2条第1項	公衆浴場の経営の許可	8	2.50
	第2条第2項ただし書	許可しない旨の通知	0	1.00
	第2条第4項	許可の条件の付加	第1項の許可に含む	
	第2条の2第2項	営業者の地位の承継の届出の受理	4	0.50
	第4条ただし書	療養利用の営業許可	0	※
	第6条第1項	報告聴取、立入検査	151	0.50
	第7条第1項	公衆浴場の経営の許可の取消及び停止命令	0	※
	省令第4条	変更・停止・廃止の届出受理	76	0.50

※県においても処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<p>○許可・届出等に係る事務</p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p>○許可・届出等に係る事務</p> <div style="text-align: center;"> </div>

4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・ 公衆浴場法施行規則・ 公衆浴場法施行条例・ 公衆浴場法施行細則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・ 栃木県公衆浴場業生活衛生同業組合
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・ 市町において、法の施行のための条例及び規則の制定が必要となる。・ 市町において、手数料条例の改正が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・ 市町において、営業許可台帳システムが必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・ 検査業務への同行支援・ 移譲市町からの相談に対する技術的支援
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	46	法令名	美容師法	分野	衛生		
事務名	美容所の開設の届出の受理等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・美容所の開設、廃止の届出の受理 ・設備の検査及び確認、立入検査 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者身近な市町が美容所開設に係る届出の窓口となることにより、事業者の利便性の向上や負担の軽減が期待できる。 ・地域の事情に精通した市町が施設の確認検査や美容所に対する監視指導を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・美容師法 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・移譲事務の執行に当たり、市町職員のうちから環境衛生監視員を任命する必要がある。 ・移譲後の関係団体との窓口対応・連絡調整等について、あらかじめ検討する必要がある。 ・全国環境衛生職員団体協議会に加入した場合には、負担金の支払いが生じる。（協議会への加入は任意） 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	生活衛生課衛生・水道担当	出先機関	健康福祉センター			

2. 移譲項目

(項目数：8)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
美容所の開設の届出の受理等に関する事務	第10条第2項	業務の停止処分	0	※
	第11条第1項	美容所の開設の届出の受理	120	0.50
	第11条第2項	変更又は廃止の届出の受理	240	0.50
	第12条	設備の検査及び確認	120	0.60
	第12条の2第2項	開設者の地位の承継の届出の受理	6	0.50
	第14条第1項	美容所の立入検査	507	0.50
	第15条第1項	美容所の閉鎖命令	0	※
	第15条第2項	美容所の閉鎖命令	0	※
	政令第5条	業務停止に関する通知	0	※
	省令第7条第3項	免許証又は免許証明書の返納等	0	※

※県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<p>○許可・届出等に係る事務</p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p>○許可・届出等に係る事務</p> <div style="text-align: center;"> </div>

4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・美容師法施行令・美容師法施行規則・美容師法施行条例・美容師法施行細則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・栃木県美容業生活衛生同業組合
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・市町において、法の施行のための条例及び規則の制定が必要となる。・市町において、手数料条例の改正が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・市町において、営業許可台帳システムが必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・検査業務への同行支援・移譲市町からの相談に対する技術的支援
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	47	法令名	理容師法	分野	衛生		
事務名	理容所の開設の届出の受理等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理容所の開設、廃止の届出の受理 ・ 設備の検査及び確認、立入検査 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者身近な市町が理容所開設に係る届出の窓口となることにより、事業者の利便性の向上や負担の軽減が期待できる。 ・ 地域の事情に精通した市町が施設の確認検査や理容所に対する監視指導を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美容師法 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲事務の執行に当たり、市町職員のうちから環境衛生監視員を任命する必要がある。 ・ 移譲後の関係団体との窓口対応・連絡調整等について、あらかじめ検討する必要がある。 ・ 全国環境衛生職員団体協議会に加入した場合には、負担金の支払いが生じる。（協議会への加入は任意） 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	生活衛生課衛生・水道担当	出先機関	健康福祉センター			

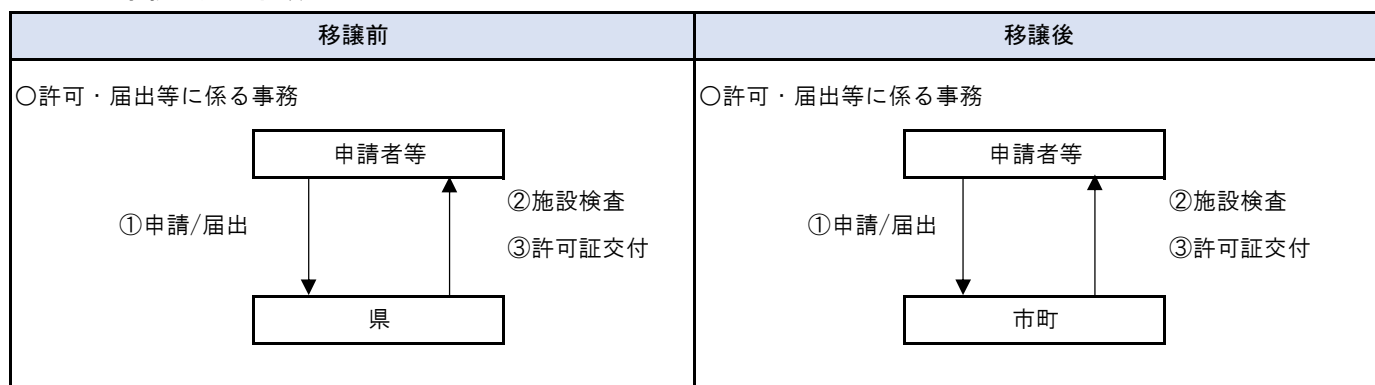
2. 移譲項目

（項目数：8）

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
理容所の開設の届出の受理等に関する事務	第10条第2項	業務の停止処分	0	※
	第11条第1項	理容所の開設の届出の受理	23	0.50
	第11条第2項	変更又は廃止の届出の受理	96	0.50
	第11条の2	設備の検査及び確認	12	0.60
	第11条の3第2項	開設者の地位の承継の届出の受理	2	0.50
	第13条第1項	理容所の立入検査	268	0.50
	第14条第1項	理容所の閉鎖命令	0	※
	第14条第2項	理容所の閉鎖命令	0	※
	政令第5条	業務停止に関する通知	0	※
	省令第7条第3項	免許証又は免許証明書の返納等	0	※

※県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・理容師法施行令・理容師法施行規則・理容師法施行条例・理容師法施行細則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・栃木県理容生活衛生同業組合
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・市町において、法の施行のための条例及び規則の制定が必要となる。・市町において、手数料条例の改正が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・市町において、営業許可台帳システムが必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・検査業務への同行支援・移譲市町からの相談に対する技術的支援
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	48	法令名	クリーニング業法	分野	衛生		
事務名	クリーニング所の開設の届出の受理等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング所の開設、廃止の届出の受理 ・設備の検査及び確認、立入検査 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者身近な市町がクリーニング所開設に係る届出の窓口となることにより、事業者の利便性の向上や負担の軽減が期待できる。 ・地域の事情に精通した市町が施設の確認検査やクリーニング所に対する監視指導等を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	・該当なし						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・移譲事務の執行に当たり、市町職員のうちから環境衛生監視員を任命する必要がある。 ・移譲後の関係団体との窓口対応・連絡調整等について、あらかじめ検討する必要がある。 ・全国環境衛生職員団体協議会に加入した場合には、負担金の支払いが生じる。（協議会への加入は任意） 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	生活衛生課衛生・水道担当	出先機関	健康福祉センター			

2. 移譲項目

(項目数：9)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
クリーニング所の開設の届出の受理等に関する事務	第5条第1項	クリーニング所の開設の届出の受理	15	0.50
	第5条第2項	無店舗クリーニング営業の届出の受理	1	0.50
	第5条第3項	クリーニング所又は無店舗クリーニング営業の変更又は廃止の届出の受理	112	0.50
	第5条の2	クリーニング所の構造設備の検査及び確認	15	0.70
	第5条の3第2項	営業者の地位を継承した旨の届出の受理	1	0.50
	第9条	業務従事者の業務の停止	0	※
	第10条第1項	立入検査	124	0.50
	第10条の2	営業者に対して必要な措置をとるべき旨の命令	0	※
	第11条	営業停止命令	0	※

※ 県において事務処理実績がなく、標準的な処理時間は設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<p>○許可・届出等に係る事務</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;">申請者等</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 150px;"> <div style="text-align: center;">①申請/届出 ↓</div> <div style="text-align: center;">②施設検査 ↑</div> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;">県</div> <div style="text-align: center;">③許可証交付</div> </div>	<p>○許可・届出等に係る事務</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;">申請者等</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 150px;"> <div style="text-align: center;">①申請/届出 ↓</div> <div style="text-align: center;">②施設検査 ↑</div> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;">市町</div> <div style="text-align: center;">③許可証交付</div> </div>

4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・ クリーニング業法施行令・ クリーニング業法施行規則・ クリーニング所において講ずべき必要な措置を定める条例・ クリーニング業法施行細則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・ 栃木県クリーニング業生活衛生同業組合
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・ 市町において、法の施行のための条例及び規則の制定が必要となる。・ 市町において、手数料条例の改正が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・ 市町において、営業許可台帳システムが必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・ 検査業務への同行支援・ 移譲市町からの相談に対する技術的支援
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	49	法令名	住宅宿泊事業法	分野	衛生		
事務名	住宅宿泊事業の届出の受理等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅宿泊事業の届出 ・事業者からの報告徴収、立入検査 等 								
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者身近な市町が申請等の窓口となることにより、事業者の利便性の向上や負担の軽減が期待できる。 ・地域の事情に精通した市町が住宅宿泊事業に対する監視指導を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 								
包括移譲	・該当なし								
特記事項	・保健所設置市が移譲を希望する場合、法第68条の規定に基づき、県と協議するものとする。								
移譲の状況	法令移譲	・該当なし			特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	生活衛生課衛生・水道担当			出先機関	健康福祉センター			

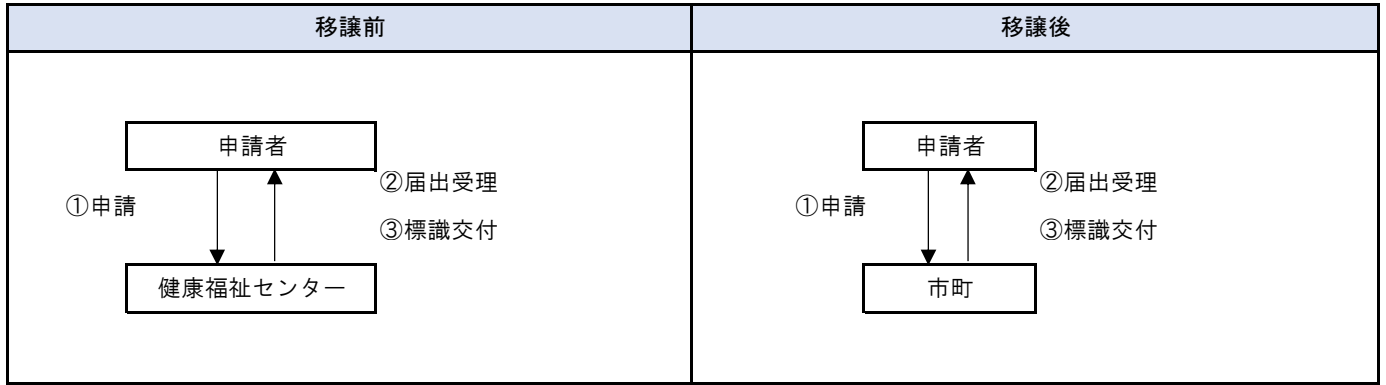
2. 移譲項目

(項目数：10)

事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり 処理時間
住宅宿泊事業に関する事務	法第3条第1項	経営の届出の受理	0	1.00
	法第3条第4項	変更の届出の受理	0	※
	法第3条第6項	事業者に係る届出の受理	0	※
	法第14条	事業者が行う定期報告の受理	0	0.50
	法第15条	事業者に対する業務改善命令	0	※
	法第16条第1項	事業者に対する業務停止命令	0	※
	法第16条第2項	事業者に対する業務廃止命令	0	※
	法第16条第3項	事業者に対する通知	0	※
	法第17条第1項	事業者に対する報告徴収及び立入検査	0	※
住宅宿泊管理事業に関する事務	法第45条第2項	管理業者に対する報告徴収及び立入検査	0	※

※県においても事務処理実績がないため、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅宿泊事業法施行令 ・住宅宿泊事業法施行規則
関係機関・団体	・該当なし
市町条例等の制定改廃	・該当なし
審議会等の設置	・該当なし
必要な設備・備品等	・市町において、民泊制度運営システムの利用が必要となる。
移譲に当たっての支援等	・移譲市町からの相談に対する技術的支援
財源措置	・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	50	法令名	動物の愛護及び管理に関する法律	分野	衛生		
事務名	動物取扱事業者の登録等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種動物取扱業の登録 ・ 第一種動物取扱事業者からの報告徴収、立入検査、勧告 ・ 第二種動物取扱業の届出の受理 ・ 周辺環境の保全に係る勧告 ・ 特定動物の飼養又は保管の許可、措置命令 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所を設置している宇都宮市が事務処理を行うことにより、迅速かつ効率的な業務遂行が可能となり、市民サービスの向上につながる。 							
包括移譲								
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲対象市町は中核市に限る。 ・ 専門職（獣医師）の配置が必要である。 							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	0	町	—
県担当課	本庁	生活衛生課衛生・水道担当		出先機関	動物愛護指導センター			

2. 移譲項目

（項目数：58）

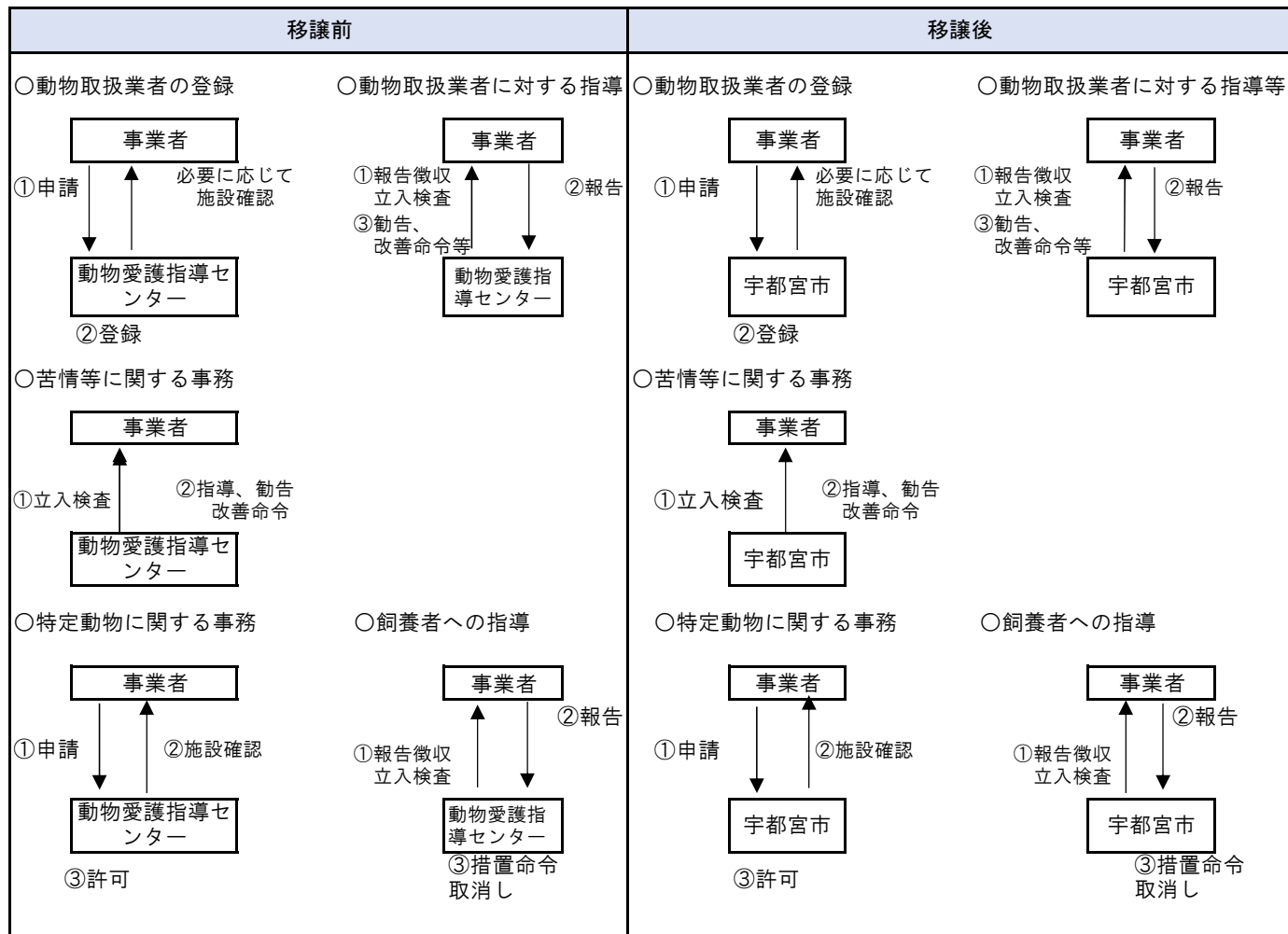
事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり 処理時間
動物取扱業に関する 事務	第10条第1項	第一種動物取扱業の登録	927	1.00
	第11条第1項	登録の実施及び第一種取扱業者登録簿への登録	73	0.20
	第11条第2項	登録後の申請者への通知	73	0.10
	第12条第1項	登録の拒否	0	※
	第12条第2項	登録の拒否理由の申請者への通知	0	※
	第13条第1項	登録の失効	19	※
	第13条第2項において準用する第11条第1項	登録の更新及び第一種取扱業者登録簿への登録	140	1.00
	第13条第2項において準用する第11条第2項	登録の更新後の申請者への通知	140	0.10
	第13条第2項において準用する第12条第1項	登録の更新拒否	0	※
	第13条第2項において準用する第12条第2項	登録の更新拒否理由の申請者への通知	0	※
	第14条第1項	変更の届出（業種の変更、新たな繁殖の開始、飼養施設の設置、犬猫販売業の開始）	102	0.20
	第14条第2項	第1項以外の変更の届出		0.20
	第14条第3項	業のうち犬猫販売業をやめた場合の届出	0	0.20

	第14条第4項において準用する第11条第1項	登録の変更及び第一種動物取扱業者登録簿への登録	102	0.20
	第14条第4項において準用する第11条第2項	登録の変更後の申請者への通知	102	0.10
	第14条第4項において準用する第12条第1項	登録の変更拒否	0	※
	第14条第4項において準用する第12条第2項	登録の変更拒否理由の申請者への通知	0	※
	第15条	第一種動物取扱業登録名簿の閲覧のための名簿作成	1	0.50
	第16条第1項	廃業等の届出	28	0.20
	第17条	登録の抹消	0	※
	第19条第1項	登録の取消し等	0	※
	第19条第2項において準用する第12条第2項	登録の取消し理由の申請者への通知	0	※
	第22条の6第2項	犬猫等の個体に関する届出	294	0.10
	第22条の6第3項	犬猫等販売業者に対する犬猫等の検案書等の提出命令	0	0.50
	第23条第1項	国で定めた管理基準が遵守されない場合の勧告	0	1.00
	第23条第2項	現物確認・対面説明等が遵守されない場合の勧告	0	1.00
	第23条第3項	勧告に従わない場合の措置命令	0	1.00
	第24条第1項	報告及び検査	195	1.00
	第24条の2	第二種動物取扱業の届出	0	0.50
	第24条の3第1項	第二種動物取扱業の変更の届出（業種、動物種・数、施設構造設備、管理の方法）	1	0.20
	第24条の3第2項	第二種動物取扱業の変更の届出（氏名・住所、代表者氏名等、飼養施設の住所）	1	0.20
	第24条の4において準用する第16条第1項	廃業等の届出	0	0.20
	第24条の4において準用する第23条第1項	国で定めた管理基準が遵守されない場合の勧告	0	1.00
	第24条の4において準用する第23条第3項	勧告に従わない場合の措置命令	0	1.00
	第24条の4において準用する第24条第1項	報告及び検査	0	1.00
苦情等に対する指導等	第25条第1項	多頭飼育により周辺の生活環境が損なわれている事態に対する勧告	0	1.00
	第25条第2項	勧告に従わない場合の措置命令	0	1.00
	第25条第3項	多頭飼育の不適切飼養により虐待のおそれがある事態における勧告、措置命令	0	1.00
特定動物に関する事務	第26条第1項	特定動物の飼養又は保管の許可	57	1.00
	第28条第1項	変更の許可（特定動物の数、特定飼養施設の所在地、特定飼養施設の構造等、飼養又は保管が困難になった場合の措置）	0	1.00
	第28条第3項	変更の許可（第1項に係る変更以外の変更）		0.20
	第29条	許可の取消し	0	※
	第32条	特定動物飼養者に対する措置命令等	0	1.00

動物取扱業に関する事務	第33条第1項	報告及び検査	22	1.00
	省令第2条第5項	登録証の交付	73	0.20
	省令第2条第6項	登録証の再交付	9	0.20
	省令第2条第8項	登録証亡失の届出	0	0.20
	省令第2条第9項	登録証の返納	0	0.20
	省令第4条第4項において準用する第2条第5項	更新時の登録証の交付	140	0.20
特定動物に関する事務	省令第15条第5項	特定動物飼養・保管許可証の交付	57	0.20
	省令第15条第6項	特定動物飼養・保管許可証の再交付	0	0.20
	省令第15条第8項	特定動物飼養・保管許可証亡失の届出	0	0.20
	省令第15条第9項	特定動物飼養・保管許可証の返納	0	0.20
	省令第16条第1項	特定動物飼養・保管廃止の届出	0	0.20
	省令第18条第5項において準用する第15条第5項	特定動物の飼養保管の変更許可時の許可証の交付	0	0.20
	省令第18条第5項において準用する第15条第6項	特定動物の飼養保管の変更許可時の許可証の再交付	0	0.20
	省令第18条第5項において準用する第15条第8項	特定動物飼養保管の変更時の許可証亡失の届出	0	0.20
	省令第18条第5項において準用する第15条第9項	特定動物の飼養保管の変更許可時の許可証の返納	0	0.20

※県においても事務処理実績がないため、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	動物の愛護及び管理に関する法律施行令、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則、栃木県動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法、狂犬病予防法施行令、狂犬病予防法施行規則
関係機関・団体	動物愛護推進協議会、（公社）栃木県獣医市会
市町条例等の制定改廃	・市町において、手数料条例の改正が必要となる。
審議会等の設置	・該当なし
必要な設備・備品等	・動物取扱業システム
移譲に当たっての支援等	・検査業務への同行支援 ・移譲市町からの相談に随時対応
財源措置	・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	51	法令名	食品表示法	分野	衛生		
事務名	食品等の品質表示の指示等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品（酒類以外）の品質事項の指示 ・ 食品（酒類以外）の品質事項の命令 ・ 立入検査、報告徴収、物件提出 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に身近な市町村が対応することで、問合せや調査などの事務処理の迅速化や地域の実情に応じた、よりの確な対応が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	・ 該当なし						
移譲の状況	法令移譲	指定都市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	生活衛生課食品安全推進班	出先機関	該当なし			

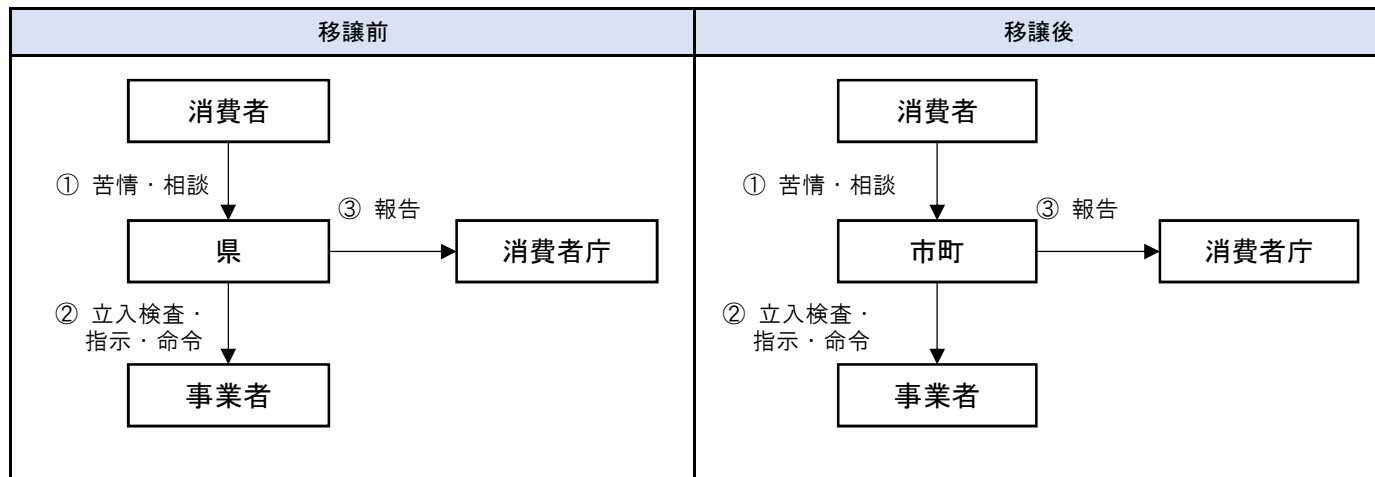
2. 移譲項目

（項目数：7）

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
食品の品質表示の指示等に関する事務	第6条第1項	食品関連事業者等に対する表示事項の表示の指示（酒類を除く食品）	1	16.00
	第6条第5項	食品関連事業者等に対する表示事項の表示の指示に係る措置を取るべきことの命令（酒類を除く食品）	0	16.00
	第7条	指示又は命令した旨の公表	1	4.00
	第8条第1項	食品関連事業者等からの報告の徴収、事務所、事業所への立入検査	0	32.00
	第8条第2項	食品関連事業者等からの報告の徴収、事務所、事業所への立入検査	0	32.00
	第12条第1項	不適正表示に係る申出受理	0	※
	第12条第3項	申し出に関する調査	0	※

※県での事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 該当なし
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 研修会の開催 ・ 市町職員の実務研修の受入 ・ 検査業務への同行支援 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	52	法令名	自然環境の保全及び緑化に関する条例	分野	環境		
事務名	行為の許可等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県自然環境保全地域特別地区内における行為等の許可 ・ 県自然環境保全地域各地区における行為許可等、届出行為に係る違反者への中止命令等 ・ 県自然環境保全地域各地区における行為許可、届出行為制限等に係る報告の徴収及び検査等 ・ 県緑地環境保全地域内における行為の届出の受理 ・ 県緑地環境保全地域内における中止命令等、報告の徴収及び検査等 							
移譲の趣旨・メリット	・ 地域の実情に精通した市町が事務を行うことにより、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる							
包括移譲	・ 該当なし							
特記事項	・ 現時点で移譲未済の市町に、対象地区・地域は存在しない。							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	13	町	6
県担当課	本庁	自然環境課自然保護担当		出先機関	環境森林（管理）事務所			

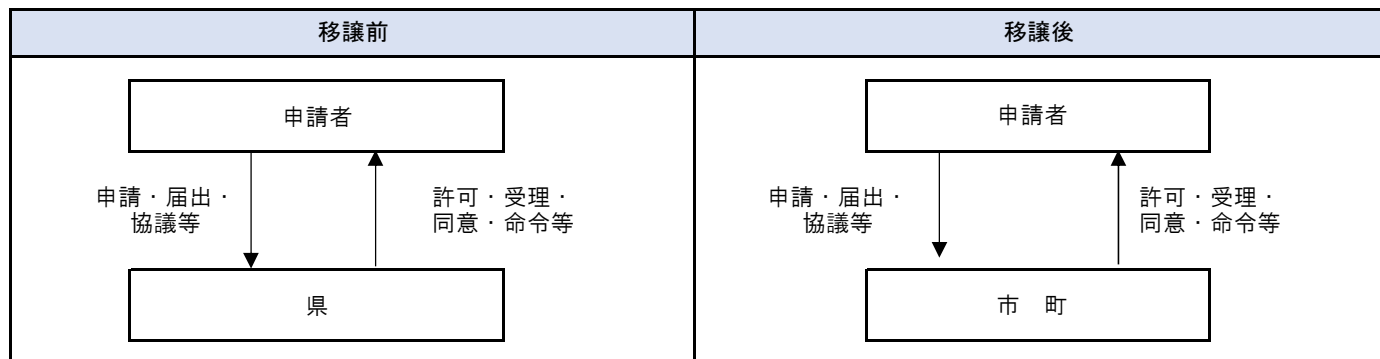
2. 移譲項目

（項目数：26）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
県自然環境保全地域等における許可等に関する事務	第15条第4項	県自然環境保全地域特別地区内における行為の許可	0	6.00
	第15条第7項	県自然環境保全地域特別地区内における非常災害の応急措置行為の届出受理	0	6.00
	第15条第9項	県自然環境保全地域特別地区内における既着手行為の届出受理	0	6.00
	第16条第3項第7号	県自然環境保全地域特別地区内野生動植物保護地区における行為の許可	0	6.00
県自然環境保全地域普通地区内における行為の届出に関する事務	第17条第1項	県自然環境保全地域普通地区内における行為の届出の受理	0	6.00
	第17条第2項	県自然環境保全地域普通地区内における行為の禁止及び制限並びに命令	0	5.00
	第17条第3項	県自然環境保全地域普通地区内における行為の禁止・制限命令等の期間の延長	0	5.00
	第17条第5項	県自然環境保全地域普通地区内における行為の着手を禁止する期間の短縮	0	5.00
県自然環境保全地域各地区における行為許可等・届出行為に係る違反者への中止命令等、報告の徴収及び検査に関する事務	第18条第1項	県自然環境保全地域特別地区・野生動植物保護地区における行為許可等に係る違反者及び普通地区における届出行為に係る違反者への中止命令等	0	5.00
	第18条第2項	県自然環境保全地域特別地区・野生動植物保護地区における行為許可等に係る違反者及び普通地区における届出行為に係る違反者への中止命令等を行う自然保護取締員の任命及び権限の委任	0	4.00
	第19条第1項	県自然環境保全地域各地区における行為許可・届出行為制限等に係る報告の徴収及び立入検査等	0	5.00
県自然環境保全地域各地区における国等に関する特例に関する事務	第20条第1項	県自然環境保全地域特別地区・野生動植物保護地区における行為の国等との協議	0	6.00
	第20条第2項	県自然環境保全地域の区域内における行為の通知の受理	0	5.00

県緑地環境保全地域の区域内における行為の届出等に関する事務	第24条第1項	県緑地環境保全地域の区域内における行為の届出の受理	0	6.00
	第24条第2項	県緑地環境保全地域の区域内における行為の禁止及び制限並びに命令	0	5.00
	第24条第3項	県緑地環境保全地域の区域内における行為の禁止・制限命令等の期間の延長	0	5.00
	第24条第5項	県緑地環境保全地域の区域内における行為の着手を禁止する期間の短縮	0	5.00
県緑地環境保全地域の区域内における中止命令等、報告の徴収及び検査等に関する事務	第25条（第18条第1項準用）	県緑地環境保全地域の区域内における届出行為に係る違反者への中止命令等	0	5.00
	第25条（第18条第2項準用）	県緑地環境保全地域の区域内における届出行為に係る違反者への中止命令等を行う自然保護取締員の任命及び権限の委任	0	4.00
	第25条（第19条第1項準用）	県緑地環境保全地域の区域内における届出行為に係る違反者への制限命令等に係る報告の徴収及び立入検査等	0	5.00
県緑地環境保全地域の区域内における国等に関する特例に関する事務	第25条（第20条第2項準用）	緑地環境保全地域の区域内における行為の通知の受理	0	5.00
県自然環境保全地域特別地区内における許可等を要しない行為に関する事務	規則第8条第3号ハ	県自然環境保全地域特別地区内における行為の通知の受理	0	5.00
	規則第8条第3号ニ	県自然環境保全地域特別地区内における行為の通知の受理	0	5.00
	規則第8条第11号ト	県自然環境保全地域特別地区内における行為の通知の受理	0	5.00
野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為に関する事務	規則第10条第3号イ	県自然環境保全地域特別地区内の野生動植物保護地区における行為の通知の受理	0	5.00
	規則第10条第3号ロ	県自然環境保全地域特別地区内の野生動植物保護地区における行為の通知の受理	0	5.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	53	法令名	環境基本法	分野	環境		
事務名	騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

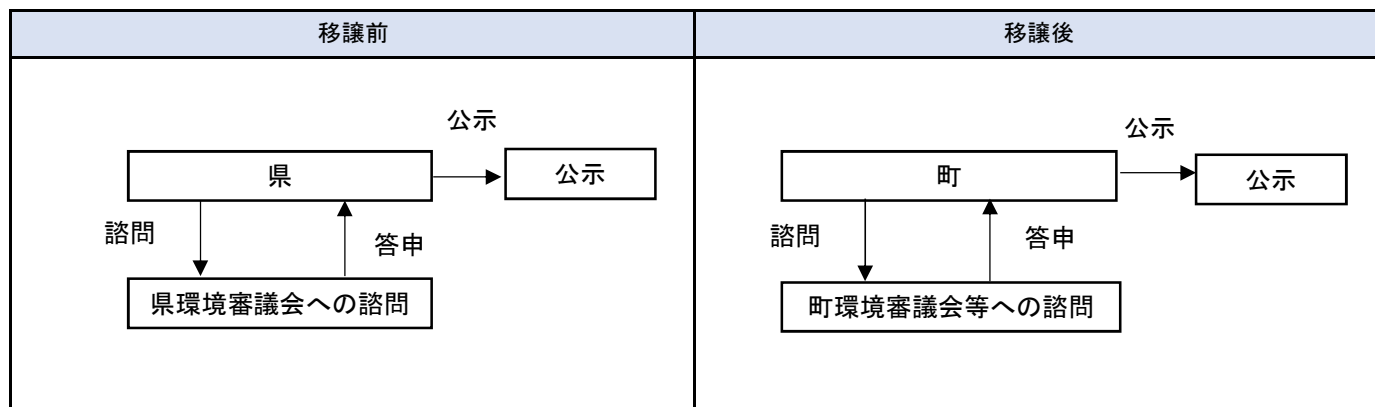
権限の概要	・騒音に係る環境基準の地域類型の指定						
移譲の趣旨・メリット	・住民に身近な市町が環境基準の地域類型指定を実施することにより、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法 ・栃木県生活環境の保全等に関する条例（音響機器の使用禁止地域の指定） 						
特記事項	・航空機騒音及び新幹線鉄道騒音を除く。						
移譲の状況	法令移譲	市	特例条例	市	-	町	0
県担当課	本庁	環境保全課大気環境担当	出先機関	・該当なし			

2. 移譲項目

（項目数：1）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する事務	第16条第2項	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	0	8.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 町において、環境審議会等の設置が必要となる。
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 研修会の開催 ・ 町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	54	法令名	騒音規制法	分野	環境		
事務名	規制地域の指定等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

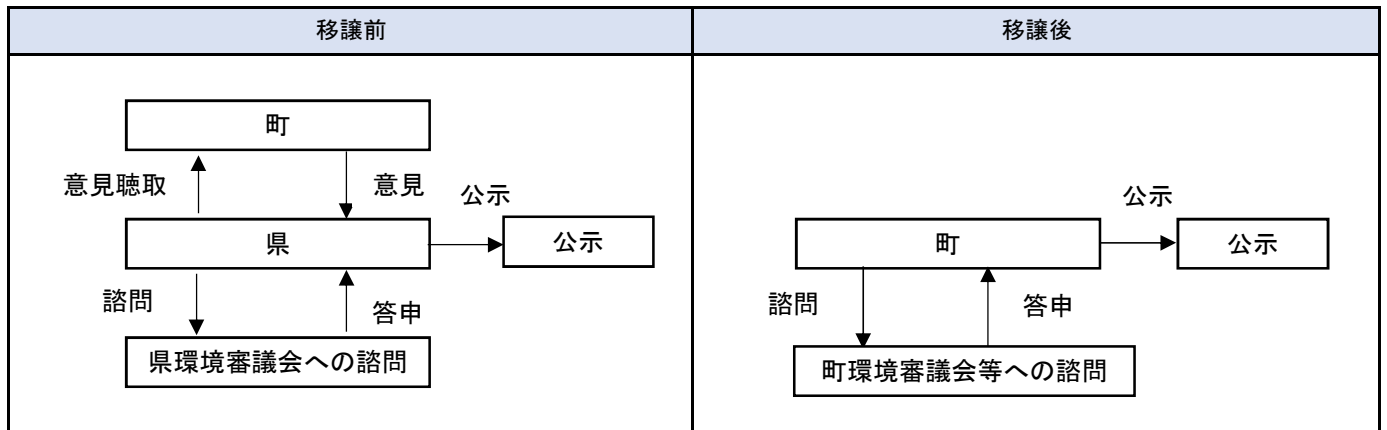
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・規制地域及び規制基準の指定 ・自動車騒音の状況の常時監視 ・関係行政機関に対する協力要請等 ・指定地域内における自動車騒音の限度を定める事務 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な市町が規制地域及び規制基準の指定、常時監視等を実施することにより、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法 ・栃木県生活環境の保全等に関する条例（音響機器の使用禁止地域の指定） 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教養課程程度の理科系（特に物理学）の知識を有する職員の配置を要する。（規制地域及び基準の設定にあたっては、現地調査や測定の実施等が予想されるため。） 						
移譲の状況	法令移譲	市	特例条例	市	—	町	0
県担当課	本庁	環境保全課大気環境担当	出先機関	・該当なし			

2. 移譲項目

（項目数：11）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
規制地域の指定等に関する事務	第3条第1項	規制地域の指定	0	8.00
	第3条第2項	関係市町村長への意見聴取	0	8.00
	第3条第3項	規制地域の公示	0	1.00
	第4条第1項	規制基準の設定	0	8.00
	第4条第3項（第3条第3項準用）	規制基準の公示	0	1.00
	告示別表第1号	特定建設作業の作業時刻及び作業時間に関する規制地域の指定	0	8.00
自動車騒音の状況の監視に関する事務	第18条第1項	自動車騒音の状況の常時監視	1	40.00
	第19条	常時監視結果の公表	1	8.00
関係行政機関に対する協力要請等に関する事務	第22条	関係行政機関に対する協力要請、意見陳述	0	8.00
指定地域内における自動車騒音の限度を定める事務	省令第4条	県公安委員会との協議、自動車騒音の大きさの設定	0	8.00
	省令別表備考	区域の指定	0	8.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法施行令 ・騒音規制法施行規則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・町において、環境審議会等の設置が必要となる。
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・常時監視用ノートパソコン及びシステムの整備
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・準則の制定に対する支援 ・研修会の開催 ・町からの相談に対する随時対応
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	55	法令名	振動規制法	分野	環境		
事務名	規制地域の指定等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

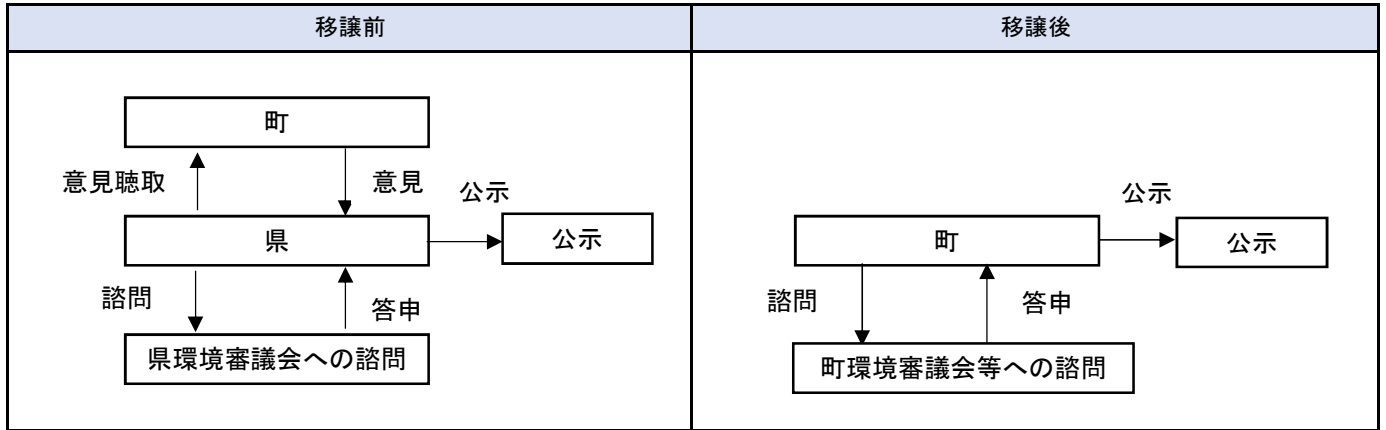
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制地域及び規制基準の指定 ・ 関係行政機関に対する協力要請等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に身近な市町が規制地域及び規制基準の指定、常時監視等を実施することにより、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたより適確な対応が可能となる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音規制法 ・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例（音響機器の使用禁止地域の指定） 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学教養課程程度の理科系（特に物理学）の知識を有する職員の配置を要する。（規制地域及び基準の設定にあたっては、現地調査や測定の実施等が予想されるため。） 						
移譲の状況	法令移譲	市	特例条例	市	—	町	0
県担当課	本庁	環境保全課大気環境担当	出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

（項目数：10）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
規制地域の指定等に関する事務	第3条第1項	規制地域の指定	0	8.00
	第3条第2項	関係市町村長への意見聴取	0	8.00
	第3条第3項	規制地域の公示	0	1.00
	第4条第1項	規制基準の設定	0	8.00
	第4条第3項（第3条第3項準用）	規制基準の公示	0	1.00
	規則第12条ただし書	道路管理者及び県公安委員会との協議による限度の設定	0	8.00
	規則別表第1付表第1号	特定建設作業の作業時刻及び作業時間に関する規制区域の指定	0	8.00
	規則別表第2備考1	道路交通振動の限度に関する区域の指定	0	8.00
	規則別表第2備考2	道路交通振動の限度に関する時間の指定	0	8.00
関係行政機関に対する協力要請等に関する事務	第20条	関係行政機関に対する協力要請、意見陳述	0	8.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動規制法施行令 ・ 振動法施行規則
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 町において、環境審議会の設置が必要となる。
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準則の制定に対する支援 ・ 研修会の開催 ・ 町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	56	法令名	悪臭防止法	分野	環境		
事務名	規制地域の指定等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

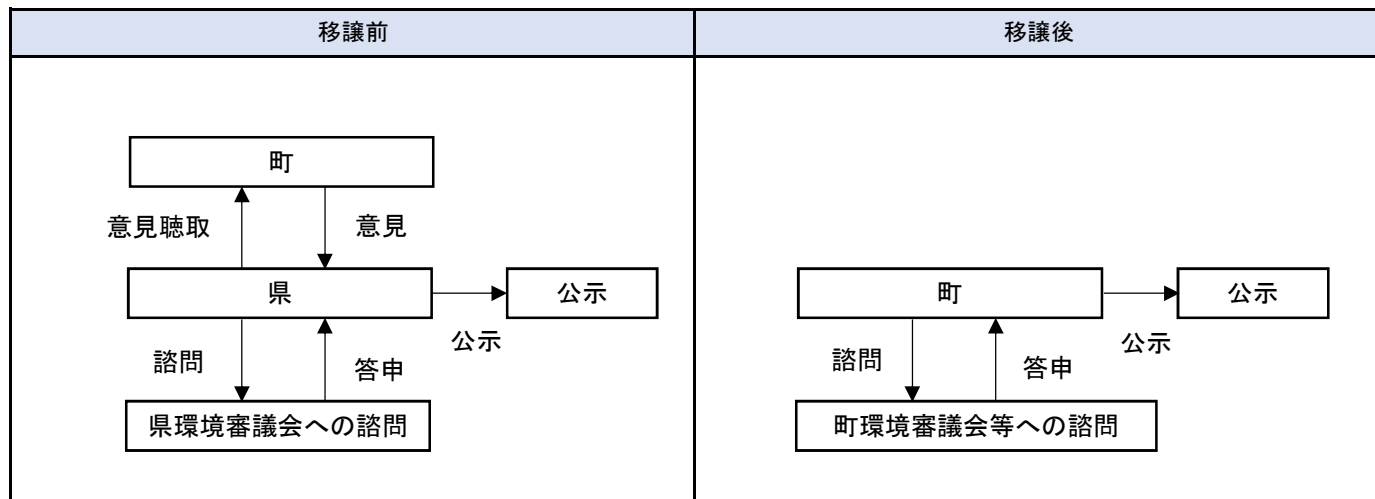
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制地域及び規制基準の指定 ・ 関係行政機関に対する協力要請 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に身近な市町が規制地域及び規制基準の指定等を実施することにより、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 						
移譲の状況	法令移譲	市	特例条例	市	—	町	0
県担当課	本庁	環境保全課大気環境担当	出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

(項目数：8)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
規制地域の指定等に関する事務	第3条	規制地域の指定	3	8.00
	第4条第1項	規制基準（特定悪臭物質の濃度規制）の設定	0	8.00
	第4条第2項	規制基準（臭気指数規制）の設定	0	8.00
	第5条第1項	当該規制地域管轄町村長への意見聴取	3	8.00
	第5条第2項	周辺市町村長への意見聴取	0	8.00
	第6条	規制地域、規制基準の公示	3	1.00
	第9条	周辺市町村からの要請の受理	3条・4条と一体の事務	
関係行政機関に対する協力要請に関する事務	第21条第1項	関係行政機関に対する協力要請	0	8.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・都市計画法・悪臭防止法施行令・悪臭防止法施行規則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・町において、環境審議会等の設置が必要となる。
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・準則の制定に対する支援・研修会の開催・町からの相談に対する随時対応
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	57	法令名	大気汚染防止法	分野	環境		
事務名	ばい煙発生施設の設置届出受理等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設等の届出の受理、計画変更命令、改善命令等 ・ 大気汚染状況の常時監視、大臣への報告、結果の公表等 ・ 事業者等に対する報告徴収、立入検査 ・ 関係行政機関に対する協力要請等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の事情に精通した市町が指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 ・ 市町が届出の受理を行うことにより、県への送達が必要となり、申請から処分までの期間短縮が図られる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 水質汚濁防止法 ・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例（特定施設の届出受理等） 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	環境保全課大気環境担当	出先機関	環境森林(管理)事務所			

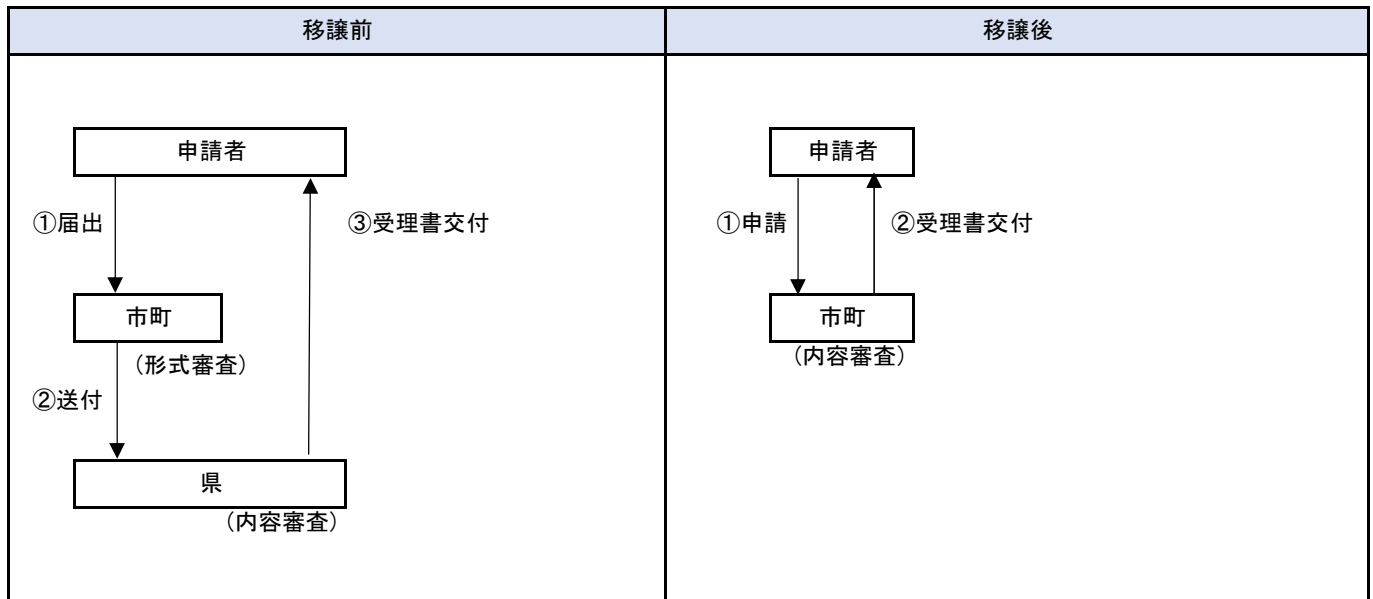
2. 移譲項目

(項目数 : 56)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
ばい煙発生施設等に 係る規制に関する 事務	第6条第1項	ばい煙発生施設の設置の届出の受理	57	2.00
	第7条第1項	ばい煙発生施設の使用届出の受理	1	2.00
	第8条第1項	ばい煙発生施設の構造等変更届出の受理	13	2.00
	第9条第1項	ばい煙発生施設の計画変更命令等	0	4.00
	第10条第2項	届出に係る実施の制限の期間短縮	0	0.16
	第11条	氏名の変更等の届出の受付等	151	2.00
	第12条第3項	ばい煙発生施設の承継届出の受理	18	2.00
	第14条第1項	ばい煙発生施設の改善命令等	0	8.00
	第17条第2項	事故時の通報受理	0	2.00
	第17条第3項	事故時の措置命令	0	2.00
	規則第9条	ばい煙発生施設の受理書の交付	71	2.00
揮発性有機化合物の 排出の規制に関 する事務	第17条の5第1項	揮発性有機化合物排出施設の設置届出の受理	0	2.00
	第17条の6第1項	揮発性有機化合物排出施設の使用届出の受理	0	2.00
	第17条の7第1項	揮発性有機化合物排出施設の構造等変更届出の受理	2	2.00
	第17条の8	揮発性有機化合物排出施設の計画変更命令等	0	4.00
	第17条の11	揮発性有機化合物排出施設の改善命令等	0	8.00
	第17条の13第2項(第11条 準用)	揮発性有機化合物排出施設の氏名変更等の届出の受理	2	2.00
	第17条の13第2項(第12条 準用)	揮発性有機化合物排出施設の承継届出の受理	0	2.00
規則第9条の3	揮発性有機化合物排出施設の受理書の交付	2	2.00	

粉じんに係る規制に関する事務	第18条第1項	一般粉じん発生施設の設置届出の受理	12	2.00	
	第18条第3項	一般粉じん発生施設の構造等変更届出の受理	3	2.00	
	第18条の2第1項	一般粉じん発生施設の使用届出の受理	0	2.00	
	第18条の4第1項	一般粉じん発生施設の基準適合命令等	0	8.00	
	第18条の6第1項	特定粉じん発生施設の設置届出の受理	0	2.00	
	第18条の6第3項	特定粉じん発生施設の構造等変更届出の受理	0	2.00	
	第18条の7第1項	特定粉じん発生施設の使用届出の受理	0	2.00	
	第18条の8	特定粉じん発生施設の計画変更命令等	0	4.00	
	第18条の11	特定粉じん発生施設の改善命令等	0	8.00	
	第18条の13第2項(第11条準用)	一般・特定粉じん発生施設の氏名変更の届出の受理	4	2.00	
	第18条の13第2項(第12条準用)	一般・特定粉じん発生施設の承継届出の受理	1	2.00	
	第18条の15第1項	特定粉じん排出等作業の実施届出の受理	45	2.00	
	第18条の15第2項	特定粉じん排出等作業の実施届出の受理	0	2.00	
	第18条の16	特定粉じん排出等作業の計画変更命令	0	4.00	
	第18条の18	特定粉じん排出等作業の基準適合命令等	0	8.00	
	水銀排出施設に係る規制に関する事務	第18条の23第1項	水銀排出施設の設置の届出の受理	0	2.00
		第18条の24第1項	水銀排出施設の使用届出の受理	0	2.00
第18条の25第1項		水銀排出施設の構造等変更届出の受理	0	2.00	
第18条の26第1項		水銀排出施設の計画変更命令等	0	4.00	
第18条の29第1項		水銀排出施設の改善勧告	0	8.00	
第18条の29第2項		水銀排出施設の改善命令	0	8.00	
第18条の31第1項(第10条第2項準用)		届出に係る実施の制限の期間短縮	0	0.16	
第18条の31第2項(第11条準用)		水銀排出施設の氏名変更の届出の受理	0	2.00	
第18条の31第2項(第12条準用)		水銀排出施設の承継届出の受理	0	2.00	
規則第10条の6		水銀排出施設の受理書の交付	0	2.00	
自動車排出ガスに係る許容限度等に関する事務	第20条	自動車排出ガスの濃度測定	0	2.00	
	第21条第1項	自動車排出ガスの濃度測定に基づく要請	0	2.00	
	第21条第3項	自動車排出ガスの濃度測定に基づく意見陳述	0	2.00	
大気汚染状況の監視等に関する事務	第22条第1項	大気汚染状況の常時監視	0	40.00	
	第22条第2項	大気汚染状況の常時監視結果の環境大臣への報告	1	2.00	
	第24条	大気汚染状況の公表	0	8.00	
報告徴収及び立入検査に関する事務	第26条第1項	報告徴収及び立入検査	345	2.00	
関係行政機関に対する協力要請等に関する事務	第27条第3項	国の行政機関の長からの適用除外施設の届出通知の受理	0	2.00	
	第27条第4項	国の行政機関の長に対する措置要請	0	8.00	
	第27条第5項	措置要請に伴う措置状況の通知の受理	0	2.00	
	第27条第6項	改善命令等に係る国の行政機関の長に対する事前協議	0	8.00	
	第28条第2項	関係行政機関の長に対する協力要請及び意見陳述	0	8.00	

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法施行規則 ・ 栃木県環境保全事務処理要領
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町において、審査基準を定めた規定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場・事業場情報管理システムの導入が必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 市町職員の実務研修の受入 ・ 移譲直後における立入検査業務への同行支援 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	58	法令名	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	分野	環境		
事務名	公害防止統括責任者の選任等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止管理者等の選任に関する届出の受理 ・ 公害関係法令の違反に対する解任命令 ・ 特定事業者に対する報告徴収、立入検査 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の事情に精通した市町が指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 ・ 市町が届出の受理を行うことにより、県への送達が必要となり、申請から処分までの期間短縮が図られる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 水質汚濁防止法 ・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例（特定施設の届出受理等） 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	環境保全課水環境担当	出先機関	環境森林（管理）事務所			

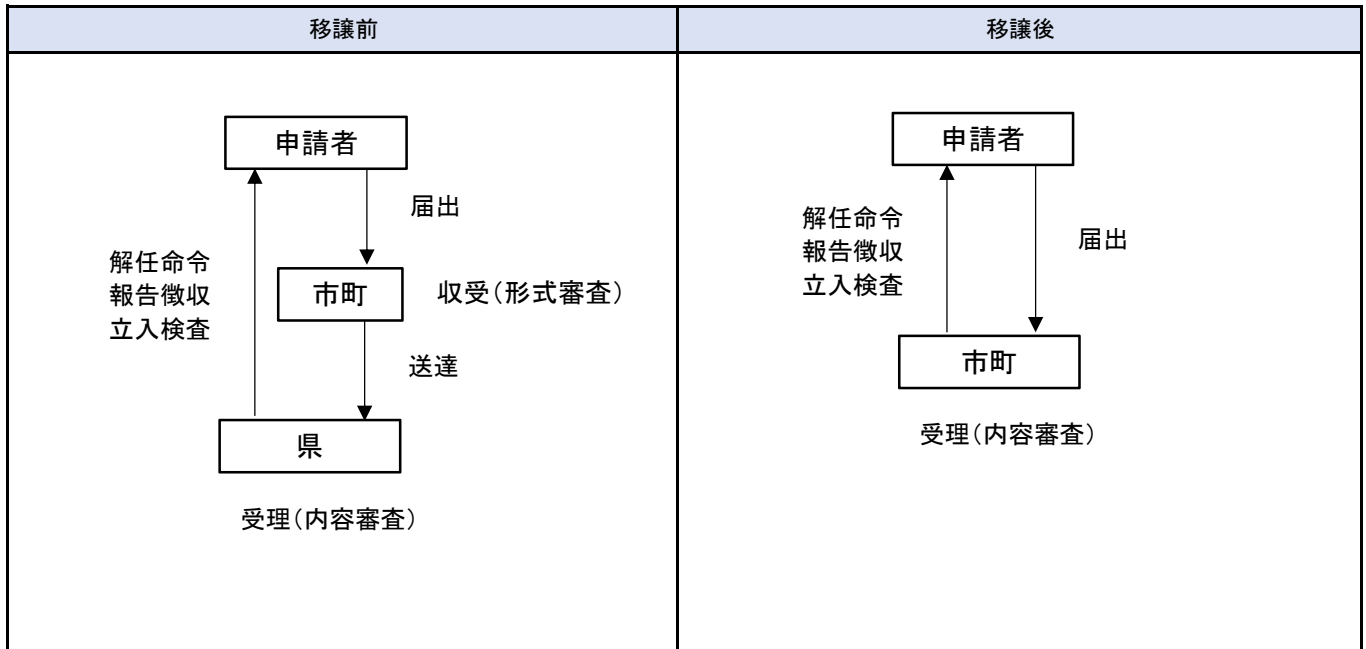
2. 移譲項目

（項目数：7）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり処 理時間
公害防止管理者等の選任に関する届出の受理等に関する事務	第3条第3項	公害防止統括者に係る選任・解任等の届出の受理	40	0.10
	第4条第3項（第3条第3項準用）	公害防止管理者に係る選任・解任等の届出の受理	36	0.10
	第5条第3項（第3条第3項準用）	公害防止主任管理者の選任・解任等の届出の受理	3	0.10
	第6条第2項（第3条第3項準用）	公害防止管理者の代理人の選任・解任等の届出の受付等	70	0.10
	第6条の2第2項	特定事業者の地位の承継に係る届出の受理	2	0.10
解任命令に関する事務	第10条	公害防止統括者等の解任命令	0	※
報告の徴収及び立入検査に関する事務	第11条第1項	公害防止統括者等の職務実施状況に関する報告の徴収、特定工場立入検査	0	※

※処理時間は事案によって異なる。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人 産業環境管理協会
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁防止法に基づく届出システムと連携したデータベースの導入が必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 市町職員の実務研修の受入 ・ 検査業務への同行支援 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	59	法令名	ダイオキシン類対策特別措置法	分野	環境		
事務名	特定施設の設置届出受理等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の届出等の受理、計画変更命令、改善命令等 ・ 事故時の措置命令、国への報告 ・ ダイオキシン類に係る汚染状況の常時監視、大臣への報告、結果の公表等 ・ 事業者の測定結果の報告の受理、公表 ・ 報告の徴収、立入検査 ・ 関係行政機関に対する協力要請等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の事情に精通した市町が指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ 水質汚濁防止法 ・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例（特定施設の届出受理等） 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	環境保全課大気環境担当	出先機関	環境森林（管理）事務所			

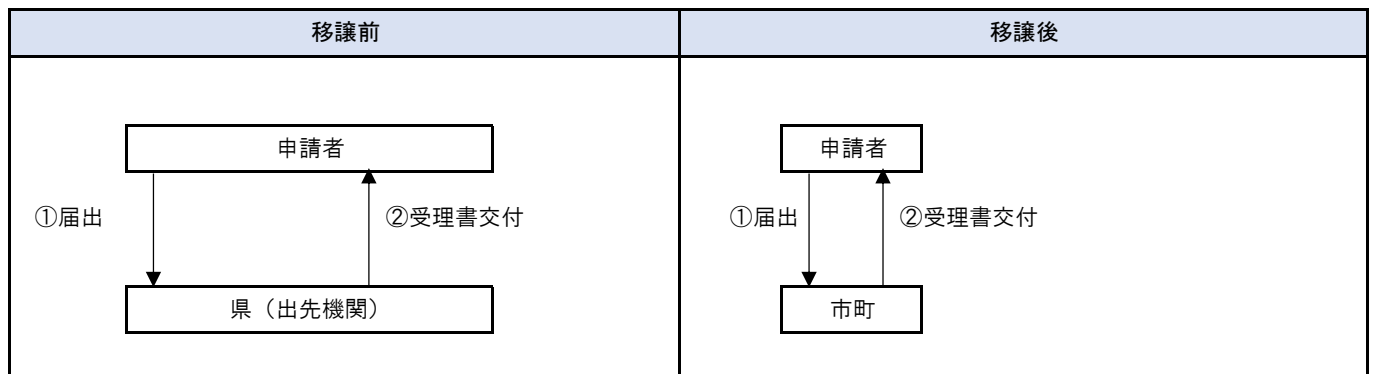
2. 移譲項目

（項目数：28）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり処 理時間
特定施設に係る規制に 関する事務	第12条第1項	特定施設の設置届出の受理	3	2.00
	第13条第1項	特定施設の使用届出の受理	0	2.00
	第13条第2項	特定施設の変更使用届出の受理	0	2.00
	第14条第1項	特定施設の構造等変更届出の受理	7	2.00
	第15条	特定施設の計画変更命令等	0	4.00
	第16条	総量規制基準適用事業場の改善命令	0	4.00
	第17条第2項	特定施設設置等の期間短縮	5	0.16
	第18条	特定施設設置者の氏名の変更等届出の受理	19	2.00
	第19条第3項	特定施設の承継届出の受理	0	2.00
	第22条第1項	特定施設の使用停止、改善命令	0	8.00
	第22条第3項	総量規制基準適用事業場の改善命令	0	8.00
	第23条第2項	事故状況等届出の受理	0	2.00
	第23条第3項	事故時における措置命令	0	2.00
	第23条第4項	事故時における国への報告	0	2.00

ダイオキシン類に係る汚染状況の監視に関する事務	第26条第1項	ダイオキシン類に係る汚染状況の常時監視	1	40.00
	第26条第2項	常時監視結果の環境大臣への報告	1	2.00
	第27条第1項	常時監視の測定の実施	1	10.00
	第27条第2項	常時監視結果報告の受理	1	1.00
	第27条第3項	常時監視結果の公表	1	2.00
	第27条第4項	常時監視実施のための立入及び検体採取	0	4.00
	第28条第3項	測定結果報告の受理	129	2.00
	第28条第4項	測定結果の公表	1	8.00
報告の徴収及び立入検査に関する事務	第34条第1項	報告の徴収及び立入検査	67	4.00
関係行政機関に対する協力要請等に関する事務	第35条第2項	国の行政機関の長からの適用除外施設の届出通知の受理	0	2.00
	第35条第3項	国の行政機関の長に対する措置要請	0	8.00
	第35条第4項	措置要請に伴う措置状況の通知の受理	0	2.00
	第35条第5項	改善命令等に係る国の行政機関の長に対する事前協議	0	8.00
	第36条第2項	関係行政機関の長に対する協力要請及び意見陳述	0	8.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ダイオキシン類対策特別措置法施行令
関係機関・団体	・該当なし
市町条例等の制定改廃	・該当なし
審議会等の設置	・該当なし
必要な設備・備品等	・工場・事業場情報管理システムの導入が必要となる。
移譲に当たっての支援等	・事務処理マニュアルの配布 ・研修会の開催 ・市町職員の実務研修の受入 ・検査業務への同行支援 ・移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	60	法令名	栃木県生活環境の保全等に関する条例	分野	環境		
事務名	深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定に関する事務			区分	ウ	重点移譲	

1 基本情報

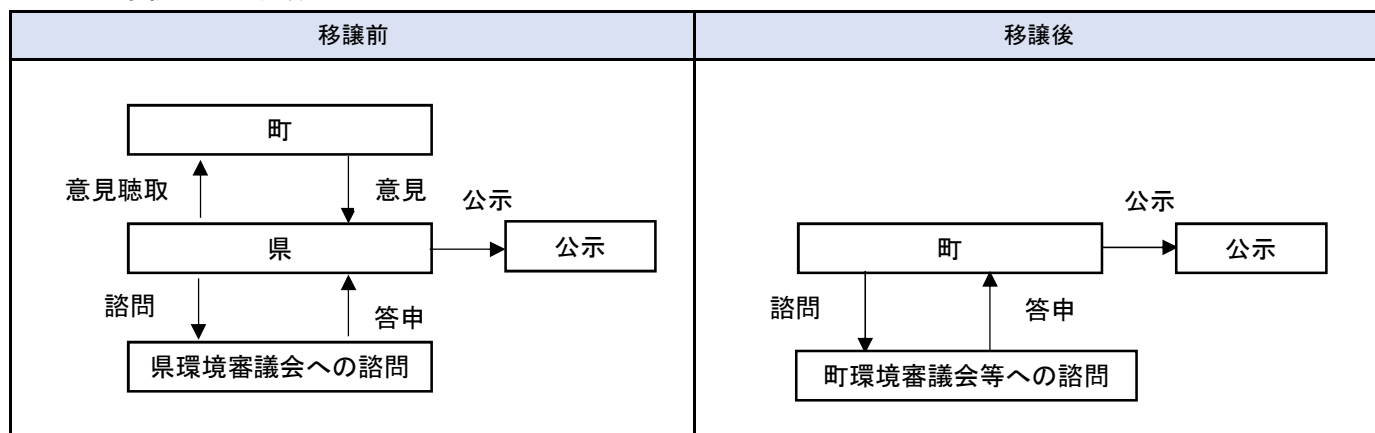
権限の概要	・ 深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定								
移譲の趣旨・メリット	・ 住民に身近な市町が地域の指定を実施することにより、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。								
包括移譲	・ 騒音規制法 ・ 振動規制法								
特記事項	・ 該当なし								
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし			特例条例	市	14	町	0
県担当課	本庁	環境保全課大気環境担当			出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

(項目数：1)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定に関する事務	第32条	深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定	0	8.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 町において、環境審議会等の設置が必要となる。
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 研修会の開催 ・ 町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	61	法令名	栃木県生活環境の保全等に関する条例	分野	環境		
事務名	特定施設の届出受理等に関する事務			区分	ウ	重点移譲	

1 基本情報

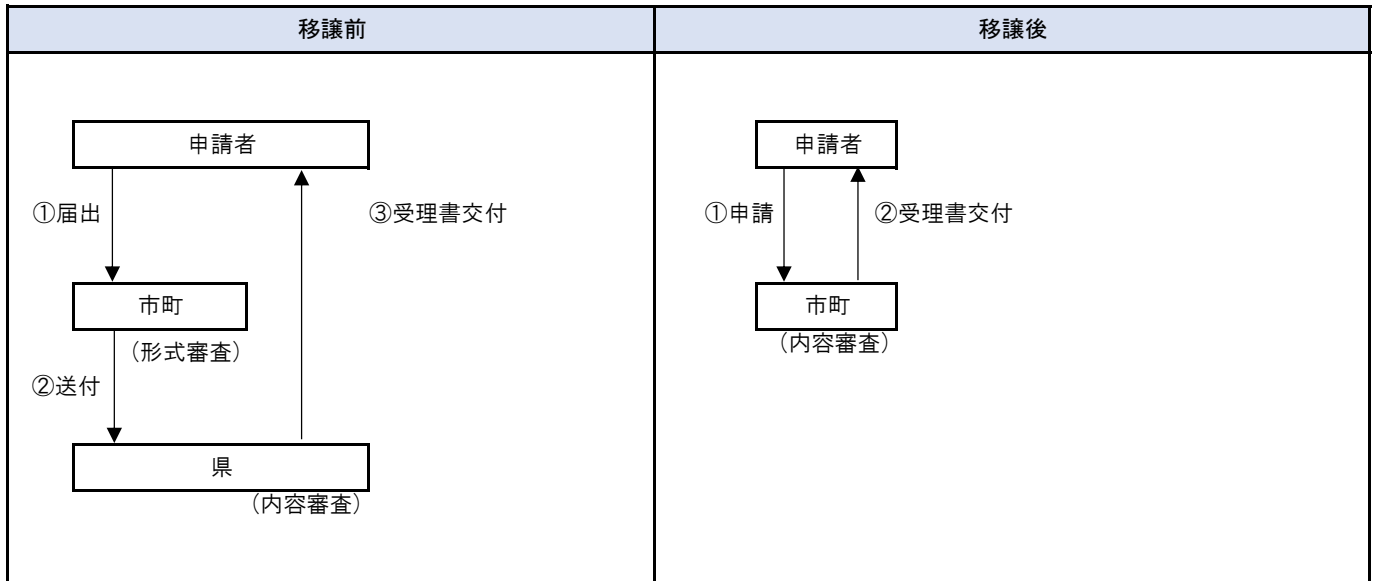
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の届出の受理、計画変更、改善命令等 ・ 公害防止の協力要請等 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の事情に精通した市町が指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 ・ 市町が届出の受理を行うことにより、県への送達が必要となり、申請から処分までの期間短縮が図られる。 							
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 水質汚濁防止法 							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	1	町	0
県担当課	本庁	環境保全課大気環境担当 環境保全課水環境担当		出先機関	環境森林(管理)事務所			

2. 移譲項目

(項目数：22)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり処理 時間
ばい煙、粉じん及び排水に係る規制事務	第7条	特定施設の設置の届出の受理	6	1.60
	第8条	特定施設の使用届出の受理	0	1.60
	第9条	特定施設の構造等の変更の届出の受理	6	1.60
	第10条	氏名の変更等の届出の受理	15	0.20
	第11条第3項	承継届出受理	1	0.20
	第12条第1項	計画変更命令	0	2.00
	第12条第2項	計画廃止命令	0	2.00
	第13条第2項	実施の制限期間短縮	0	0.10
	第16条	改善命令等	0	3.00
	第17条第1項	勧告	0	3.00
	第17条第2項	勧告命令	0	3.00
	第18条	改善措置の届出受理	0	2.50
	第22条	改善命令等	0	20.00
	第23条第1項	勧告	0	3.00
	第23条第2項	勧告命令	0	3.00
	第24条(第18条準用)	改善措置の届出の受理	0	2.50
公害の防止等に関するその他の措置事務	第43条第1項	公害防止の協力要請	0	2.00
	第43条第2項	公害の防止の緊急措置の協力要請	0	2.00
	第49条第2項	事故時における措置の概要報告の受理	0	24.00
	第49条第3項	事故時における応急の措置命令	0	15.00
	第65条	報告の徴収(地球温暖化に係るものを除く)	0	1.10
	第66条第1項	特定工場等への立入検査	47	2.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・ 栃木県環境保全事務処理要領
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 市町において、審査基準を定めた規定が必要となる。
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 工場・事業場情報管理システムの導入が必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 市町職員の実務研修の受入 ・ 検査業務への同行支援 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	62	法令名	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	分野	環境		
事務名	化学物質排出量等に関する事項の届出等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定化学物質の排出量等に関する事項の届出の経由及び意見の付与 ・ 国から通知された事項の集計及びその結果の公表 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所が所在する市町が実施することにより、事業者からの問合せや届出内容の確認などに的確に対応することが可能になる。 							
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	1	町	0
県担当課	本庁	環境保全課大気環境担当		出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

(項目数：13)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
化学物質排出量等に関する事項の届出等に関する事務	第5条第3項	第1種指定化学物質の排出量等に関する事項の届出の経由及び意見の付与	603	0.30
	第6条第3項	対応化学物質分類名による届出に係る事項の通知の受理	0	0.20
	第7条第2項	対応化学物質分類名に関する請求を認めない旨の決定等に係る第1種指定化学物質の名称の通知の受理	0	0.20
	第7条第3項	対応化学物質分類名を維持する旨の請求がないときの第1種指定化学物質の名称の通知の受理	0	0.20
	第7条第5項	対応化学物質分類名による届出に係る事項の説明の要求	0	0.30
	第8条第2項	ファイル記録事項の通知の受理	0	0.20
	第8条第4項	ファイル記録事項の集計結果の通知の受理	0	0.20
	第8条第5項	通知に係る事項の集計及びその結果の公表	0	24.00
	第13条第1項	国が行う調査に関する資料の提供の要求又は意見の陳述	0	0.20
	省令第12条第1項	法第5条第2項の届出を電子情報処理組織による場合の届出の受理	45	0.20
	省令第12条第2項	識別番号及び暗証番号の通知	45	0.30
	省令第12条第3項	電子情報処理組織の使用廃止の届出の受理	0	0.20
	省令第12条第4項	電子情報処理組織の使用の停止	0	0.30

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<p>法第5条関係</p> <pre> graph TD 事業者[事業者] 県[県] 国[国] 県 -- 照会 --> 事業者 県 -- 照会 --> 国 事業者 -- 届出 --> 県 県 -- 経由 --> 国 </pre>	<pre> graph TD 事業者[事業者] 市町[市町] 国[国] 市町 -- 照会 --> 事業者 市町 -- 照会 --> 国 事業者 -- 届出 --> 市町 市町 -- 経由 --> 国 </pre>
<p>省令第12条関係</p> <pre> graph TD 事業者[事業者] 県[県] 国[国] 県 -- 通知 --> 事業者 県 -- 通知 --> 国 事業者 -- 届出 --> 県 県 -- 経由 --> 国 </pre>	<pre> graph TD 事業者[事業者] 市町[市町] 国[国] 市町 -- 通知 --> 事業者 市町 -- 通知 --> 国 事業者 -- 届出 --> 市町 市町 -- 経由 --> 国 </pre>

4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人製品評価技術基盤機構
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調査

事務No.	63	法令名	水質汚濁防止法	分野	環境		
事務名	特定施設の設置届出受理等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の届出等の受理、計画変更命令、改善命令等 ・ 水質事故や地下水浄化に係る措置命令 ・ 水質汚濁状況の常時監視、大臣への報告、結果の公表等 ・ 事業者等に対する報告徴収、立入検査 ・ 緊急時等の措置命令等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の事情に精通した市町が指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 ・ 市町が届出の受理を行うことにより、県への送達が不要となり、申請から処分までの期間短縮が図られる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例（特定施設の届出受理等） 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	環境保全課水環境担当	出先機関	環境森林（管理）事務所			

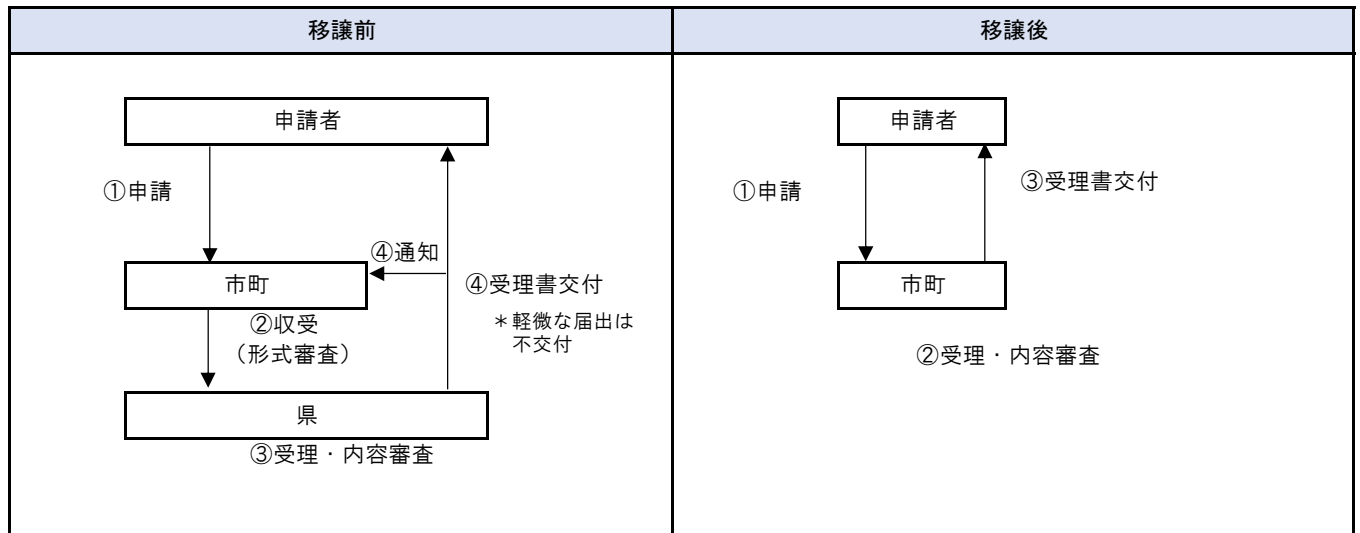
2. 移譲項目

（項目数：26）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
特定事業に係る規制に関する事務	第5条第1項	特定施設の設置届出の受理	148	2.00
	第5条第2項	有害物質使用特定施設の設置届出の受理	0	0.50
	第5条第3項	有害物質使用特定施設（第1項、第2項を除く）及び有害物質貯蔵指定施設の設置届出の受理	8	2.00
	第6条第1項	特定施設の使用届出の受理	2	0.50
	第6条第2項	特定施設の使用届出の受理	0	0.50
	第7条	特定施設の構造等変更届出の受理	109	1.00
	第8条第1項	特定施設の計画変更命令等	0	5.00
	第8条第2項	特定施設の計画変更命令等	0	5.00
	第9条第2項	実施制限期間の短縮	0	0.50
	第10条	特定施設の氏名変更等届出の受理	228	0.50
	第11条第3項	特定施設の承継届出の受理	26	0.50
	第13条第1項	特定施設の使用停止、改善命令	0	10.00
	第13条の2第1項	有害物質使用特定施設の使用停止、改善命令	0	10.00
	第13条の3	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等に関する使用停止、改善命令	0	10.00
	第14条の2第1項	水質事故状況等届出の受理	0	0.50
	第14条の2第2項	指定事業場の水質事故状況等届出の受理	1	1.00
	第14条の2第3項	油流出事故状況等届出の受理	0	0.50
	第14条の2第4項	事故時における措置命令	0	10.00
	第14条の3第1項	地下水の水質浄化に係る措置命令	0	10.00
	第14条の3第2項	特定事業場の設置者であった者への地下水の水質浄化に係る措置命令	0	10.00

水質汚濁の状況の監視に関する事務	第15条第1項	水質汚濁状況の常時監視	1	30.00
	第15条第2項	常時監視結果の環境大臣への報告	1	50.00
	第17条第1項	常時監視結果の公表	1	10.00
	第18条第1項	緊急時における措置命令	0	10.00
	第22条第1項	報告徴収及び立入検査	0	10.00
	第23条第4項	公共用水域等の被害に対する措置要請	0	5.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁防止法施行令 ・ 水質汚濁防止法施行規則 ・ 排水基準を定める総理府令
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人 産業環境管理協会
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場・事業場情報管理システムの導入が必要となる。
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 市町職員の実務研修の受入 ・ 検査業務への同行支援 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	64	法令名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	分野	環境		
事務名	特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等に関する事務			区分	工	重点移譲	○

1 基本情報

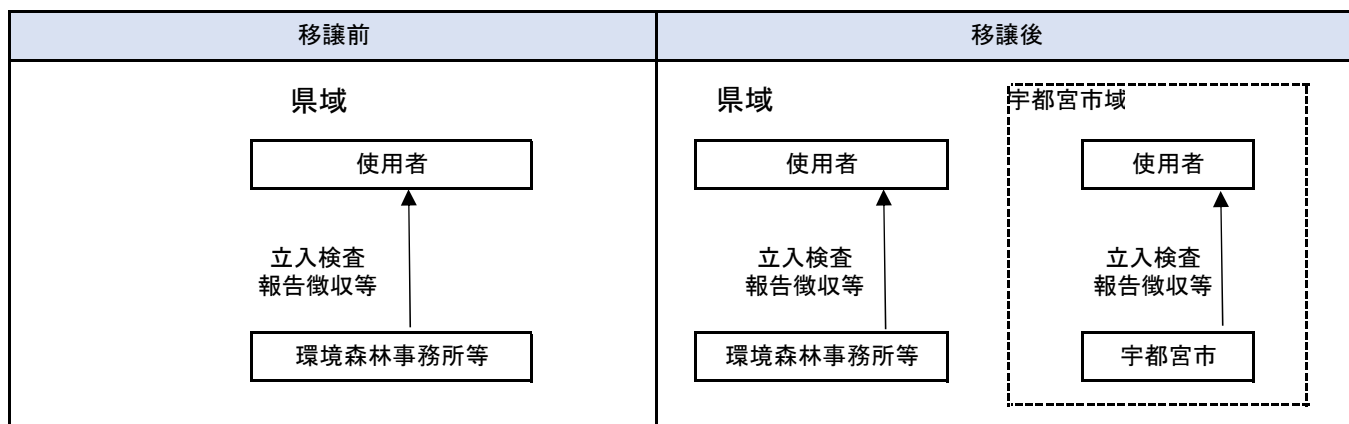
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令 ・ 特定特殊自動車を業として使用する者に対する指導及び助言 ・ 特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収 ・ 特定特殊自動車の使用者等の工場等への立入検査 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市では既に大気汚染防止法等の事務を行っており、特定特殊自動車の使用者に対する指導監督を併せて実施することにより、宇都宮市での一体的・総合的な大気環境行政の推進が可能となる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲対象市町は中核市に限る。 ・ 化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 ・ 技術基準適合命令を実施する前提として、特定特殊自動車の排出ガスの測定業務委託を行い、排出ガスの黒煙度や光吸収係数等の結果を得る必要がある。 						
移譲の状況	法令移譲	なし	特例条例	市	1	町	0
県担当課	本庁	環境保全課大気環境担当	出先機関	環境森林(管理)事務所			

2. 移譲項目

(項目数：4)

事務の名称	条項	権限の内容	前年度 処理件数	1件当たり 処理時間
特定特殊自動車の使用者の法施行	第18条第1項	特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令	0	4.00
	第28条第2項	特定特殊自動車の業として使用する者に対する指導及び助言	0	2.00
	第29条第2項	特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収	0	2.00
	第30条第2項	特定特殊自動車の使用者等の工場等への立入検査	0	2.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 栃木県環境保全事務処理要領
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 当該事務を実施するため、事務処理要領を制定（改正）する必要がある。
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 事務処理マニュアルや県事務処理要領の配布 ・ 移譲直後における立入検査業務への同行支援 ・ 相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	65	法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	分野	環境		
事務名	廃棄物再生事業者の登録等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物再生事業者の登録 ・ 変更の届出の受理 ・ 休廃止の届出の受理 ・ 登録の取消し 								
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中核市である宇都宮市においては、既に一般廃棄物及び産業廃棄物に係る許可（施設、業）の事務を行っており、廃棄物再生事業者の登録に係る事務を併せて行うことにより、より効率的な廃棄物行政の推進が可能となる。 								
包括移譲	・ 該当なし								
特記事項	・ 移譲対象市町は中核市に限る。								
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし			特例条例	市	0	町	—
県担当課	本庁	廃棄物対策課廃棄物対策担当			出先機関	・ 該当なし			

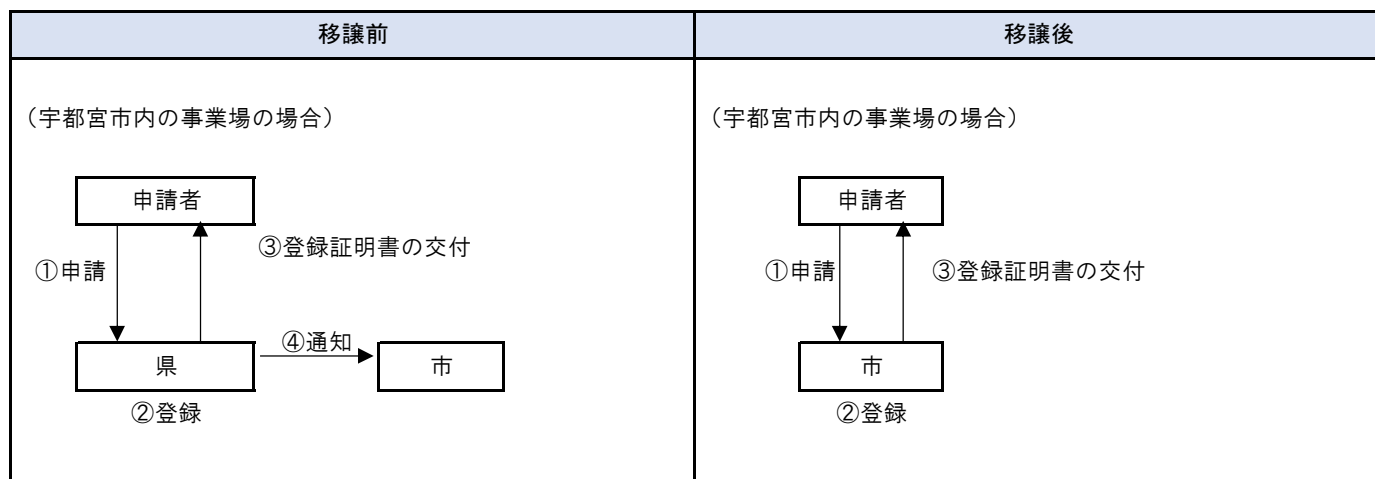
2. 移譲項目

（項目数：4）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
廃棄物再生事業者の登録に関する事務	第20条の2第1項	廃棄物再生事業者の登録	0	7.00
	政令第20条	変更の届出の受理	0	4.00
	政令第21条	休廃止の届出の受理	0	4.00
	政令第22条	登録の取消し	0	※

※県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・ 市において、手数料条例（廃棄物処理条例）の改正が必要となる。・ 市において、行政手続法に基づく標準処理期間及び審査基準の設定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・ 事務処理要領の提供・ 研修会の開催・ 移譲市からの相談に対する随時対応
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	66	法令名	砂利採取法	分野	産業		
事務名	砂利採取計画の認可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	○

1 基本情報

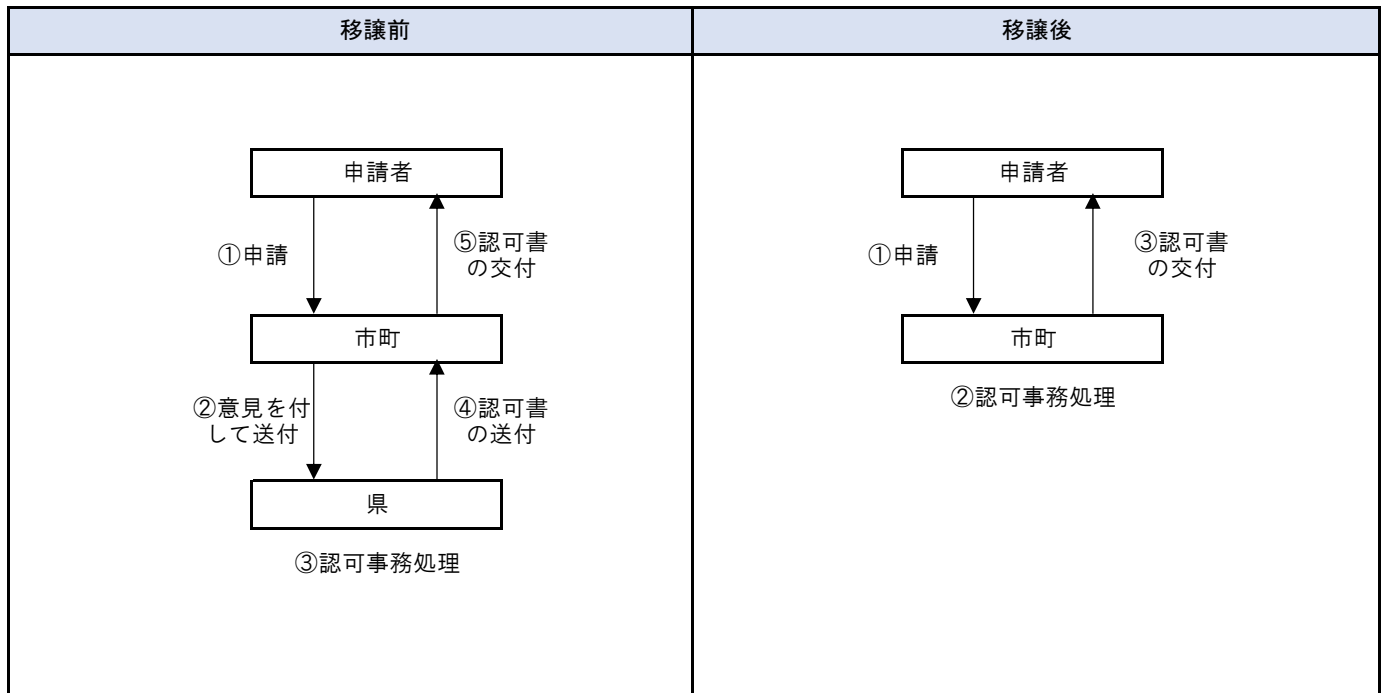
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂利の採取計画の認可 ・ 砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理 ・ 認可採取計画の変更、災害防止措置等の命令 ・ 認可の取消し又は砂利採取の停止の命令 ・ 砂利採取業を行う者に対する報告徴収、立入検査 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者にも最も身近な市町に権限を移譲することにより、事業者の負担軽減や利便性の向上が期待できるほか、事務処理の迅速化が図られる。 ・ 砂利採取法の認可にあたっては、農地転用許可や林地開発許可など、すでに多くの市町に権限が移譲されている事務との調整が不可欠であり、当該関係法令との一体的な事務処理が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲の範囲は、砂利採取場の区域が単一の市町の区域を越えない場合に限る。 ・ 砂利採取場の区域が河川区域等の区域内にある場合は移譲の範囲から除く。 						
移譲の状況	法令移譲	指定都市	特例条例	市	1	町	0
県担当課	本庁	工業振興課鉱政担当	出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

(項目数：18)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
砂利採取計画の認可等に関する事務	第16条(第2号除く)	砂利の採取計画の認可	38	10.5
	第20条第1項	砂利の採取計画の変更の認可	11	7.5
	第20条第2項	砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理	0	2
	第20条第3項	氏名等の変更の届出の受理	0	2
	第22条	認可採取計画の変更の命令	0	10.5
	第23条第1項	災害の防止のための必要な措置等の命令	0	10.5
	第23条第2項	災害の防止のための必要な措置等の命令	0	10.5
	第24条	砂利の採取の廃止の届出の受理	40	3
	第26条	認可の取消し又は砂利の採取の停止の命令	0	13.5
	第31条第1項	砂利の採取計画の認可の条件の付与	認可と一体の事務	
	第33条	砂利採取業を行う者に対する業務に関する報告の徴収	4	2
	第34条第2項	砂利採取業を行う者の事務所等に係る立入検査又は質問	5	3
	第36条第4項	通報	認可と一体の事務	
	第37条第1項	要請の受理	37条2項と一体の事務	
	第37条第2項	調査及び措置	0	2
	第38条第1項	砂利の採取の停止の命令に係る聴聞	26条と一体の事務	
	第41条の2	経済産業大臣の指示の受理等	0	2
	第43条	国又は地方公共団体との協議	0	10.5

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂利採取法施行令 ・ 砂利の採取計画等に関する規則 ・ 栃木県砂利採取計画認可事務取扱要綱 ・ 栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県陸砂利採取業協同組合
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町において、手数料条例の改正が必要となる。 ・ 市町において、砂利採取計画認可事務取扱要綱の制定が必要となる。 ・ 市町において、土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱の制定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 現地調査への同行支援 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	67	法令名	採石法	分野	産業		
事務名	岩石採取計画の認可等に関する事務			区分	イ	重点移譲	

1 基本情報

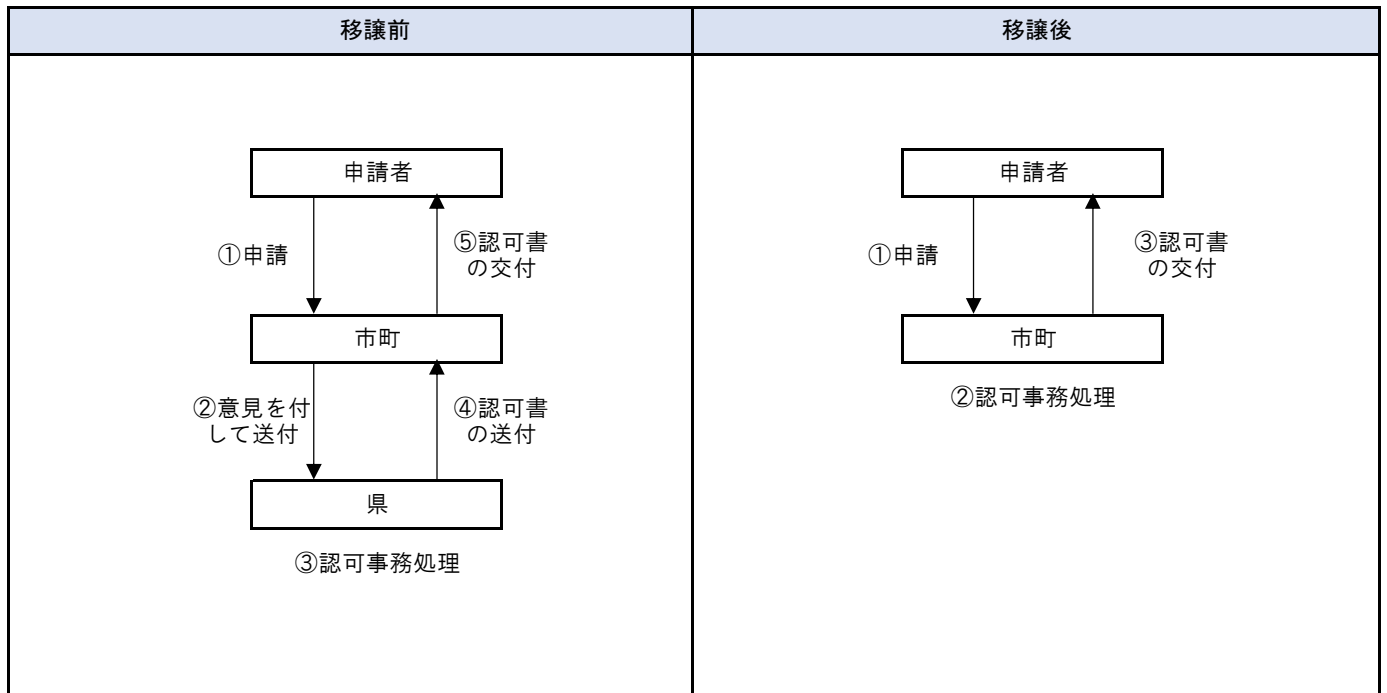
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩石採取計画の認可 ・ 岩石採取計画の軽微な変更の届出の受理 ・ 認可採取計画の変更、災害防止措置等の命令 ・ 認可の取消し又は岩石採取の停止の命令 ・ 採石業を行う者に対する報告徴収、立入検査 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者にもっと身近な市町に権限を移譲することにより、事業者の負担軽減や利便性の向上が期待できるほか、事務処理の迅速化が図られる。 ・ 採石法の認可にあたっては、林地開発許可など、すでに多くの市町に権限が移譲されている事務との調整が不可欠であり、当該関係法令との一体的な事務処理が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	・ 移譲の範囲は、採石場の区域が単一の市町の区域を越えない場合に限る。						
移譲の状況	法令移譲	指定都市	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	工業振興課鉱政担当	出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

(項目数：18)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
岩石採取の認可等に関する事務	第33条	岩石の採取計画の認可	12	14.5
	第33条の5第1項	岩石の採取計画の変更の認可	3	9.5
	第33条の5第2項	岩石の採取計画の軽微な変更の届出の受理	0	2
	第33条の5第4項	氏名等の変更の届出の受理	0	2
	第33条の6	意見の聴取及び通報	認可と一体の事務	
	第33条の7第1項	認可に係る条件の付与	認可と一体の事務	
	第33条の9	認可採取計画の変更の命令	0	12.5
	第33条の10	岩石の採取の休止又は廃止の届出の受理	3	3
	第33条の12	認可の取消し又は岩石の採取の停止の命令	0	13.5
	第33条の13第1項	災害の防止のための必要な措置等の命令	0	12.5
	第33条の13第2項	災害の防止のための必要な措置等の命令	0	12.5
	第33条の14第1項	要請の受理	0	2
	第33条の14第2項	調査・措置	0	2
	第33条の17	災害の防止のため必要な設備をすることの命令	0	12.5
	第34条の4第1項	岩石の採取の停止の命令に係る聴聞	第33条の12と一体の事務	
	第42条第1項	報告の徴収又は岩石採取場等に係る立入検査	4	3
	第42条の2	国又は地方公共団体との協議	0	14.5
	第42条の2の2	経済産業大臣の指示の受理等	0	2

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・採石法施行令 ・採石法施行規則 ・栃木県岩石採取計画認可事務取扱要綱
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県砕石工業協同組合 等
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・市町において、手数料条例の改正が必要となる。 ・市町において、岩石採取計画認可事務取扱要綱の制定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理マニュアルの配布 ・研修会の開催 ・現地調査への同行支援 ・移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	68	法令名	中小企業団体の組織に関する法律	分野	産業		
事務名	協業組合の設立の認可等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協業組合の設立の認可 ・定款変更の認可 ・役員変更届出の受理 ・組合解散届の受理 ・協業組合に対する報告徴収、立入検査、指導監督、業務改善命令、解散命令 等 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者身近な市町が各種届出を受理することにより、事業者の負担軽減や利便性の向上が図られる。 ・地域の事情に精通した市町が協業組合に対する指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 							
包括移譲	・該当なし							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・移譲の範囲は、法人の主たる事務所が単一の市町内にあるものであって、その行う事業が当該市町の区域を越えない場合に限る。 ・協業組合が実施する事業の内容によっては国との共管組合となるため、関係省庁との調整が必要となる。 							
移譲の状況	法令移譲	・該当なし		特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	経営支援課中小・小規模企業支援室		出先機関	・該当なし			

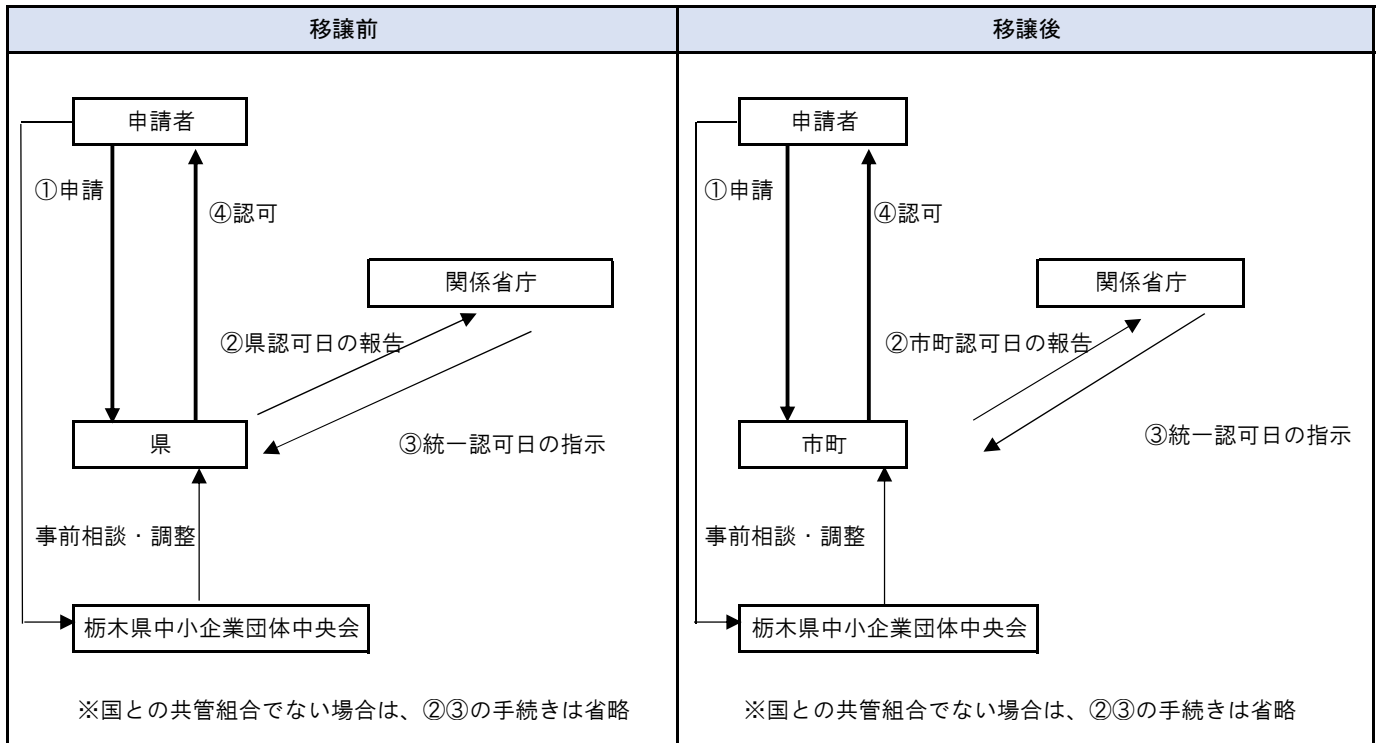
2. 移譲項目

(項目数：9)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
協業組合の設立の認可等に関する事務	第5条の7第2項	事業の転換の認可	0	※
	第5条の17第1項	協業組合設立の認可	0	6.00
	第5条の23第3項	役員変更届の受理、総会の招集の承認及び定款変更の認可	0	1.00
	第5条の23第4項	解散届の受理及び合併の認可	0	1.00
	第5条の23第5項	解散の登記の嘱託	0	※
	第5条の23第6項	報告の受理、措置、検査、命令、官報掲載	0	※
	第95条第4項	組織変更の認可	0	※
	第95条第7項	協業組合への組織変更に係る届出の受理	0	※
	第100条の11	協業組合への組織変更に係る届出の受理	0	※

※県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業協同組合の設立及び運営指導に関する要領（平成12年4月1日施行） ・ 火災共済協同組合の設立及び運営指導に関する要領（平成12年4月1日施行） ・ 商店街振興組合等の設立及び運営指導に関する要領（平成13年4月1日施行） ・ 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律における組合が支援できる組合員の新たな事業分野への進出及び員外利用の特例に係る運用指針（平成14年4月1日施行） ・ 協業組合の設立等認可に関する要領（平成15年4月1日施行） ・ 外国人技能実習生共同受入事業に関する県認可方針等（平成18年4月1日施行）
関係機関・団体	・ 栃木県中小企業団体中央会
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準の提供 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	69	法令名	中小企業等協同組合法	分野	産業		
事務名	組合の設立の認可等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合の設立の認可 ・ 定款変更の認可 ・ 役員変更届出の受理 ・ 協同組合解散届の受理 ・ 協同組合に対する報告徴収、立入検査、指導監督、業務改善命令、解散命令 等 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者身近な市町が各種届出を受理することにより、事業者の負担軽減や利便性の向上が図られる。 ・ 地域の事情に精通した市町が協同組合に対する指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 							
包括移譲	・ 該当なし							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲の範囲は、法人の主たる事務所が単一の市町内にあるものであって、その行う事業が当該市町の区域を越えない場合に限る。 ・ 組合が実施する事業の内容によっては国との共管組合となるため、関係省庁との調整が必要となる。 							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	経営支援課中小・小規模企業支援室		出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

(項目数：44)

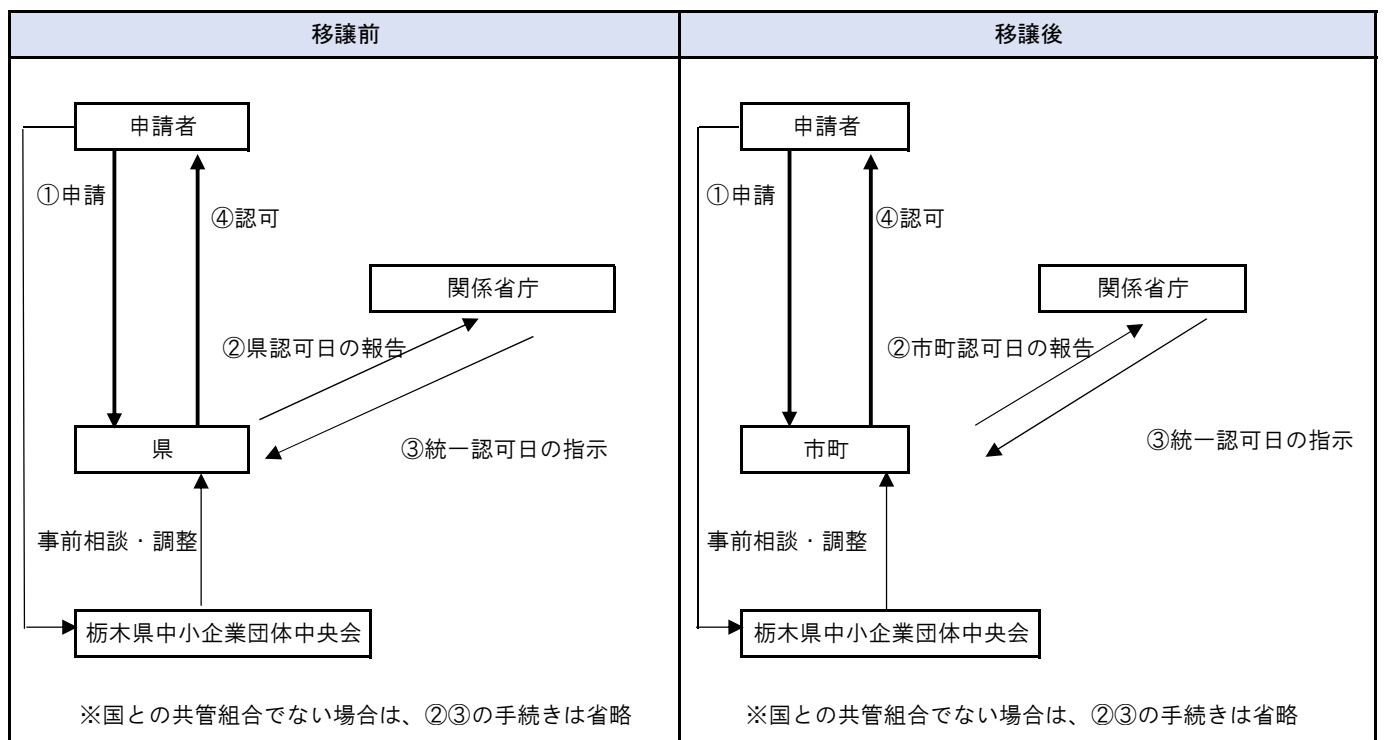
事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
組合の設立の認可等に関する事務	第9条の2第7項	他の事業を行うことの承認	0	※ 2
	第9条の2の3第1項	員外利用の特例の認可	0	※ 2
	第9条の2の3第2項	員外利用の特例の認可の取消し	0	※ 2
	第9条の6の2第1項	共済規程の認可	0	※ 2
	第9条の6の2第4項	共済規程の変更又は廃止の認可	0	※ 2
	第9条の7の5第2項	立入検査等	0	※ 2
	第9条の7の5第2項	業務改善の命令	0	※ 2
	第9条の7の5第2項	共済契約の募集停止の命令	0	※ 2
	第9条の9第4項	他の事業を行うことの承認	0	※ 2
	第27条の2第1項	設立の認可	5	6.00
	第35条の2	変更の届出の受理	6	1.00
	第48条	臨時総会等の招集の承認	0	※ 2
	第51条第2項	定款変更の認可	36	4.00
	第57条の5	余裕金運用の認可	0	※ 2
	第58条の4	健全性の基準の設定	0	※ 2
	第58条の7第2項	意見書の写しの受理	0	※ 2
	第58条の7第3項	説明又は意見の聴取	0	※ 2
	第58条の8	共済計理人の解任の命令	0	※ 2
	第62条第2項	解散の届出の受理	6	1.00
	第62条第4項	解散の決議の認可	0	※ 2
第66条第1項	合併の認可	0	※ 2	

第96条第5項	解散の登記の嘱託(3年毎に実施)	0	※2
第104条第1項	不服申出の受理	0	※2
第104条第2項	不服申出に必要な措置	0	※2
第105条第1項	検査請求の受理	1	20.00
第105条第2項	業務又は会計状況の検査	1	※1
第105条の2第1項	決算関係報告の受理	18	2.00
第105条の2第2項	書類の受理	0	※2
第105条の3第1項	報告の徴収	0	※2
第105条の3第2項	報告の徴収	0	※2
第105条の3第3項	報告の徴収及び資料の提出の要求	0	※2
第105条の3第4項	報告の徴収及び資料の提出の要求	0	※2
第105条の4第1項	検査	0	※2
第105条の4第2項	立入検査及び質問	0	※2
第105条の4第3項	検査	0	※2
第105条の4第4項	立入り検査及び質問	0	※2
第106条第1項	措置命令	1	60.00
第106条第2項	解散命令(3年毎に実施)	0	80.00
第106条第3項	官報への掲載	0	8.00
第106条の2第1項	定款等に定めた事項等の変更の命令	0	※2
第106条の2第2項	改善計画の提出の要求又は改善計画の変更その他の措置の命令	0	※2
第106条の2第4項	認可の取消し	0	※2
第106条の2第5項	業務の停止等の命令又は認可の取消し	0	※2
第106条の3	届出の受理	1	1.00

※1 処理時間は事案によって異なる。(長期間にわたることが想定される。)

※2 県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業協同組合の設立及び運営指導に関する要領（平成12年4月1日施行） ・ 火災共済協同組合の設立及び運営指導に関する要領（平成12年4月1日施行） ・ 商店街振興組合等の設立及び運営指導に関する要領（平成13年4月1日施行） ・ 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律における組合が支援できる組合員の新たな事業分野への進出及び員外利用の特例に係る運用指針（平成14年4月1日施行） ・ 協業組合の設立等認可に関する要領（平成15年4月1日施行） ・ 外国人技能実習生共同受入事業に関する県認可方針等（平成18年4月1日施行）
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県中小企業団体中央会
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準の提供 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	70	法令名	中心市街地の活性化に関する法律	分野	産業		
事務名	大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理に関する事務			区分	工	重点移譲	○

1 基本情報

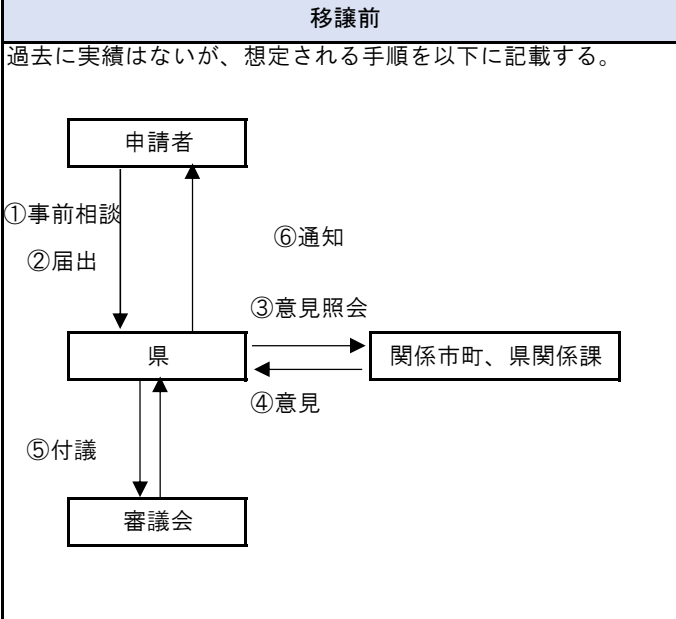
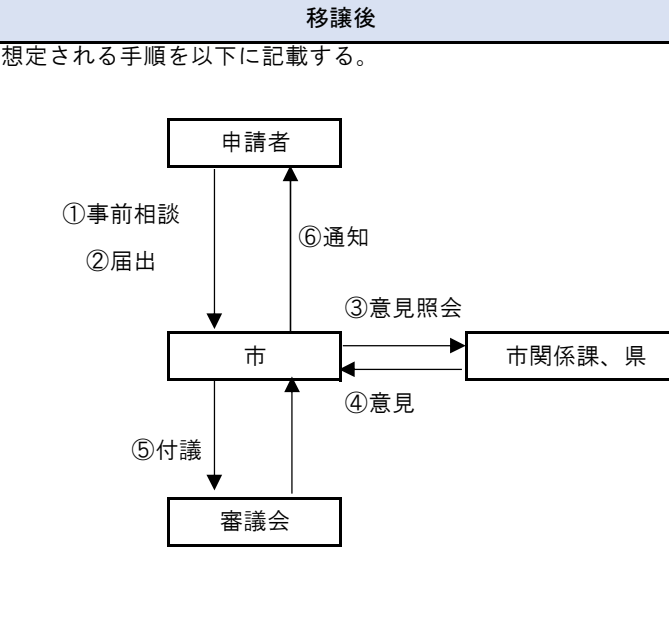
権限の概要	・ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗立地法の権限移譲市が事務を行うことにより、効率的かつ一体的な事務処理が期待できる。 ・ 大規模小売店舗立地法の権限移譲市において、地域住民の意向や地域の特色を反映した行政運営が可能となる。 							
包括移譲	・ 該当なし							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲対象は、大規模小売店舗立地法の権限移譲市（10市）に限る。 ・ 届出の受理以降の事務は、大規模小売店舗立地法に基づいて行うこととなる。 							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	7	町	—
県担当課	本庁	経営支援課商業活性化担当		出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

（項目数：1）

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
届出の受理に関する事務	第38条第2項	大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理	0	20.0

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<p>過去に実績はないが、想定される手順を以下に記載する。</p>  <pre> graph TD A[申請者] -- ①事前相談 --> B[県] B -- ②届出 --> A B -- ③意見照会 --> C[関係市町、県関係課] C -- ④意見 --> B B -- ⑤付議 --> D[審議会] D -- ⑥通知 --> A </pre>	<p>想定される手順を以下に記載する。</p>  <pre> graph TD A[申請者] -- ①事前相談 --> B[市] B -- ②届出 --> A B -- ③意見照会 --> C[市関係課、県] C -- ④意見 --> B B -- ⑤付議 --> D[審議会] D -- ⑥通知 --> A </pre>

4. 関連情報

関係法令等	・ 大規模小売店舗立地法
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 移譲市において、大規模小売店舗立地法に係る事務処理要領の改正が必要となる場合がある。
審議会等の設置	・ 移譲市において、県大規模小売店舗立地審議会を活用する。
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 研修会の開催 ・ 移譲市からの相談に対する随時対応 等 (※大規模小売店舗立地法に係る事務処理と同様の支援を実施)
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	71	法令名	農業協同組合法	分野	農業		
事務名	農事組合法人に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

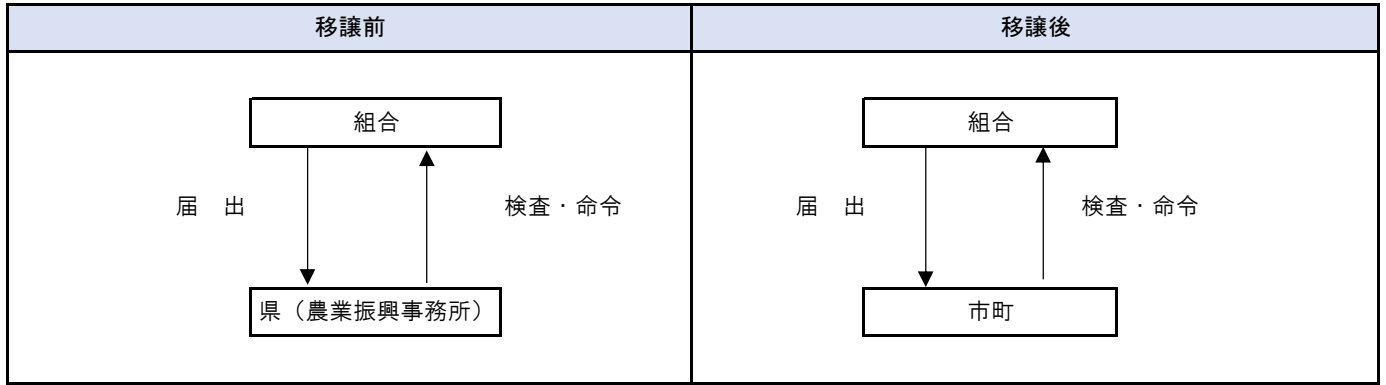
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農事組合法人の成立等の届出の受理 ・農事組合法人に対する資料の提出命令 ・農事組合法人の検査 ・農事組合法人に対する解散命令 等 								
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な市町が農事組合法人に係る届出を受理することにより、住民・事業者の負担が軽減される。 ・地域の実情に精通した市町が組合に対する指導監督を行うことにより、より迅速な対応が可能となる。 								
包括移譲	・該当なし								
特記事項	・移譲の範囲は、法人の主たる事務所が単一の市町内にあるものであって、その行う事業が当該市町の区域を越えない場合に限る。								
移譲の状況	法令移譲	・該当なし			特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	経済流通課団体指導担当			出先機関	農業振興事務所			

2. 移譲項目

(項目数：16)

事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり 処理時間
農事組合法人の届出の受理等に関する事務	第72条の22	農事組合法人の一次理事の選任	0	4.00
	第72条の24第3号	監事からの報告の受理	0	0.50
	第72条の29第2項	農事組合法人の定款の変更の届出の受理	3	0.50
	第72条の32第4項	農事組合法人の成立の届出の受理	6	0.50
	第72条の34第2項	農事組合法人の解散の届出の受理	0	0.50
	第72条の35第3項	農事組合法人の合併の届出の受理	0	0.50
	第72条の43第3項	裁判所から知事が意見を求められた場合等における農事組合法人に関する意見の陳述及び調査	0	2.00
	第72条の43第4項	知事が裁判所に意見を述べる場合における農事組合法人に関する意見の陳述	0	2.00
	第72条の44	農事組合法人の清算結了の届出の受理	0	0.50
	第73条の10	出資農事組合法人の組織変更の届出の受理	0	0.50
農事組合法人の監督に関する事務	第93条第1項	農事組合法人に対する資料の提出命令	0	1.00
	第94条第2項	農事組合法人の検査	0	8.00
	第95条第1項	農事組合法人に対する資料の提出命令に対する必要な措置命令	0	8.00
	第95条第2項	農事組合法人に対する業務の停止及び役員の変更命令	0	8.00
	第95条の2	農事組合法人に対する解散命令	0	8.00
	第95条の3第1項	農事組合法人に対する解散命令の要旨の官報掲載	0	0.50

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 農事組合法人届出提出要領
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 市町において、届出に関する必要な事項について定めた要領の制定が必要となる。
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 県作成の農事組合法人届出提出要領等を配付
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	72	法令名	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	分野	農業		
事務名	導入計画の認定等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

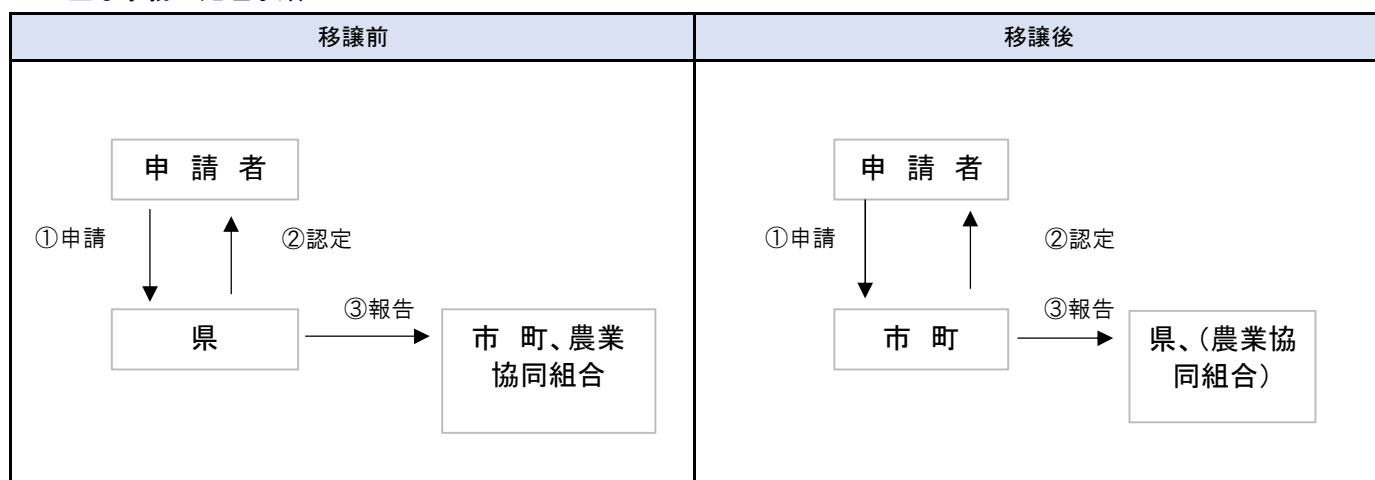
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（変更を含む）の認定、取消 ・ 認定導入計画の実施状況についての報告徴収 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者に身近な市町が計画等を受理することにより、農業者の負担が軽減される。 ・ 市町が新たにエコファーマーの認定を行うことにより、地域の実情に合わせた主体的・総合的な農業行政を展開できる。 							
包括移譲	・ 該当なし							
特記事項	農業生産技術や肥料、農薬に関する専門的な知識を有する職員の配置が必要である。							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	経営技術課環境保全型農業担当		出先機関	農業振興事務所			

2. 移譲項目

（項目数：5）

事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり 処理時間
導入計画の認定等に関する事務	第4条第3項	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定	591	2.00
	第5条第1項	変更届出の受理	0	0.50
	第5条第2項	認定の取消	0	4.00
	第5条第3項	計画変更の認定	0	2.00
	第9条	実施状況の報告徴収	0	0.50

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令・ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する施行規則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・ 市町において、持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領の制定が必要となる。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・ 研修会の開催・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	73	法令名	農薬取締法	分野	農業		
事務名	販売者の届出の受理等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

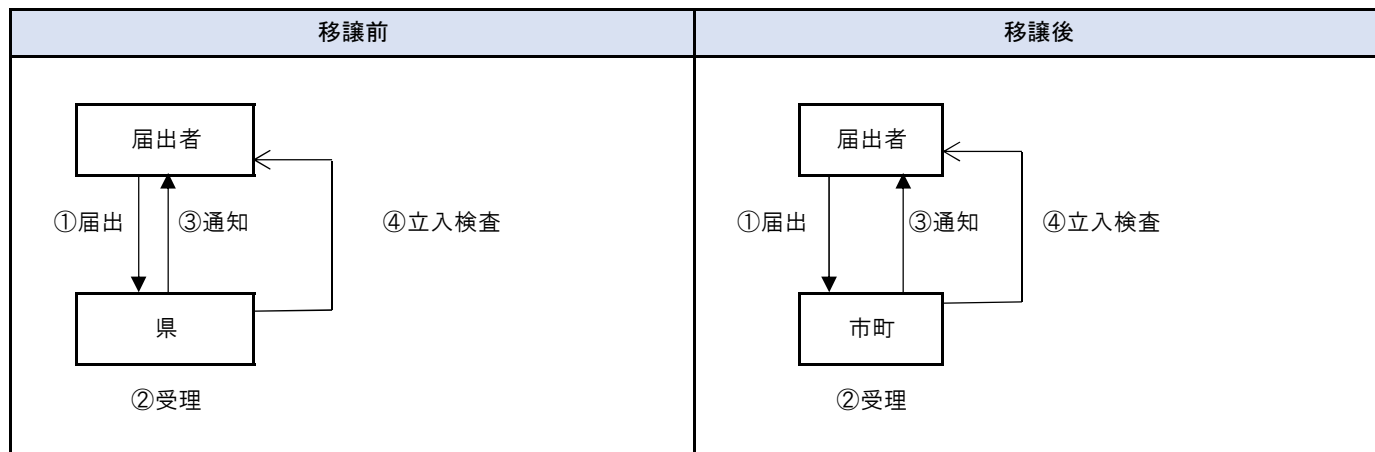
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬販売届等の受理 ・ 販売者への報告徴収、立入検査、販売制限・禁止 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者身近な市町が農薬販売に係る届出を受理することにより、事業者の負担が軽減される。 ・ 地域の実情に精通した市町が販売者への立入検査等を行うことにより、迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	・ 農薬に関する専門的な知識を有する職員の配置が必要である。						
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	経営技術課環境保全型農業担当	出先機関	農業環境指導センター			

2. 移譲項目

(項目数：9)

事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり 処理時間
農薬販売届出の受理に関する事務	第8条第1項	販売者の届出の受理	5	2.17
	第8条第2項	販売者の変更届の受理	101	1.83
販売者への報告徴収・立入検査等に関する事務	第13条第1項	報告徴収、立入検査、集取の対価の支払	172	4.00
	第13条第2項	大臣報告	0	4.00
	第13条第3項	第1項以外の場合の報告徴収、立入検査、集取の対価の支払	0	4.00
	第14条第2項	第13条の3による販売制限、禁止	0	4.00
	第14条第4項	第2項以外の場合の販売制限、禁止	0	4.00
	令第4条第5項	報告・集取・検査結果の大臣報告	0	4.00
	令第4条第6項	販売制限・禁止した旨の大臣報告	0	4.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	・ 農業取締法施行令 ・ 農業取締法施行規則
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 市町において、必要に応じて事務処理の執行のための要領等を策定する必要がある。
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たったの支援等	・ 研修会の開催 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	74	法令名	肥料取締法	分野	農業		
事務名	販売者の届出の受理等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

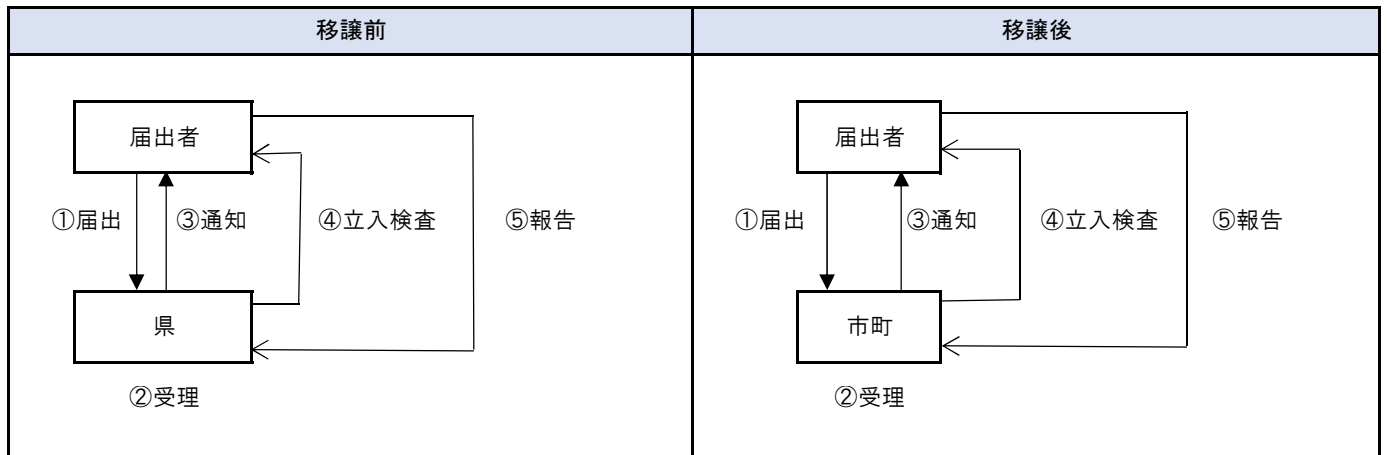
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料販売業務開始届出書等の受理 ・ 販売者への報告徴収、立入検査、肥料の譲渡制限・禁止 ・ 検査結果の公表 ・ 事故肥料の譲渡の許可、許可証の交付、成分表添付の命令 								
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者身近な市町が肥料販売に係る届出を受理することにより、事業者の負担が軽減される。 ・ 地域の実情に精通した市町が販売者への立入検査等を行うことにより、迅速な対応が可能となる。 								
包括移譲	・ 該当なし								
特記事項	・ 土壌肥料に関する専門的な知識を有する職員の配置が必要である。								
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし			特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	経営技術課環境保全型農業担当			出先機関	農業環境指導センター			

2. 移譲項目

(項目数: 15)

事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり 処理時間
事故肥料の譲渡の許可に関する事務	第19条第2項	譲渡の許可	0	2.00
肥料販売届出の受理に関する事務	第23条第1項	販売業務の届出受付	29	2.17
	第23条第2項	変更・廃止の届出受付	112	1.83
販売者への報告徴収・立入検査等に関する事務	第29条第3項	業務の報告徴収	0	4.00
	第29条第4項	違反判明時の大臣への報告	0	2.00
	第30条第3項	立入検査、質問・肥料収去	0	4.00
	第30条第4項	違反判明時の大臣への報告	0	4.00
	第30条第7項	検査結果の公表	0	2.00
	第31条第2項	肥料の譲渡・引渡し制限・禁止	0	4.00
	第31条第3項	肥料の譲渡・引渡し制限・禁止	0	4.00
	第31条第7項	大臣・全知事への処分の通知	0	4.00
	第33条第1項	処分に係る聴聞	0	4.00
	第34条第3項	異議申立てに係る意見聴取	0	4.00
譲渡許可の交付等に関する事務	政令第4条	許可証の交付	0	2.00
	政令第5条第1項	成分表添付の命令	0	2.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料取締法施行令 ・ 肥料取締法施行規則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町において、必要に応じて事務処理の執行のための要領等を策定する必要がある。
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の開催 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	75	法令名	野菜生産出荷安定法	分野	農業		
事務名	野菜指定産地の指定の申出等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

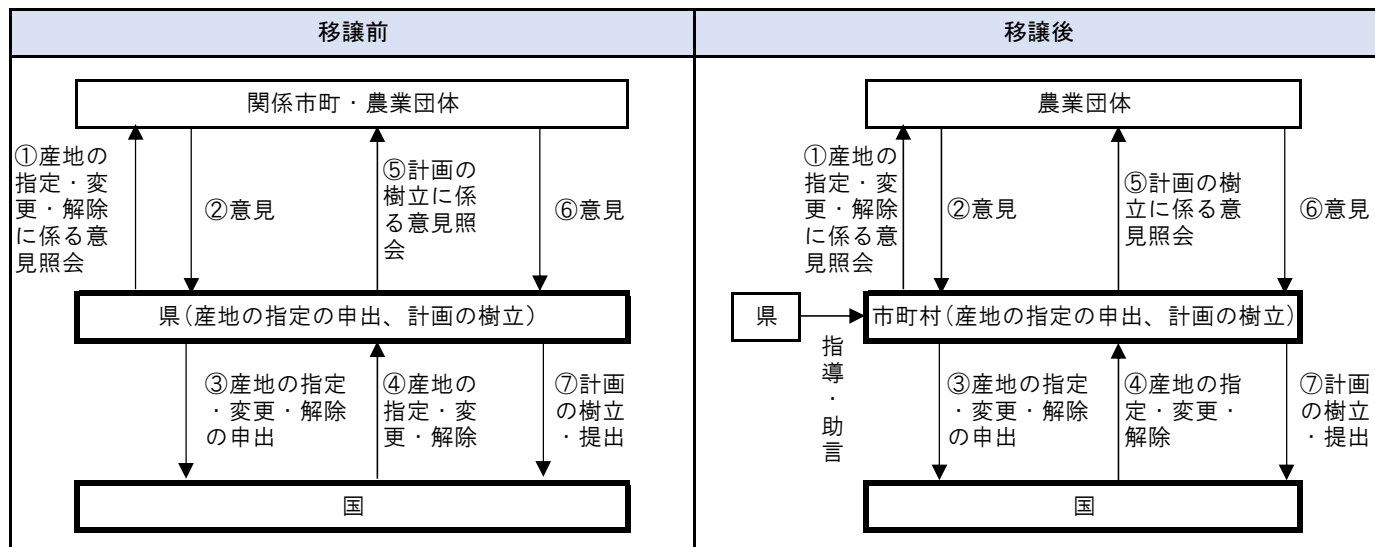
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> 野菜指定産地の指定、変更及び解除の申出 野菜指定産地ごとの生産出荷近代化計画の樹立 生産出荷近代化計画の樹立及び変更の提出及び公表 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農業者に身近な市町が、野菜価格安定対策事業（指定野菜の価格下落時に補填金が交付される事業）の活用に必要な野菜指定産地の指定の申出や生産出荷近代化計画の樹立を行うことにより、農業者や農業団体の負担が軽減される。 市町が事務を行うことにより、市町への意見聴取が不要となることで、事務手続の短縮化が図られる。 市町が新たに野菜指定産地の指定を行うことにより、地域の実情に合わせた主体的・総合的な農業行政を展開できる。 							
包括移譲	・該当なし							
特記事項	・野菜の生産流通や需要動向などに精通した職員の配置が望ましい。							
移譲の状況	法令移譲	・該当なし		特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	生産振興課いちご野菜担当		出先機関	農業振興事務所			

2. 移譲項目

(項目数：9)

事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数 (件)	1件当たり 処理時間 (h)
野菜指定産地の指定等に関する事務	第5条	野菜指定産地の指定の申出	0	16.00
	第6条第3項で準用する第5条	野菜指定産地の区域の変更	0	8.00
	第7条第2項で準用する第5条	野菜指定産地の指定の解除	0	8.00
生産出荷近代化計画の樹立等に関する事務	第8条第1項	生産出荷近代化計画の樹立	0	16.00
	第8条第5項	生産出荷近代化計画の樹立に係る意見の聴取	0	8.00
	第8条第6項	生産出荷近代化計画の提出と公表	0	8.00
	第9条第1項	生産出荷近代化計画の変更の届出	0	8.00
	第9条第2項で準用する第8条第5項	生産出荷近代化計画の変更に係る意見の聴取	0	12.00
	第9条第2項で準用する第8条第6項	生産出荷近代化計画の変更の提出と公表	0	8.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜生産出荷安定法施行令 ・ 野菜生産出荷安定法施行規則
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各農業協同組合 ・ 全国農業協同組合連合会栃木県本部 ・ 栃木県農業協同組合中央会 ・ 土地改良区、土地改良区連合会等
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 野菜指定産地の指定の申出及び生産出荷近代化計画の樹立に係る実務の指導等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	76	法令名	獣医師法	分野	農業		
事務名	診療簿及び検案簿の検査に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

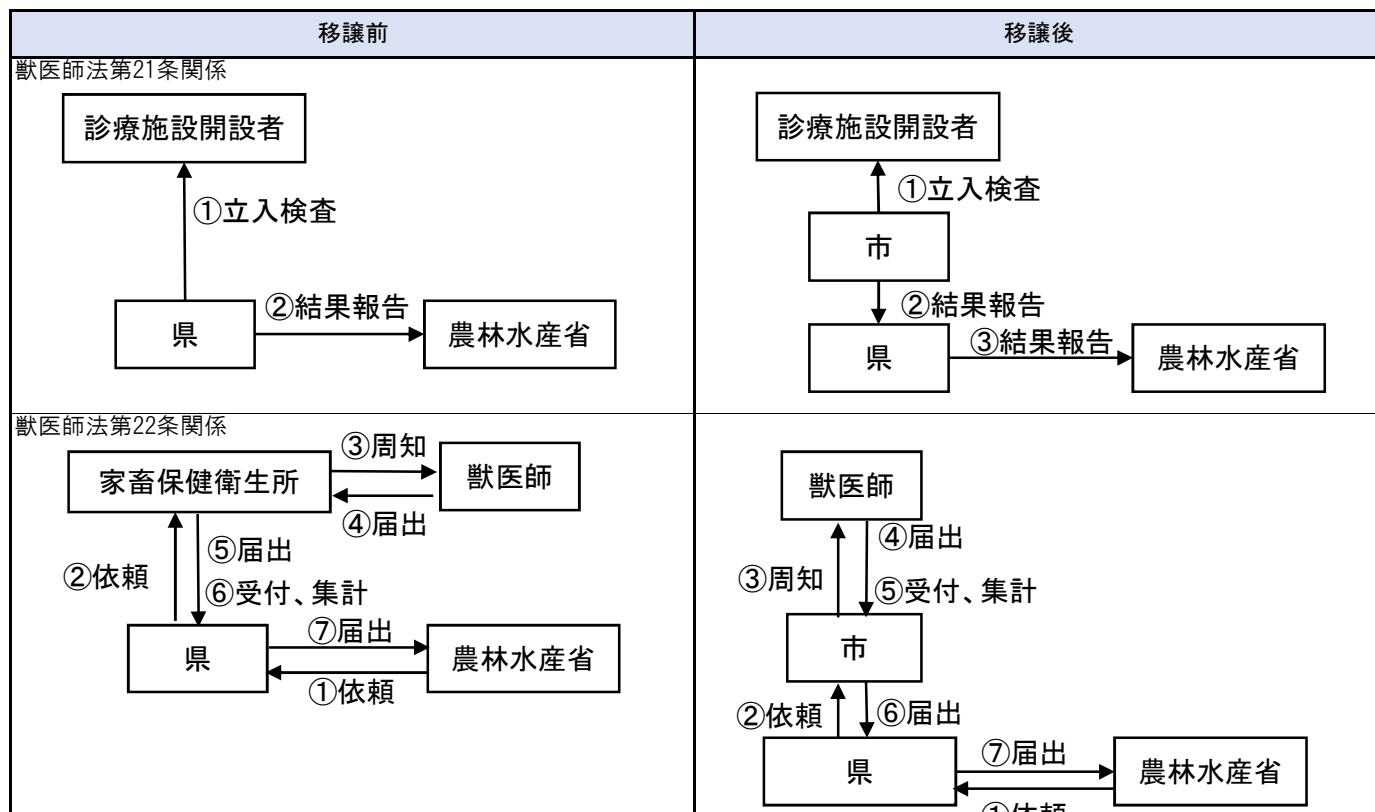
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療簿及び検案簿の検査（立入検査及び検査結果の報告） ・ 獣医師法第22条関係届出書の受付（届出の受理） 								
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の事情に精通した市町が開業獣医師等に対する指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 								
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医療法 								
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立入検査については、獣医学的知識を要するものであり、獣医師の資格を有する職員が従事する必要がある。 								
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし			特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	畜産振興課家畜衛生担当			出先機関	家畜保健衛生所			

2. 移譲項目

（項目数：3）

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
診療簿及び検案簿の検査に関する事務	第21条第3項	診療簿及び検案簿の検査	78	2.00
	第21条第4項	検査の結果の報告	0	4.00
獣医師届出書の受付に関する事務	第22条	獣医師届出書の受付、整理（隔年）	723 (前回H26)	0.10

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医師法施行令 ・ 獣医師法施行規則 ・ 獣医療法 ・ 獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について（農林水産省畜産局長通知）
関係機関・団体	栃木県獣医師会（法第22条届出関連）
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立入検査業務への同行支援 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	77	法令名	獣医療法	分野	農業		
事務名	診療施設の開設の届出の受理等に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

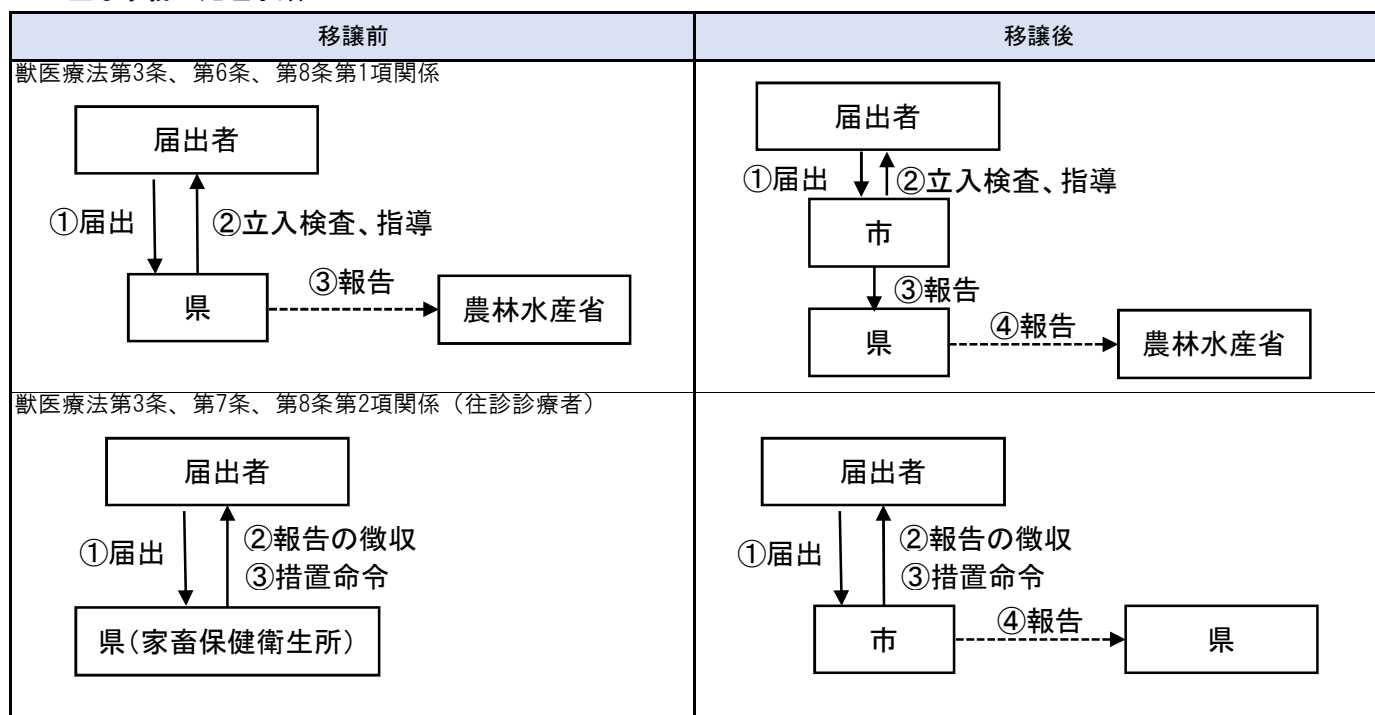
権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療施設の開設の届出の受理 ・ 診療施設の使用制限命令 ・ 往診診療者等への措置命令 ・ 診療施設への立入検査 ・ 診療施設開設者若しくは管理者及び往診診療者等に対する報告の徴収 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該診療施設が所在する市町が開設等の届出を受理することにより、事業者の負担が軽減される。 ・ 地域の事情に精通した市町が開業獣医師に対する指導監督を行うことにより、的確かつ迅速な対応が可能となる。 							
包括移譲	・ 獣医師法							
特記事項	・ 立入検査等については、獣医学的知識を要するものであり、獣医師の資格を有する職員が従事する必要がある。							
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし		特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	畜産振興課家畜衛生担当		出先機関	家畜保健衛生所			

2. 移譲項目

(項目数：5)

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
診療施設の届出受理及び立入検査等に関する事務	第3条	診療施設の開設の届出等の受理	7	4.00
	第6条	診療施設の使用制限命令等	0	4.00
	第7条第3項	往診診療者等に対する措置命令	0	4.00
	第8条第1項	報告の徴収、立入検査	78	4.00
	第8条第2項	命令及び物権の提出の要求	0	4.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・ 獣医師法・ 獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）・ 獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について（農林水産省畜産局長通知）・ 診療施設の開設状況等の調査（依頼）
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・ 立入検査業務への同行支援・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	78	法令名	土地改良法	分野	農業		
事務名	土地改良区に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の変更認可に関する事務 ・ 土地改良区の解散の認可に関する事務 ・ 土地改良区の合併の認可に関する事務 ・ 土地改良区の検査に関する事務 ・ 土地改良区の違反行為に対する措置に関する事務 等 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に精通した市町が土地改良区に対する指導監督を行うことにより、土地改良区の負担が軽減されるとともに、より迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区を行う土地改良事業に関する事務 ・ 3条資格者の行う土地改良事業に関する事務 ・ 市町村の行う土地改良事業に関する事務 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲の範囲は、法人の主たる事務所が単一の市町内にあるものであって、その行う事業が当該市町の区域を越えない場合に限る。 						
移譲の状況	法令移譲	該当なし	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	農地整備課管理指導担当	出先機関	農業振興事務所			

2 移譲項目

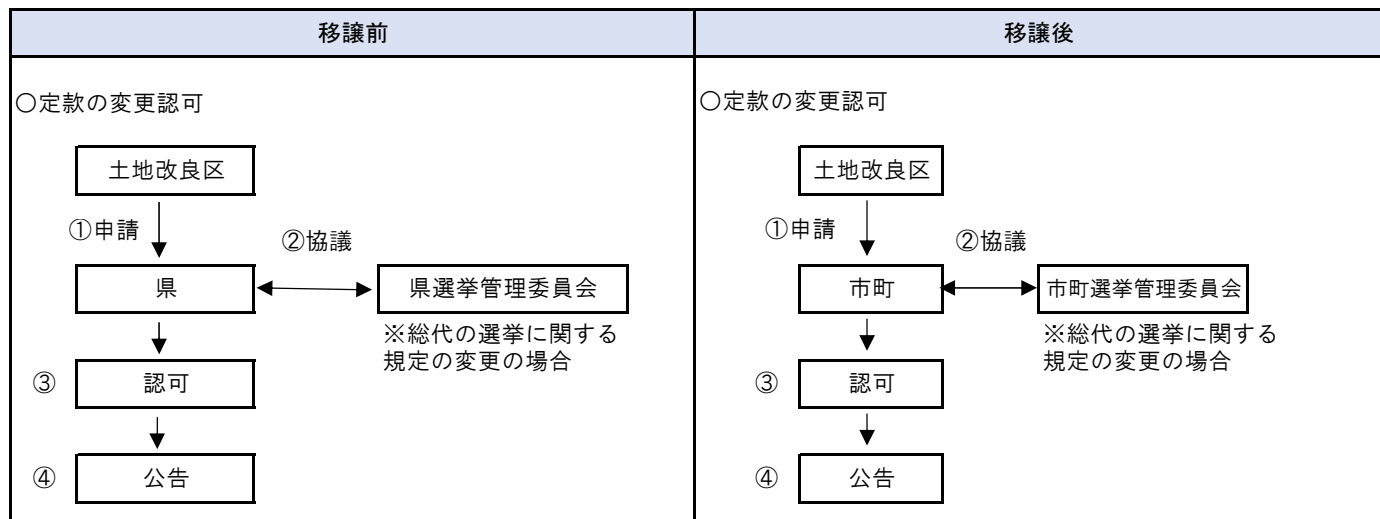
(項目数：26)

事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり 処理時間
土地改良区の役員の退就任届の受理等に関する事務	第18条第16項	土地改良区の役員の退就任届の届出の受理	49	0.50
	第18条第17項	土地改良区の役員の退就任届を受理した旨の公告	49	0.50
監事からの報告の受理に関する事務	第19条の4第3号	土地改良区の財産状況等に関する監事からの報告の受理	0	0.50
仮理事の選任に関する事務	第29条の3第1項	土地改良区の仮理事の選任	0	※
定款の変更認可に関する事務	第30条第2項	定款の変更認可	29	2.00
	第30条第3項	定款の変更認可をした旨の公告	29	1.00
	政令第47条	定款についての選挙管理委員会の意見の徴収	4	2.00
特定受益者からの経費徴収の認可に関する事務	第36条第8項	特定受益者からの経費徴収の認可	0	※
債権者からの異議の申出の受理等に関する事務	第41条第3項	債権者からの異議の申出の受理	0	0.50
	第41条第4項	債権者からの異議の申出に係る決定	0	1.00

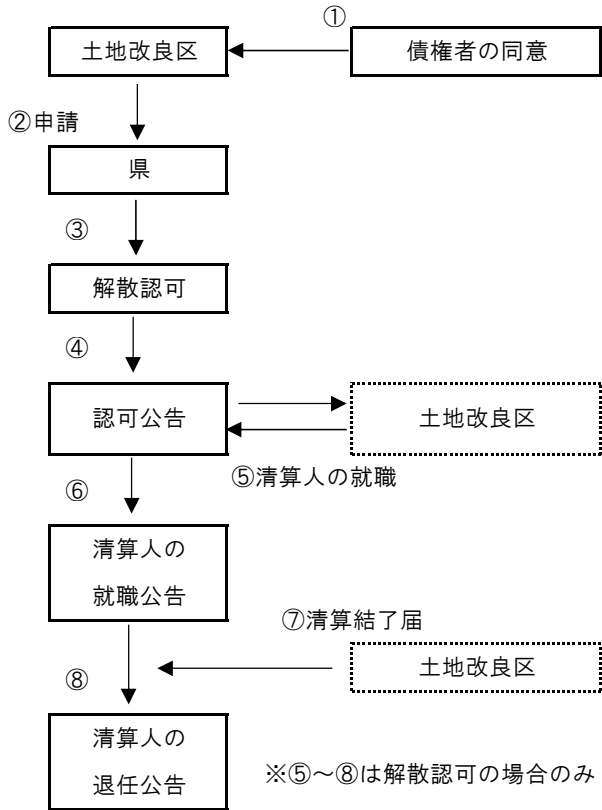
土地改良区の解散の認可に関する事務	第67条第2項	土地改良区の解散の認可	0	4.00
	第67条第3項	土地改良区の解散認可をした旨の公告	0	1.00
	第68条第4項で準用する第18条第16項	清算人の氏名及び住所の届出の受理	0	0.50
	第68条第4項で準用する第18条第17項	清算人の氏名及び住所の届出を受理した旨の公告	0	0.50
	第70条の2第3項	土地改良区の清算を監督する裁判所からの意見陳述、調査の囑託	0	0.50
	第70条の2第4項	土地改良区の清算を監督する裁判所への意見陳述	0	0.50
	第71条の2	清算結了の届出の受理	0	0.50
土地改良区の合併の認可に関する事務	第72条第2項	土地改良区の合併の認可	0	4.00
	第72条第3項	土地改良区の合併認可に係る公告	0	1.00
土地改良区の検査に関する事務	第132条第1項	土地改良区の検査	43	24.00
	第133条	組合員から請求があった場合に行う土地改良区の検査	0	32.00
土地改良区の違反行為に対する措置に関する事務	第134条第1項	違反行為に対する是正命令	0	0.50
	第134条第2項	土地改良区の役員の改選命令	0	0.50
	第134条第3項	土地改良区の役員の改選命令に係る解任	0	0.50
土地改良区の解散命令に関する事務	第135条第1項	土地改良区の解散命令	0	0.50
土地改良区の決議、選挙等の取消に関する事務	第136条第1項	土地改良区の決議、選挙等の取消	0	2.00

※県において処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

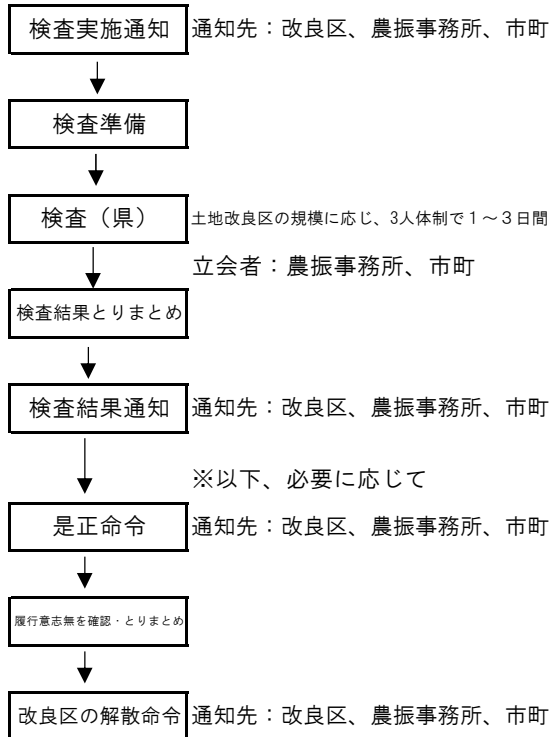
3. 主な事務の処理手順



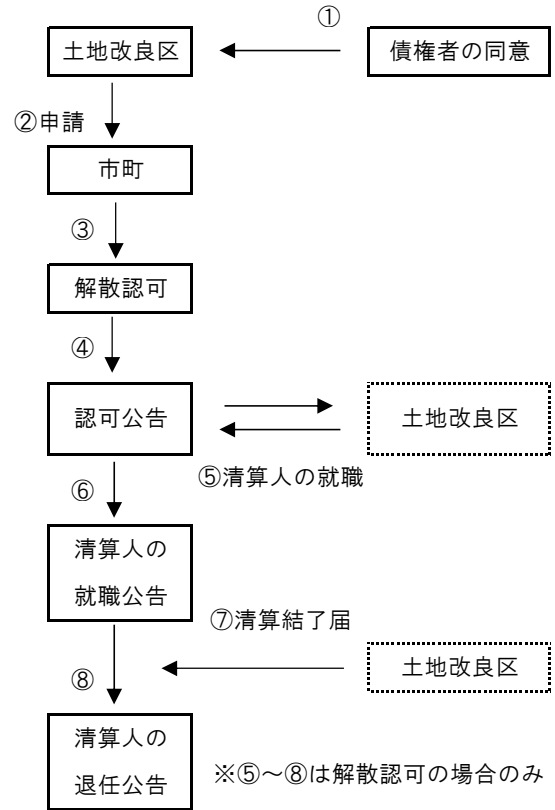
○解散・合併認可



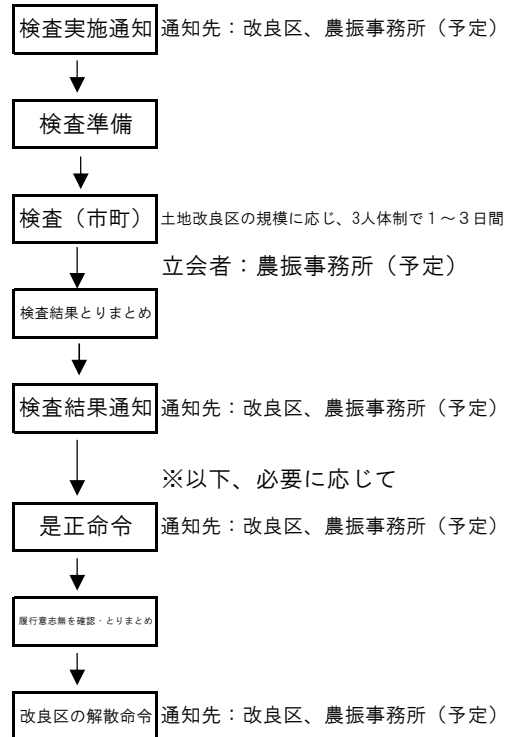
○土地改良区の検査



○解散・合併認可



○土地改良区の検査



4. 関連情報

関係法令等	・ 土地改良法施行規則
関係機関・団体	・ 選挙管理委員会
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 市町職員の事務研修の受入 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	79	法令名	土地改良法	分野	農業		
事務名	土地改良区を行う土地改良事業に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区を行う土地改良事業計画の認可に関する事務 ・ 土地改良区を行う土地改良事業の換地計画の認可等に関する事務 ・ 農業用排水施設等の管理規程の認可等に関する事務 ・ 土地改良事業の工事完了届の受理及び公告に関する事務 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に精通した市町が、土地改良区に対する指導監督と併せて土地改良事業計画の認可等を行うことにより、土地改良区の負担が軽減されるとともに、より迅速な対応が可能となる。 						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区に関する事務 ・ 3条資格者を行う土地改良事業に関する事務 ・ 市町村の行う土地改良事業に関する事務 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲の範囲は、その行う事業が当該市町の区域を越えない場合に限る。 ・ 土地改良事業計画の審査に必要な専門技術者の調査報告書作成のため、栃木県土地改良事業団体連合会と委託契約を締結する必要がある。 ・ 換地計画の認可に関する事務については、事務の発生頻度は極めて少ない。 						
移譲の状況	法令移譲	該当なし	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	農地整備課管理指導担当 農地整備課換地担当	出先機関	農業振興事務所			

2. 移譲項目

(項目数: 53)

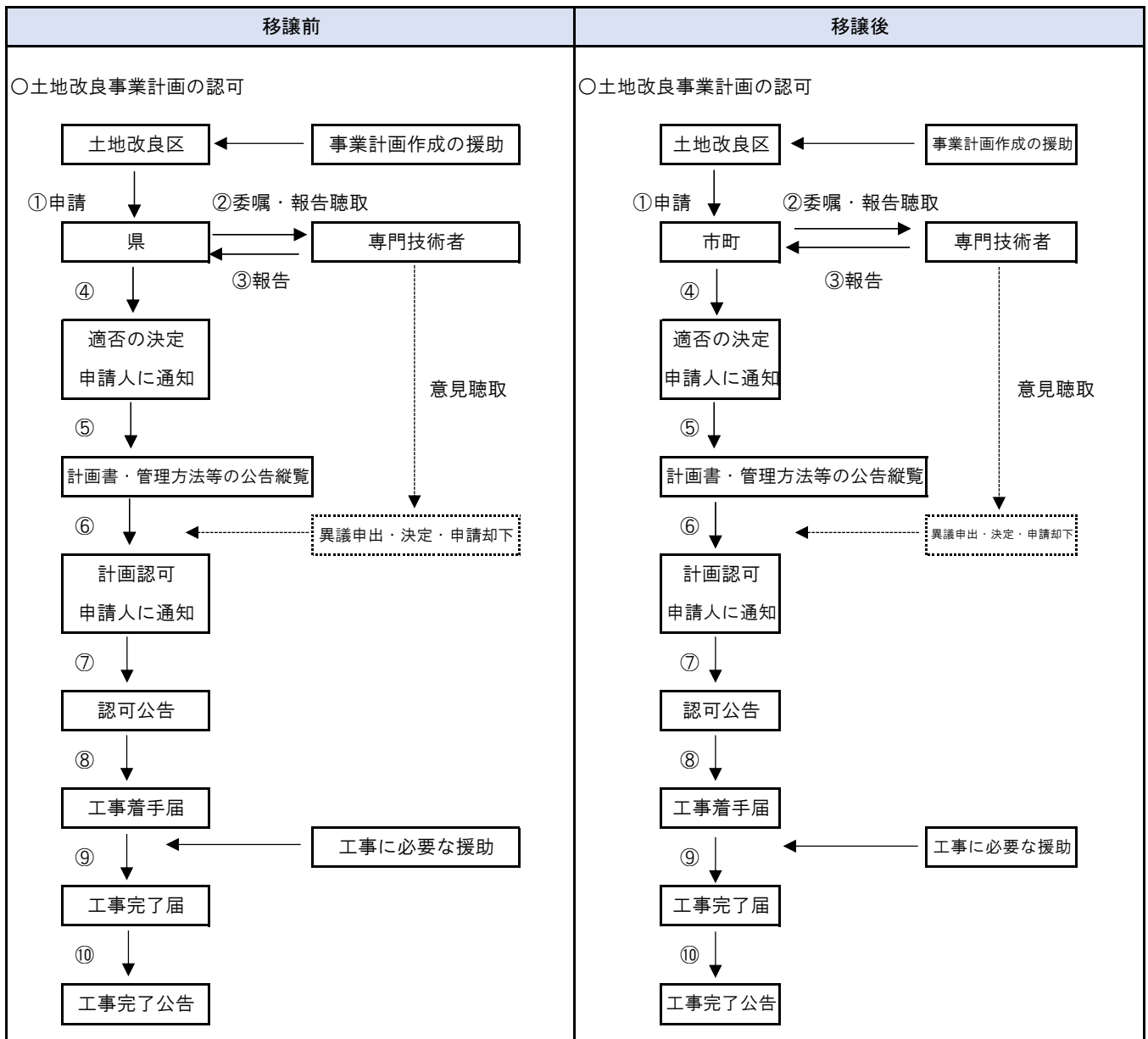
事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり処 理時間
土地改良事業計画の認可に関する事務	第6条第2項	農用地造成事業等のあつせん及び調停の申請の受理	0	0.50
	第6条第3項	農用地造成事業の同意へのあつせん及び調停	0	※2
	第6条第4項	農用地造成事業に同意をしない者に対する意見徴収、調停案の作成	0	※2
	第6条第5項	調停案の受託の勧告	0	※2
	第7条第5項	土地改良事業及び定款を定めるための技術的援助	※1	※2
	第8条第1項	土地改良事業計画及び定款の審査、決定、申請人への通知	2	1.00
	第8条第2項	土地改良事業計画の専門技術者調査	2	1.50
	第8条第6項	土地改良事業計画及び定款の決定の公告、その写しの縦覧	0	1.00
	第9条第1項	土地改良事業計画及び定款に異議のある者の申出受理	0	0.50
	第9条第2項	土地改良事業計画及び定款の異議申出に係る専門技術者の意見聴取及び決定	0	1.00
	第9条第4項	土地改良事業計画及び定款の申請却下	0	※2
	第10条第1項	土地改良区の設立認可	0	4.00
	第10条第3項	土地改良区設立認可の公告	0	1.00
	第47条第1項	土地改良事業の工事に係る技術的援助の申請の受理	0	0.50

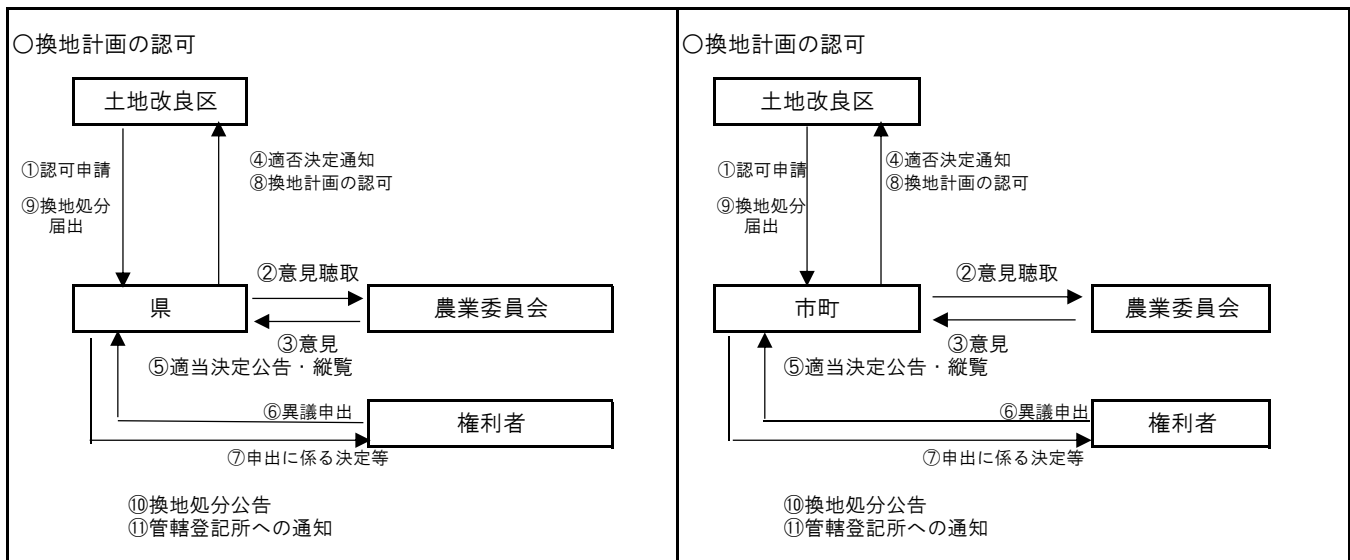
土地改良事業計画の変更の認可に関する事務	第48条第1項	土地改良事業計画の変更等の認可	6	4.00
	第48条第8項で準用する第6条第2項	土地改良事業の変更等に係る農用地造成事業等のあっせん及び調停の申請の受理	0	0.50
	第48条第8項で準用する第6条第3項	土地改良事業の変更等に係る農用地造成事業の同意へのあっせん及び調停	0	※2
	第48条第8項で準用する第6条第4項	土地改良事業の変更等に係る農用地造成事業に同意をしない者に対する意見聴取、調停案の作成	0	※2
	第48条第8項で準用する第6条第5項	調停案の受託の勧告	0	※2
	第48条第9項で準用する第7条第5項	土地改良事業計画の変更等を定めるための技術的援助	※1	※2
	第48条第9項で準用する第8条第1項	土地改良事業計画の変更等の審査、決定、申請人への通知	5	1.00
	第48条第9項で準用する第8条第2項	土地改良事業計画の変更等の専門技術者調査	5	1.50
	第48条第9項で準用する第9条第1項	土地改良事業計画の変更等に異議のある者の申出受理	0	0.50
	第48条第9項で準用する第9条第2項	土地改良事業計画の変更等の異議申出に係る専門技術者の意見聴取及び決定	0	1.00
	第48条第9項で準用する第9条第4項	土地改良事業計画の変更等の申請却下	0	※2
	第48条第9項で準用する第10条第1項	土地改良事業計画の変更等の認可	6	4.00
	第48条第10項	公告、縦覧等の手続きの省略の認定	0	0.50
	第48条第11項	土地改良事業計画の変更等の認可の公告	6	1.00
	第49条第1項	災害による応急工事計画の認可	1	2.00
土地改良区を行う土地改良事業の換地計画の認可等に関する事務	第52条第1項	換地計画の認可	0	※2
	第52条の2第1項	換地計画の適否の決定についての通知	0	※2
	第52条の2第3項	認可申請書に農業委員会の同意書の添附がない場合における換地計画に対する農業委員会への意見聴取	0	※2
	第52条の2第4項で準用する第8条第6項	換地計画の適当決定の公告・縦覧	0	※2
	第52条の3第1項	換地計画の異議申出の受理	0	※2
	第52条の3第2項で準用する第9条第2項	換地計画の異議申出についての決定	0	※2
	第52条の3第2項で準用する第9条第4項	換地計画の異議申出についての決定に係る同計画認可申請の却下	0	※2
	第53条の4第1項	換地計画の変更の認可	0	※2
	第53条の4第2項で準用する第52条の2第1項	変更換地計画の適否の決定についての通知	0	※2
	第53条の4第2項で準用する第52条の2第3項	認可申請書に農業委員会の同意書の添附がない場合における変更換地計画に対する農業委員会への意見聴取	0	※2
	第53条の4第2項で準用する第52条の2第4項で準用する第8条第6項	変更換地計画の適当決定の公告・縦覧	0	※2
	第53条の4第2項で準用する第52条の3第1項	変更換地計画の異議申出の受理	0	※2
	第53条の4第2項で準用する第52条の3第2項で準用する第9条第2項	変更換地計画の異議申出についての決定	0	※2
	第53条の4第2項で準用する第52条の3第2項で準用する第9条第4項	変更換地計画の異議申出についての決定に係る同計画認可申請の却下	0	※2
	第54条第3項	換地処分の届出の受理	0	※2
	第54条第4項	換地処分の公告	0	※2
	第54条第5項	換地処分の管轄登記所への通知	0	※2

農業用排水施設等の管理規程の認可等に関する事務	第57条の2第1項	農業用排水施設等の管理に係る管理規程の認可	0	2.00
	第57条の2第3項	農業用排水施設等の管理に係る管理規程の変更、廃止の認可	3	2.00
	第57条の2第4項	農業用排水施設等の管理に係る管理規程の認可、変更認可等の公告	3	1.00
工事完了届の受理及び公告に関する事務	第113条の3第1項	土地改良事業の工事の着手及び完了届出の受理	3	0.50
	第113条の3第2項	土地改良事業の工事完了の公告	3	1.00
損失補償の許可に関する事務	第122条第2項ただし書	土地改良事業に係る損失補償の許可	0	1.50
都市計画審議会等の意見聴取に関する事務	第125条の2	都市計画審議会等の意見聴取	0	1.50

※1 前年度処理件数は把握していない。
 ※2 県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順





4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法施行令 ・ 土地改良法施行規則 ・ 農地法 ・ 農業振興地域の整備に関する法律 ・ 都市計画法 ・ 河川法 ・ 水質汚濁防止法 ・ 換地計画実施要領（農林省構造改善局長通達）
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 市町職員の実務研修の受入 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	80	法令名	土地改良法	分野	農業		
事務名	第3条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条資格者の行う土地改良事業の施行の認可に関する事務 ・第3条資格者の行う土地改良事業計画の変更の認可に関する事務 ・第3条資格者の行う土地改良事業の換地計画の認可等に関する事務 							
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に精通した市町が、土地改良事業計画の認可等を行うことにより、申請者の負担が軽減されるとともに、より迅速な対応が可能となる。 							
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区に関する事務 ・土地改良区の実行する土地改良事業に関する事務 ・市町村の実行する土地改良事業に関する事務 							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・移譲の範囲は、その行う事業が当該市町の区域を越えない場合に限る。 ・事務の発生頻度は極めて少ない。 ・土地改良事業計画の審査に必要な専門技術者の調査報告書作成のため、栃木県土地改良事業団体連合会と委託契約を締結する必要がある。 ・第3条資格者とは土地改良事業に参加する資格を有する者を指し、土地改良法第3条に規定されている。 							
移譲の状況	法令移譲	・該当なし		特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	農地整備課管理指導担当 農地整備課換地担当		出先機関	農業振興事務所			

2. 移譲項目

(項目数：40)

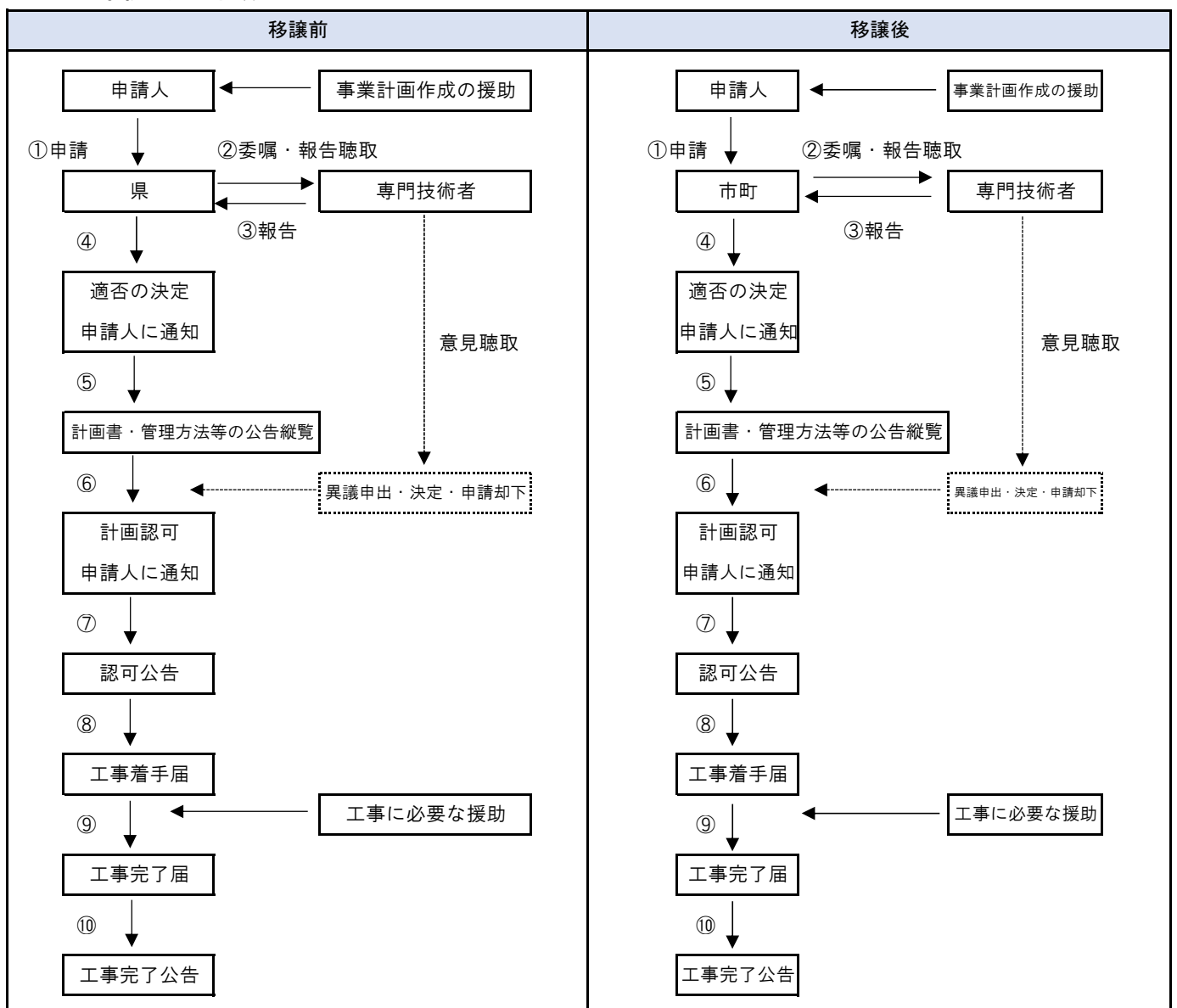
事務の名称	条項	権限の内容	H29年度 処理件数	1件当たり 処理時間
第3条資格者の行う土地改良事業の施行の認可に関する事務	第95条第1項	土地改良事業の施行の認可	1	4.00
	第95条第3項で準用する第7条第5項	土地改良事業計画作成の援助	1	※1
	第95条第3項で準用する第8条第1項	土地改良事業計画の適否決定、申請人に通知	1	1.00
	第95条第3項で準用する第8条第2項	土地改良事業計画の審査（専門技術者の委嘱、報告聴取）	1	1.50
	第95条第3項で準用する第8条第6項	土地改良事業計画の適当決定公告、縦覧	1	1.00
	第95条第3項で準用する第9条第1項	土地改良事業計画に異議のある者の申出の受理	0	0.50
	第95条第3項で準用する第9条第2項	利害関係人からの異議申出に対する決定（専門技術者の意見聴取）	0	1.00
	第95条第3項で準用する第9条第4項	申請の却下	0	※2
	第95条第3項で準用する第10条第1項	土地改良事業計画の認可	1	4.00
	第95条第4項	土地改良事業計画の認可をした旨の公告	1	1.00
	第96条で準用する第47条	土地改良事業の工事に必要な援助の申請の受理	0	0.50

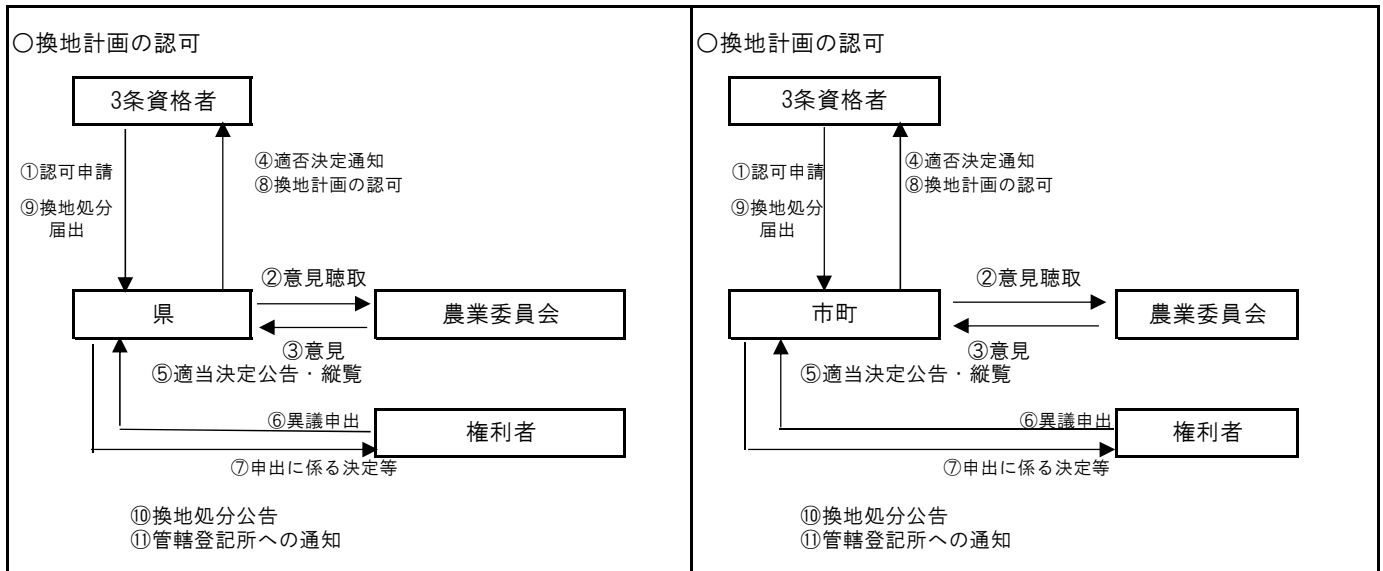
第3条資格者の行う土地改良事業計画の変更の認可に関する事務	第95条の2第1項	土地改良事業の計画変更の認可	0	4.00
	第95条の2第3項で準用する第7条第5項	土地改良事業計画作成にあたっての援助	0	※2
	第95条の2第3項で準用する第8条第1項	土地改良事業の計画変更の適否決定、申請人に通知	0	1.00
	第95条の2第3項で準用する第8条第2項	土地改良事業の計画変更の審査（専門技術者の委嘱、報告聴取）	0	1.50
	第95条の2第3項で準用する第8条第6項	土地改良事業の計画変更の適当決定公告、縦覧	0	1.00
	第95条の2第3項で準用する第9条第1項	土地改良事業計画の変更に関する異議のある者の申し出の受理	0	0.50
	第95条の2第3項で準用する第9条第2項	利害関係人からの異議申出に対する決定（専門技術者の意見聴取）	0	1.00
	第95条の2第3項で準用する第9条第4項	申請の却下	0	※2
	第95条の2第3項で準用する第10条第1項	土地改良事業計画変更の認可	0	4.00
	第95条の2第3項で準用する第48条第10項	公告、縦覧等の手続きの省略の認定	0	0.50
	第95条の2第3項で準用する第48条第11項	土地改良事業計画変更の認可の公告	0	4.00
	第95条第4項	土地改良事業の計画変更の認可をした旨の公告	0	1.00
第3条資格者の行う土地改良事業の換地計画の認可等に関する事務	第96条で準用する第52条第1項	換地計画の認可	1	4.00
	第96条で準用する第52条の2第1項	換地計画の適否の決定についての通知	1	1.00
	第96条で準用する第52条の2第3項	認可申請書に農業委員会の同意書の添付がない場合における換地計画に対する農業委員会への意見聴取	0	※2
	第96条で準用する第52条の2第4項で準用する第8条第6項	換地計画の適当決定の公告・縦覧	1	1.00
	第96条で準用する第52条の3第1項	換地計画の異議申出の受理	0	※2
	第96条で準用する第52条の3第2項で準用する第9条第2項	換地計画の異議申出についての決定	0	※2
	第96条で準用する第52条の3第2項で準用する第9条第4項	換地計画の異議申出についての決定に係る同計画認可申請の却下	0	※2
	第96条で準用する第53条の4第1項	換地計画の変更の認可	0	※2
	第96条で準用する第53条の4第2項で準用する第52条の2第1項	変更換地計画の適否の決定についての通知	0	※2
	第96条で準用する第53条の4第2項で準用する第52条の2第3項	認可申請書に農業委員会の同意書の添付がない場合における変更換地計画に対する農業委員会への意見聴取	0	※2
	第96条で準用する第53条の4第2項で準用する第52条の2第4項で準用する第8条第6項	変更換地計画の適当決定の公告・縦覧	0	※2
	第96条で準用する第53条の4第2項で準用する第52条の3第1項	変更換地計画の異議申出の受理	0	※2

第96条で準用する第53条の4第2項で準用する第52条の3第2項で準用する第9条第2項	変更換地計画の異議申出についての決定	0	※2
第96条で準用する第53条の4第2項で準用する第52条の3第2項で準用する第9条第4項	変更換地計画の異議申出についての決定に係る同計画認可申請の却下	0	※2
第96条で準用する第54条第3項	換地処分の届出の受理	1	1.00
第96条で準用する第54条第4項	換地処分の公告	1	1.00
第96条で準用する第54条第5項	換地処分の管轄登記所への通知	1	1.00

※1 処理時間は事案によって異なる。
 ※2 県においても事務処理実績がなく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順





4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法施行令 ・ 土地改良法施行規則 ・ 都市計画法 ・ 農地法 ・ 農業振興地域の整備に関する法律 ・ 換地計画実施要領（農林省構造改善局長通達）
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理マニュアルの配布 ・ 研修会の開催 ・ 市町職員の実務研修の受入 ・ 移譲市町からの相談に対する随時対応 等
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	81	法令名	土地改良法	分野	農業分野		
事務名	市町村の行う土地改良事業に関する事務（換地計画の認可等）			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	・市町村の行う土地改良事業の換地計画の認可等に関する事務						
移譲の趣旨・メリット	・市町が換地計画の認可に関する事務を行うことにより、県への申請等が不要となることから、事務処理の時間短縮が図られる。						
包括移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区に関する事務 ・土地改良区の行う土地改良事業に関する事務 ・3条資格者の行う土地改良事業に関する事務 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・移譲の範囲は、その行う事業が当該市町の区域を越えない場合に限る。 ・事務の発生頻度は極めて少ない。 						
移譲の状況	法令移譲	該当なし	特例条例	市	0	町	0
県担当課	本庁	農地整備課換地担当	出先機関	農業振興事務所			

2. 移譲項目

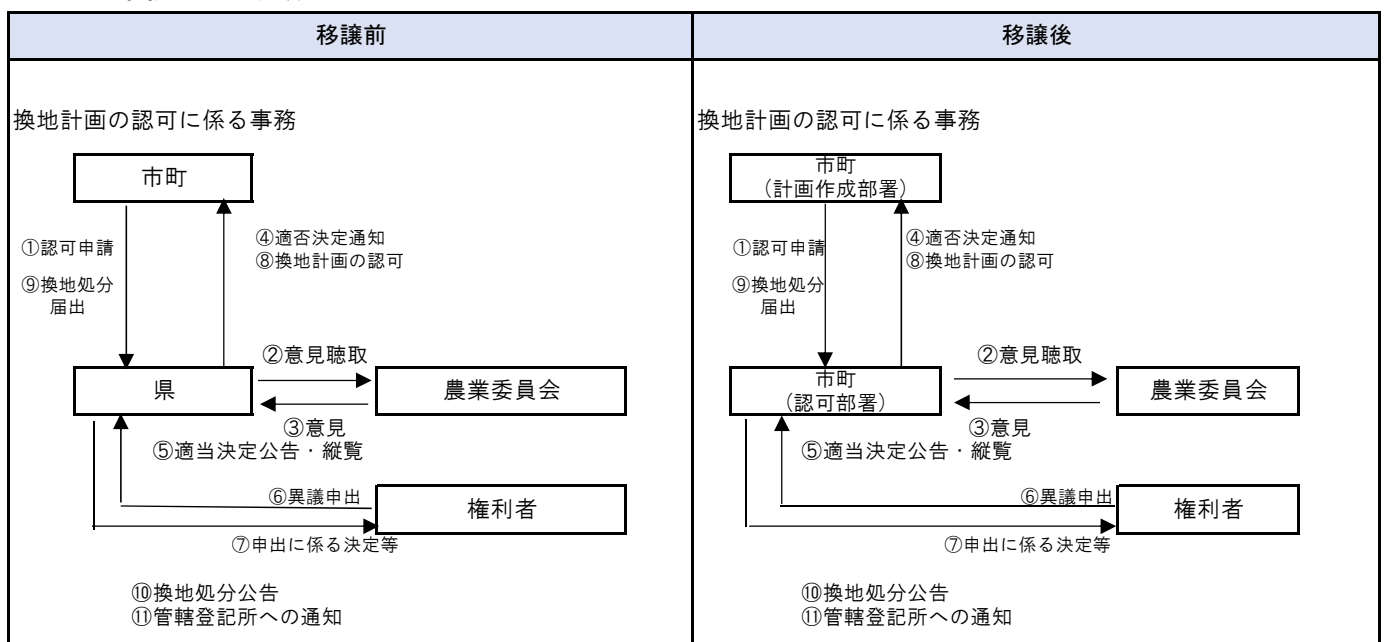
（項目数：17）

事務の名称	条項	権限の内容	H28年度 処理件数	1件当たり 処理時間
市町村の行う土地改良事業の換地計画の認可等に関する事務	第96条の4第1項で準用する第52条第1項	換地計画の認可	0	※
	第96条の4第1項で準用する第52条の2第1項	換地計画の適否の決定についての通知	0	※
	第96条の4第1項で準用する第52条の2第3項	認可申請書に農業委員会の同意書の添附がない場合における換地計画に対する農業委員会への意見聴取	0	※
	第96条の4第1項で準用する第52条の2第4項で準用する第8条第6項	換地計画の適当決定の公告・縦覧	0	※
	第96条の4第1項で準用する第52条の3第1項	換地計画の異議申出の受理	0	※
	第96条の4第1項で準用する第52条の3第2項で準用する第9条第2項	換地計画の異議申出についての決定	0	※
	第96条の4第1項で準用する第52条の3第2項で準用する第9条第4項	換地計画の異議申出についての決定に係る同計画認可申請の却下	0	※

市町村の行う土地改良事業の換地計画の変更の認可等に関する事務	第96条の4第1項で準用する第53条の4第1項	換地計画の変更の認可	0	※
	第96条の4第1項で準用する第53条の4第2項で準用する第52条の2第1項	変更換地計画の適否の決定についての通知	0	※
	第96条の4第1項で準用する第53条の4第2項で準用する第52条の2第3項	認可申請書に農業委員会の同意書の添付がない場合における変更換地計画に対する農業委員会への意見聴取	0	※
	第96条の4第1項で準用する第53条の4第2項で準用する第52条の2第4項で準用する第8条第6項	変更換地計画の適当決定の公告・縦覧	0	※
	第96条の4第1項で準用する第53条の4第2項で準用する第52条の3第1項	変更換地計画の異議申出の受理	0	※
	第96条の4第1項で準用する第53条の4第2項で準用する第52条の3第2項で準用する第9条第2項	変更換地計画の異議申出についての決定	0	※
	第96条の4第1項で準用する第53条の4第2項で準用する第52条の3第2項で準用する第9条第4項	変更換地計画の異議申出についての決定に係る同計画認可申請の却下	0	※
	第96条の4第1項で準用する第54条第3項	換地処分の届出の受理	0	※
	第96条の4第1項で準用する第54条第4項	換地処分の公告	0	※
	第96条の4第1項で準用する第54条第5項	換地処分の管轄登記所への通知	0	※

※県においても処理実績が少なく、標準的な処理時間を設定しがたい。

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none">・ 土地改良法・ 土地改良法施行令・ 土地改良法施行規則・ 換地計画実施要領（農林省構造改善局長通達）・ 行政不服審査法
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
必要な設備・備品等	<ul style="list-style-type: none">・ 該当なし
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none">・ 移譲市町からの相談に対する随時対応
財源措置	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村権限移譲交付金

移譲事務調書

事務No.	82	法令名	ガス事業法	分野	安全・安心		
事務名	販売事業者からの報告徴収等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	・ ガス用品販売事業者からの報告徴収、立入検査、製品提出命令に関する権限						
移譲の趣旨・メリット	・ 既に政令で県内各市に移譲されている事務であり、ガス用品を購入・使用する消費者に身近な町が事務を行うことにより、迅速かつ的確な対応が可能になり、消費者の保安の向上が図れる。						
包括移譲	・ 該当無し						
特記事項	・ 平成24年度の政令移譲時に、特例移譲として当時の岩舟町に権限移譲した経過がある。						
移譲の状況	法令移譲	市	特例条例	市	—	町	0
県担当課	本庁	工業振興課保安担当	出先機関	該当無し			

2. 移譲項目

(項目数：3)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
ガス用品販売事業者からの報告徴収、立入検査、製品提出命令に関する事務	第46条第1項	報告徴収	0	2.00
	第47条第1項	立入検査	0	2.50
	第47条の2第1項	ガス用品の提出命令	0	2.00

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<p>ガス用品の販売の事業を行う者からの報告の徴収</p> <pre> graph LR A[県・市] -- 報告要求 --> B[販売の事業を行う者] B -- 報告 --> A </pre>	<p>ガス用品の販売の事業を行う者からの報告の徴収</p> <pre> graph LR A[県・市・町] -- 報告要求 --> B[販売の事業を行う者] B -- 報告 --> A </pre>
<p>ガス用品の販売の事業を行う者の事業場への立入検査</p> <pre> graph LR A[県・市] -- 立入検査(改善指導) --> B[事業者(場)] B -- (改善報告) --> A </pre>	<p>ガス用品の販売の事業を行う者の事業場への立入検査</p> <pre> graph LR A[県・市・町] -- 立入検査(改善指導) --> B[事業者(場)] B -- (改善報告) --> A </pre>
<p>ガス用品の提出命令</p> <pre> graph LR A[県・市] -- 命令 --> B[ガス用品の所有者 又は占有者] B -- 提出 --> A </pre>	<p>ガス用品の提出命令</p> <pre> graph LR A[県・市・町] -- 命令 --> B[ガス用品の所有者 又は占有者] B -- 提出 --> A </pre>

4. 関連情報

関係法令等	・ガス事業法施行令 ・ガス事業法施行規則
関係機関・団体	・該当無し
市町条例等の制定改廃	・該当無し
審議会等の設置	・該当無し
必要な設備・備品等	・該当無し
移譲に当たっての支援等	・マニュアルを配布予定
財源措置	・市町村権限移譲交付金

移譲事務調書

事務No.	83	法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	分野	安全・安心		
事務名	販売事業者からの報告徴収等に関する事務			区分	ア	重点移譲	

1 基本情報

権限の概要	・ 液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告の徴収、立入検査、液化石油ガス器具等の提出命令に関する権限						
移譲の趣旨・メリット	・ 既に政令で県内各市に移譲されている事務であり、液化石油ガス器具等を購入・使用する消費者に身近な町が事務を行うことにより、迅速かつ的確な対応が可能になり、消費者の保安の向上が図れる。						
包括移譲	・ 該当無し						
特記事項	・ 平成24年度の政令移譲時に、特例移譲として当時の岩舟町に権限移譲した経過がある。						
移譲の状況	法令移譲	市	特例条例	市	—	町	0
県担当課	本庁	工業振興課保安担当	出先機関	該当無し			

2 移譲項目

(項目数：3)

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
液化石油ガス器具販売事業者からの報告徴収、立入検査、製品提出命令に関する事務	第82条第1項	報告徴収	0	2.00
	第83条第1項	立入検査	8	2.50
	第83条の2第1項	液化石油ガス器具等の提出命令	0	2.00

3 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<p>液化石油ガス器具の販売の事業を行う者からの報告の徴収</p>	<p>液化石油ガス器具の販売の事業を行う者からの報告の徴収</p>
<p>液化石油ガス器具の販売の事業を行う者の事業場への立入検査</p>	<p>液化石油ガス器具の販売の事業を行う者の事業場への立入検査</p>
<p>液化石油ガス器具の提出命令</p>	<p>液化石油ガス器具の提出命令</p>

4. 関連情報

関係法令等	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
関係機関・団体	・ 該当無し
市町条例等の制定改廃	・ 該当無し
審議会等の設置	・ 該当無し
必要な設備・備品等	・ 該当無し
移譲に当たっての支援等	・ マニュアルを配布予定
財源措置	・ 市町村権限移譲交付金

移譲事務調査

事務No.	84	法令名	計量法	分野	安全・安心		
事務名	立入検査等に関する事務			区分	工	重点移譲	○

1 基本情報

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定物象量が表記された特定商品（特定商品の販売に係る計量に関する政令別表第1第1号から第19号まで、第21号及び第22号に掲げる特定商品で、特定物象量が質量により表記されたものに限る。）の販売の事業を行う者（小売業者に限る。）の事業所等への立入検査等 ・ 立入検査の結果に応じた特定物象量の表記の抹消、勧告、公表、命令 						
移譲の趣旨・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に精通した市町が検査を行うことにより、対象事業所の実態把握が容易となり、より計画的に検査を実施することが可能となる。 ・ 事業者身近な市町が検査を行うことにより、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。 						
包括移譲	・ 該当なし						
特記事項	・ 該当なし						
移譲の状況	法令移譲	中核市	特例条例	市	3	町	2
県担当課	本庁	産業政策課	出先機関	計量検定所			

2. 移譲項目

（項目数：6）

事務の名称	条項	権限の内容	H27年度 処理件数	1件当たり 処理時間
商品量目立入検査に関する事務	第15条第1項	不適正事業者に対する勧告	0	1.50
	第15条第2項	勧告を受けた者が勧告に従わない旨の公表	0	10.00
	第15条第3項	勧告に係る措置をとるべきことの命令	0	4.00
	第148条第1項	特定物象量が表記された特定商品の販売事業所等への立入検査等	42	3.17
	第150条第1項	特定物象量の表記の抹消	0	1.00
	第150条第2項	特定物象量の表記の抹消に係る理由の告知	0	0.50

3. 主な事務の処理手順

移譲前	移譲後
<p>県が下記立入等を実施</p> <div style="text-align: center;"> <p>不適正商品数率</p> <p>立入検査の実施 → 15%以下 口頭指導及び結果の通知する 15%超 口頭指導及び改善報告書を提出することについて文書通知する。</p> <p>再立入検査の実施 ← 提出 ← 未提出 督促及び勧告等法令に基づく措置を検討する。</p> <p>5%超15%以下 → 勧告を検討し 改善報告書 及び 始末書 の提出を求める。 15%超 → 勧告し 改善報告書 及び 始末書 の提出を求める。 (法第15条第1項)</p> <p>勧告した事業者が悪質と認められる場合又は改善の意志が認められない場合は (法第15条第3項)(法第15条第2項) 改善命令又は公表を検討する。</p> </div>	<p>市町が下記立入等を実施</p> <div style="text-align: center;"> <p>不適正商品数率</p> <p>立入検査の実施 → 15%以下 口頭指導及び結果の通知する 15%超 口頭指導及び改善報告書を提出することについて文書通知する。</p> <p>再立入検査の実施 ← 提出 ← 未提出 督促及び勧告等法令に基づく措置を検討する。</p> <p>5%超15%以下 → 勧告を検討し 改善報告書 及び 始末書 の提出を求める。 15%超 → 勧告し 改善報告書 及び 始末書 の提出を求める。 (法第15条第1項)</p> <p>勧告した事業者が悪質と認められる場合又は改善の意志が認められない場合は (法第15条第3項)(法第15条第2項) 改善命令又は公表を検討する。</p> </div>

4. 関連情報

関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商品の販売に係る計量に関する政令 ・ 特定商品の販売に係る計量に関する省令 ・ 計量単位令 ・ 計量単位規則
関係機関・団体	・ 該当なし
市町条例等の制定改廃	・ 該当なし
審議会等の設置	・ 該当なし
必要な設備・備品等	・ 質量計及び分銅
移譲に当たっての支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の開催 ・ 市町が実施する立入検査への同行支援 ・ その他市町の希望に応じた対応を予定
財源措置	・ 市町村総合交付金

移譲事務調書

事務No.	85	法令名	社会教育法	分野	教育		
事務名	社会教育主事の資格の認定に関する事務			区分	工	重点移譲	

1 基本情報

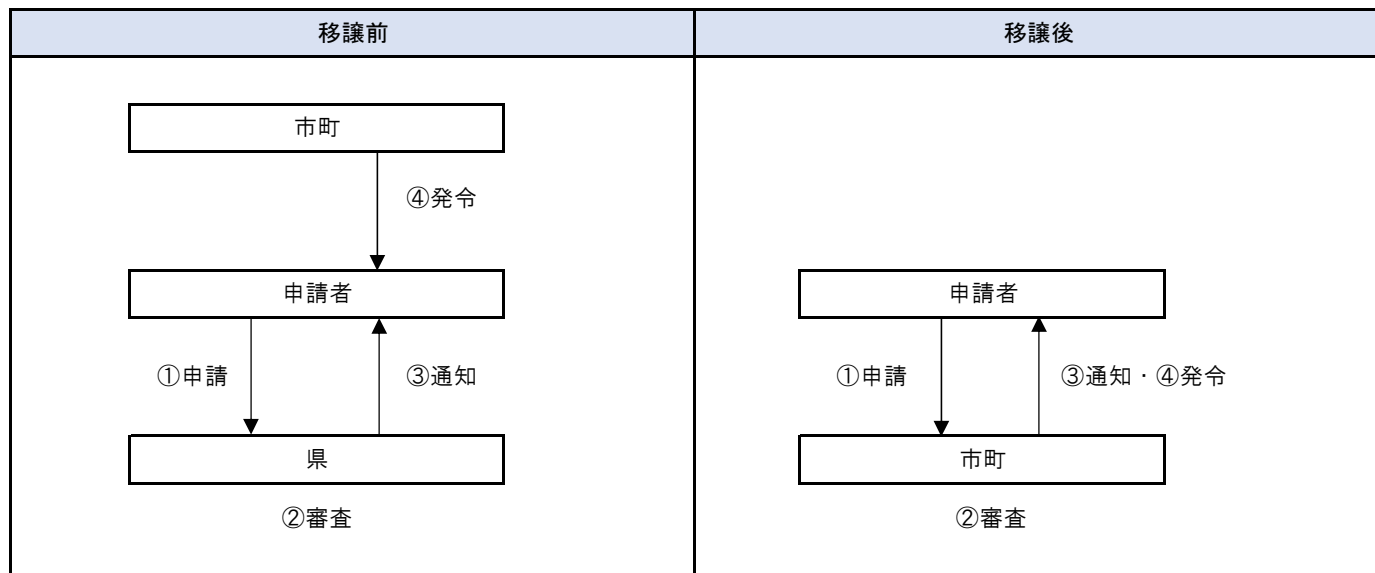
権限の概要	・ 社会教育法に定める社会教育主事の講習を修了した者のうち、社会教育に関する専門的事項について教養と経験を有する者に対する社会教育主事の資格の認定								
移譲の趣旨・メリット	・ 都道府県及び市町村の教育委員会は社会教育主事を置くことが義務づけられており（社会教育法第九条の二）、社会教育主事の発令を行う前提となる資格の認定事務を市町に移譲することにより、発令と一体的な事務処理が可能となる。								
包括移譲	・ 該当なし								
特記事項	・ 該当なし								
移譲の状況	法令移譲	・ 該当なし			特例条例	市	1	町	0
県担当課	本庁	生涯学習課ふれあい学習担当			出先機関	・ 該当なし			

2. 移譲項目

(項目数：1)

事務の名称	条項	権限の内容	H30年度 処理件数	1件当たり 処理時間
社会教育主事の資格の認定に関する事務	第9条の4第4号	社会教育主事の資格の認定	0	2.00

3. 主な事務の処理手順



4. 関連情報

関係法令等	社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和35年2月12日栃木県教育委員会規則第3号）
関係機関・団体	・該当なし
市町条例等の制定改廃	・市町において、県と同様の認定基準を定める必要がある。
審議会等の設置	・該当なし
必要な設備・備品等	・該当なし
移譲に当たっての支援等	・認定基準及び事務処理フロー等の提供
財源措置	・市町村総合交付金